

令和4年度

岩手県水防計画  
(案)

岩手県

## 注意事項

原則として令和4年4月1日時点の情報を記載していますが、以下の項目については東日本大震災の影響により正確な情報ではないことがあります。

- ・雨量、水位観測所の緯度、経度、標高

## 令和4年度岩手県水防計画目次

第1章 総則	P. 1
第2章 水防組織	P. 6
第3章 重要水防箇所	P. 7
第4章 予報及び警報等	P. 8
第5章 雨量・水位等の観測及び通報	P. 11
第6章 気象等予報・警報の情報収集	P. 12
第7章 ダム・水門等の操作	P. 13
第8章 通信連絡	P. 14
第9章 水防施設及び輸送	P. 15
第10章 水防活動	P. 16
第11章 水防信号、水防標識等	P. 19
第12章 協力及び応援	P. 21
第13章 費用負担と公用負担	P. 22
第14章 水防報告等	P. 23
第15章 水防訓練	P. 24
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	P. 25
第17章 水防協力団体	P. 29
第18章 水防管理団体の水防計画	P. 30

## 令和4年度岩手県水防計画目次

第1章 総則 1.1 目的 1.2 用語の定義 1.3 水防の責任等 1.4 安全配慮	P. 1
第2章 水防組織 2.1 県の水防組織 2.2 水防管理団体の水防組織 2.3 大規模氾濫減災協議会	P. 6
第3章 重要水防箇所 3.1 国管理河川の重要水防箇所 3.2 県管理河川の重要水防箇所	P. 6
第4章 予報及び警報等 4.1 気象庁が行う予報及び警報等 4.2 洪水予報河川における洪水予報 4.3 水位周知河川における水位到達情報 4.4 水防警報	P. 8
第5章 雨量・水位等の観測及び通報 5.1 雨量の観測及び通報 5.2 水位の観測及び通報 5.3 危機管理型水位計による水位の観測	P. 11
第6章 気象等予報・警報の情報収集	P. 12
第7章 ダム・水門等の操作 7.1 ダム・水門等 7.2 操作の連絡及び連絡系統	P. 13
第8章 通信連絡 8.1 水防の連絡 8.2 その他の通話施設の使用	P. 14
第9章 水防施設及び輸送 9.1 水防倉庫及び資器材 9.2 輸送の確保	P. 15



## 令和4年度岩手県水防計画目次

第10章 水防活動 10.1 水防配備 10.2 巡視及び警戒 10.3 水防作業 10.4 警戒区域の指定 10.5 避難のための立退き 10.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	P. 16
第11章 水防信号、水防標識等 11.1 水防信号 11.2 水防標識 11.3 身分証票	P. 19
第12章 協力及び応援 12.1 河川管理者の協力及び援助 12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定 12.3 自衛隊の派遣要請	P. 21
第13章 費用負担と公用負担 13.1 費用負担 13.2 公用負担	P. 22
第14章 水防報告等 14.1 水防記録 14.2 水防報告	P. 23
第15章 水防訓練	P. 24
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 16.1 洪水等対応 16.2 津波対応	P. 25
第17章 水防協力団体 17.1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供 17.2 水防協力団体の業務 17.3 水防協力団体と水防団等の連携 17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用	P. 29
第18章 水防管理団体の水防計画 18.1 水防管理団体の水防計画 18.2 水防計画の公表 18.3 水防協議会の設置 18.4 水防管理団体の水防計画作成要領	P. 30

## 第1章 総則

### 1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

#### (1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

#### (2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

#### (3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

#### (4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

#### (5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

#### (6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

#### (7) 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

#### (8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

#### (9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又

は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2）。

(13) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 3）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては避難判断水位、氾濫注意水位（警戒水位）への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき

水位をいう。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(24) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(25) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(26) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。

(27) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する

効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の 6）。

### 1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

#### (1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ②水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災対策協議会の設置（法第 15 条の 10）
- ⑫水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- ⑬水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

#### (2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第 5 条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ④水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第 13 条の 2 第 2 項）
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第 14 条の 2）
- ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）

- ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告。(法第 15 条の 3)
  - ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8)
  - ⑪予想される水災の危険の周知(法第 15 条の 11)
  - ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第 17 条)
  - ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第 19 条第 2 項)
  - ⑭警戒区域の設定(法第 21 条)
  - ⑮警察官の援助の要求(法第 22 条)
  - ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第 23 条)
  - ⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第 25 条、法第 26 条)
  - ⑱公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第 28 条第 3 項)
  - ⑲避難のための立退きの指示(法第 29 条)
  - ⑳水防訓練の実施(法第 32 条の 2)
  - ㉑(指定水防管理団体)水防計画の作成及び要旨の公表(法第 33 条第 1 項及び第 3 項)
  - ㉒(指定水防管理団体)水防協議会の設置(法第 34 条)
  - ㉓水防協力団体の指定・公示(法第 36 条)
  - ㉔水防協力団体に対する監督等(法第 39 条)
  - ㉕水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第 40 条)
  - ㉖水防従事者に対する災害補償(法第 45 条)
  - ㉗消防事務との調整(法第 50 条)
- (3) 国土交通省の責任
- ①洪水予報の発表及び通知(法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項)
  - ②量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第 12 条)
  - ③洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法 13 条の 4)
  - ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第 13 条第 1 項)
  - ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第 14 条)
  - ⑥大規模氾濫減災対策協議会の設置(法第 15 条の 9)
  - ⑦水防警報の発表及び通知(法第 16 条第 1 項及び第 2 項)
  - ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第 31 条)
  - ⑨特定緊急水防活動(法第 32 条)
  - ⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第 40 条)
  - ⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第 48 条)
- (4) 河川管理者の責任
- ①水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第 15 条の 12)
- (5) 気象庁の責任
- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知(法第 10 条第 1 項、気象業務

法第 14 条の 2 第 1 項)

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

(6) 水防協力団体の義務

①決壊の通報（法第 25 条）

②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）

⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

#### 1.4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

また水防管理団体の長は、水防団員自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

津波に対する各海岸における水防団員の安全確保対策方針を図表 1-1（p32）のとおり定める。

なお、津波対策の河川管理施設および海岸保全施設については、今後全箇所について水防団員の安全確保対策方針をこの計画に定めるものとする。

## 第 2 章 水防組織

### 2.1 県の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮（以下「**水害等**」という。）のおそれがあると認められるときから**水害等**の危険が解除されるまで、県は県土整備部河川課に水防本部を、各土木部等には水防隊を設置する。

水防本部の組織系統図・業務概要は図表 2-1（p33）のとおりとする。ただし、岩手県災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

各土木部等の水防隊は、管内の水防管理団体と綿密な連絡をとり、管内の状況を常に把握するとともに、水防作業の応援、指導及び水防事務を迅速に処理し、その状況を県水防本部に連絡するものとする。

### 2.2 水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、水防管理団体の水防計画に定めることとする。

各水防管理団体の団員数等は図表 2-2（p34）のとおりである。

### 2.3 大規模氾濫減災協議会

大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。



## 第3章 重要水防箇所

### 3.1 国管理河川の重要水防箇所

国管理河川における重要水防箇所の評定基準は、図表 3-1 (p35) のとおりであり、設定箇所について図表 3-2 (p37) のとおりである。

### 3.2 県管理河川の重要水防箇所

重要水防箇所の設定基準は図表 3-3 (p74) のとおりであり、県内の設定箇所について図表 3-4 (p76) に一覧表を、別冊「岩手県主要河川重要水防箇所図」において位置図等を示す。



## 第4章 予報及び警報等

### 4.1 気象庁が行う予報及び警報等

盛岡地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を岩手河川国道事務所長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報等の種類及び発表基準は、図表 4-1 (p116) のとおりである。

伝達系統図は図表 4-2 (p135) のとおりである。

### 4.2 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、図表 4-3 (p136) のとおりである。

洪水予報を行う河川名、区域、基準地点、担当機関は、図表 4-4 (p137) のとおりである。

また洪水予報の伝達系統図は、図表 4-5 (p138) のとおりである。

### 4.3 水位周知河川における水位到達情報

知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位）及び避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

水位到達情報の通知を行う河川名、区域、担当機関は知事が行う水防警報図表（4-8 (p143)）に同じ。

水位到達情報の伝達系統図は、知事が行う水防警報（図表 4-9 (p149)）に同じ。

また、水位周知河川において避難判断水位を超過又は超過のおそれがある場合には、河川管理者から市町村長等に対し、水位到達情報や堤防等の河川管理施設の異常に係る情報を、直接電話連絡（ホットライン）することとする。

## 4.4 水防警報

### 4.4.1 洪水時の河川に関する水防警報

#### (1) 国土交通省が行う水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする

水防警報を行う河川名、区域、基準観測所、担当機関は図表 4-6 (p139) のとおりである。

水防警報の伝達系統図は、図表 4-7 (p141) のとおりである。

## (2) 県が行う水防警報

知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする

水防警報を行う河川名、区域、基準観測所、担当機関は図表 4-8 (p143) のとおりである。水防警報の伝達系統図は、図表 4-9 (p149) のとおりである。

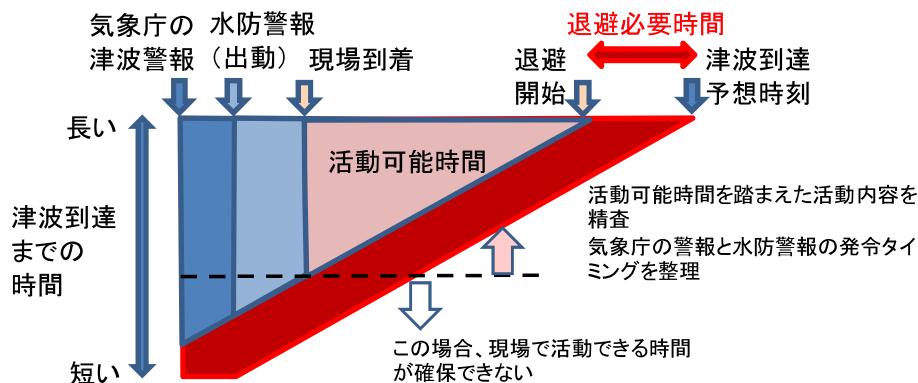
種類	内 容	発令基準
準備	別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動の準備を行う。	図表 4-6 (p139) 及び図表 4-8 (p143) に記載の「準備」水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき
出動	別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。	図表 4-6 (p139) 及び図表 4-8 (p143) に記載の「出動」水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき
解除	別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。	水防活動の必要がなくなったとき

#### 4.4.2 津波に関する水防警報

法第 16 条の規定による、知事が指定した海岸・河川についての津波水防警報については、気象庁が発表する津波予報及び警報に応じて、次のように発令したこととみなし、実際の津波発生時には津波水防警報発令の事務手続きは行わないこととする。

種類	内容	発令基準
出動	水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（1.4 安全配慮に記載）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水閘門を閉鎖する。 また別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。	大津波警報発表 津波警報発表 津波注意報発表
解除	水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（1.4 安全配慮に記載）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水閘門を開放する。 また別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。	大津波警報解除 津波警報解除 津波注意報解除

（※令和 2 年 4 月 1 日現在、法第 16 条に基づき知事が指定した海岸・河川はない）



なお、各市町村の実状（経験や歴史的経緯等）や立地条件を踏まえた「活動可能時間」に従って行動するものとする。「活動可能時間」を定めない市町村にあっては、県が操作を必要とする津波対策施設の閉鎖時間を設計する際の基準としている「地震発生後 14 分間」を活動可能時間の目安とすることができる。

避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。

※ 以下の内容について、事前に定めておくこと。

- 水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻
- 水防団員の安否確認方法（連絡体制）
- 水防活動内容の精査・重点化
- 水防団員の避難手段や避難経路の確認

## 第5章 雨量・水位等の観測及び通報

### 5.1 雨量の観測及び通報

#### (1) 雨量観測所

県内の雨量観測所は、図表 5-1 (p170) のとおりである。

#### (2) 雨量の通報

大雨のおそれがある場合には、図表 5-1 (p170) に定める観測施設管理者は、図表 5-2 (p187) の通報要領により、図表 5-3 (p189) の連絡系統図に基づき、それぞれの関係機関に連絡するものとする。

### 5.2 水位の観測及び通報

#### (1) 水位観測所

県内の水位観測所（危機管理型水位計による水位観測所を除く。）は、図表 5-4 (p208) のとおりである。

#### (2) 水位の通報

出水のおそれがある場合には、図表 5-4 (p208) に定める観測施設管理者は、図表 5-2 (p187) の通報要領により、図表 5-3 (p189) の連絡系統図に基づき、それぞれの関係機関に連絡するものとする。

#### (3) 水位の公表

図表 5-4 (p208) で定める水位観測所について、観測所管理者は水位を公表するものとする。公表手段・公表を行う時間間隔等は、図表 5-4 (p208) 及び図表 5-6 (p238) 雨量・水位の公表要領で定める。

### 5.3 危機管理型水位計による水位の観測

#### (1) 危機管理型水位計による水位観測所

県内の危機管理型水位計による水位観測所は、図表 5-5 (p223) のとおりである。

#### (2) 水位の公表

図表 5-5 (p223) で定める水位観測所について、観測所管理者は「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）ホームページで水位を公表するものとする。

「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）

ホームページ URL <https://k.river.go.jp/>

## 第6章 気象等予報・警報の情報収集

盛岡地方気象台から発表される気象等予報・警報は、岩手県知事から総合防災情報ネットワークシステムにより、また、東日本電信電話株式会社から警報事項が市町村あてに連絡されるので、市町村においては、地域住民に対し緊急に警報等を周知される経路計画を樹立しておくものとする。

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

### (1) 気象情報

気象庁

- ・あなたの町の防災情報

<https://www.jna.go.jp/bosai/>

- ・気象警報・注意報

<https://www.jna.go.jp/bosai/nap.html#contents=warning>

- ・アメダス

<https://www.jna.go.jp/bosai/nap.html#contents=amedas>

- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

<https://www.jna.go.jp/bosai/nove/>

- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jna.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jna.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

- ・盛岡地方気象台

<https://www.jna-net.go.jp/norioka/>

### (2) 雨量・河川水位

図表 5-6 (p238) のとおり

### (3) 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】<http://www.mhi.t.go.jp/kowan/nwphas/>

【スマートフォン・携帯版】<http://nwphas.mhi.t.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク

[http://www.jna.go.jp/jp/choi/bosai/choui\\_nap.html](http://www.jna.go.jp/jp/choi/bosai/choui_nap.html)

気象庁

- ・潮位観測情報

<https://www.jna.go.jp/bosai/nap.html#contents=tidelvel>

- ・海洋の健康診断表・波浪に関するデータ

<https://www.data.jna.go.jp/gnd/kaiyou/shindan/index.html>

- ・波浪に関するデータ

[https://www.data.jna.go.jp/gnd/kaiyou/shindan/index\\_wave.html](https://www.data.jna.go.jp/gnd/kaiyou/shindan/index_wave.html)

## 第7章 ダム・水門等の操作

### 7.1 ダム・水門等

#### (1) 河川区間のダム・水門（洪水時操作）

県内のダム施設一覧表を図表 7-1 (p241) に示す。また県内の水門は別冊「岩手県主要河川重要水防箇所図」に示す。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則、操作規定等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

#### (2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮時操作）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則、操作要領等に基づき、的確な操作を行うものとする。

### 7.2 操作の連絡及び連絡系統

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則、操作規定等に基づき、放流等の情報や貯水池の状況その他必要な事項等を関係機関に迅速に連絡するものとし、その際は、操作規定等及び図表 7-2 (p243) および図表 7-3 (p262) の連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定している。

## 第8章 通信連絡

### 8.1 水防の連絡

水防のための連絡は、主として電話により行うこととする。水防関係機関電話番号一覧表は、図表 8-1 (p278) のとおりとする。

### 8.2 その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、その状況に応じて岩手県地域防災計画第3章第3節通信情報計画に定められた通信施設を使用することができる。

## 第9章 水防施設及び輸送

### 9.1 水防倉庫及び資器材

- ①県は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を、図表 9-1 (p287) のとおり備蓄するものとする。
- ②水防管理団体は、その重要水防箇所に応じて水防倉庫その他水防資器材備蓄場を設け、図表 9-2 (p291) に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。なお、指定水防管理団体の水防用器具資材備蓄基準を図表 9-3 (p297) に示すが、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、実情にあわせてその数量を増減することができる。
- ③水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えるよう努めること。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。
- ④水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長および三陸国道事務所長又は岩手県各広域振興局土木部等の長の承認を受けて使用することができる。  
なお、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長および三陸国道事務所長又は岩手県各広域振興局土木部等の長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

### 9.2 輸送の確保

- ①非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、各広域振興局土木部等の長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくよう努めるものとする。  
また水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を想定して次のような輸送経路図を作成して各広域振興局土木部等の長に提出しておくのが望ましい。
  - ・付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
  - ・万一に備えた多角的輸送路の選定図
- ②異常な自然現象等に伴う災害復旧、人員及び物資の輸送、情報の収集並びに伝達、医療活動等の基地等とするため水防ヘリポートを準備する。使用にあたっては、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長の承認により使用するものとする。水防ヘリポートの所在地等は図表 9-4 (p298) に示す。



## 第10章 水防活動

### 10.1 水防配備

#### (1) 県の非常配備

県は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、県土整備部河川課に県水防本部を置き、またその下部組織として広域振興局土木部等に水防隊を置いて水防事務を処理するものとする。ただし、岩手県災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

県水防本部の長および広域振興局土木部等の水防隊の長は、自らの管轄水防区域の状況を考慮して、あらかじめ各配備区分における出動人員を定めておくとともに、緊急に必要があると認めるときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行う。

県水防本部の設置（廃止）基準及び体制については、図表 10-1 (p299) のとおり。

岩手県災害対策本部設置（廃止）基準及び体制については、図表 10-2 (p300) のとおり。

#### (2) 水防管理団体の非常配備

##### ①水防管理団体の非常配備

水防管理団体の非常配備については、あらかじめその体制を整備しておくものとする。

##### ②水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね図表 10-3 (p302) を標準とし、水防管理者はあらかじめ配備体制の詳細を定めるものとする。

### 10.2 巡視及び警戒

#### (1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 12 章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

## (2) 出水時

### (ア) 洪水

水防管理者等は、非常配備体制を敷いたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄広域振興局土木部等の長及び河川等の管理者に報告し、所轄広域振興局土木部等の長は県水防本部に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### (イ) 高潮

水防管理者等は、非常配備体制を敷いたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄広域振興局土木部等の長及び河川等の管理者に連絡し、所轄広域振興局土木部等の長は県水防本部に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

## 10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、図表 10-4 (p303) のとおりである。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

#### 10.4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

#### 10.5 避難のための立退き

- ① 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

- ② 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を所轄広域振興局土木部等の長に速やかに報告し、所轄広域振興局土木部等の長は県水防本部に報告するものとする。
- ③ 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

#### 10.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

##### (1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は直ちに関係者（一般住民、所轄警察署、所轄広域振興局土木部等及び隣接市町村）に通報するものとする。通報を受けた所轄広域振興局土木部等の長は、速やかに県水防本部に連絡し、県水防本部は県防災課その他必要と認める関係機関に連絡するものとする。

##### (2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

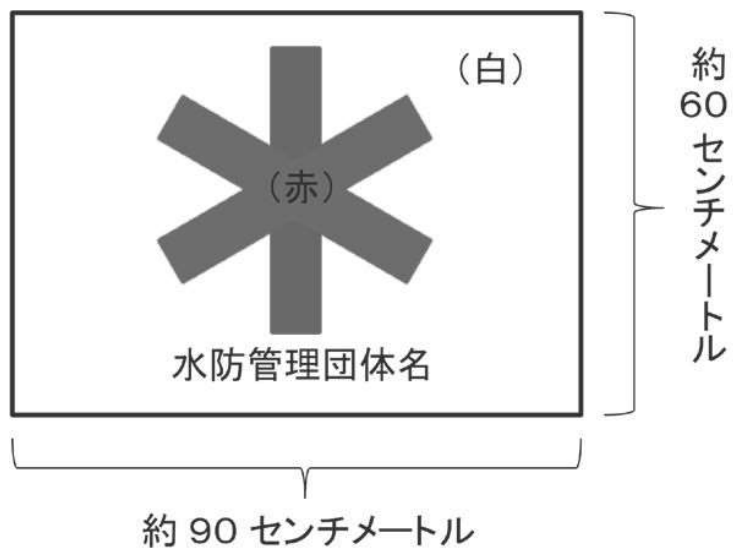
## 第 11 章 水防信号、水防標識等

### 11.1 水防信号

知事の定める水防信号は、図表 11-1 (p316) のとおりとする。

### 11.2 水防標識

(1) 知事の定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



(2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

### 11.3 身分証票

#### (1) 県の職員の身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する県の職員の身分証票は次のとおりとする。

(表) (例)

第	号
身分証票	
住	所
氏	名
職	名
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
年	月 日
〇〇県知事	
氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	

(裏) (例)

(1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

#### (2) 水防管理団体の職員の身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、当該水防管理者が定めるものとする。

## 第12章 協力及び応援

### 12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位）の提供（伝達方法については、「岩手県河川情報システム」（岩手県）、「川の防災情報」（国土交通省）及び「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）ホームページによる）
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

### 12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

### 12.3 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、岩手県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。この場合において、水防管理者は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

また、水防管理者は、連絡が取れない等岩手県知事に災害派遣要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができるものとする。ただしこの通知をしたときは速やかに、その旨を岩手県知事に報告しなければならない。

自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する活動等は、岩手県地域防災計画によるものとする。

## 第13章 費用負担と公用負担

### 13.1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

### 13.2 公用負担

#### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④(②における収用を除く。)の権限を行使することができる。

#### (2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

#### (3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

#### (4) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第 14 章 水防報告等

### 14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### 14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を所轄広域振興局土木部を経由して県水防本部に報告するとともに、県水防本部は当該水防管理者からの報告について東北地方整備局に報告するものとする。



## 第 15 章 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や東北地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

## 第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

### 16.1 洪水等対応

#### 16.1.1 浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

県が指定する浸水想定区域の公表状況及び関係市町村は図表 16-1 (p333) のとおりである。

市町村は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

県は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表し、関係市町村に通知する。

#### 16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議または水防協議会は、洪水浸水想定区域の指定があったとき、又は雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報、**その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報**の伝達方法
- ② 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地  
イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの  
ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの  
ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

### 16.1.3 洪水ハザードマップ

浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記16.1.2①②③に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第7条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

### 16.1.4 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスクとして把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

### 16.1.5 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

### 16.1.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

### 16.1.7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

### 16.1.8 タイムラインについて

水位周知河川において、防災関係機関が災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、事前に何を行わなければならないかについて検討した防災行動をまとめたタイムラインを作成するものとする。

## 16.2 津波対応

### 16.2.1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

### 16.2.2 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議等は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

### 16.2.3 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域を含む市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

### 16.2.4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## 第 17 章 水防協力団体

### 17.1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、17.2 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

### 17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

### 17.3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(水防法第 32 条の 3)

### 17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、図表 17-1 (p334) を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

## 第 18 章 水防管理団体の水防計画

### 18.1 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、法第 33 条に定めるとおり水防協議会又は市町村防災会議に諮り、速やかに知事に届け出るものとする。

### 18.2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

### 18.3 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合の議決で定めるものとする。

### 18.4 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（案）（水防管理団体版）を参考にして作成することができる。

(余白)



## 図表目次

図表 1-1	水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針	P. 32
図表 2-1	岩手県水防本部機構	P. 33
図表 2-2	市町村別消防団(水防団)員数及び水防管理団体一覧表	P. 34
図表 3-1	重要水防箇所評定基準(国管理)	P. 35
図表 3-2	重要水防箇所調書(国管理)	P. 37
図表 3-3	重要水防箇所評定基準(県管理)	P. 74
図表 3-4	重要水防箇所調書(県管理)	P. 76
図表 4-1	気象等予報・警報	P. 116
図表 4-2	水防上必要な気象等予報・警報の伝達系統図	P. 135
図表 4-3	北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報	P. 136
図表 4-4	北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報を行う河川名、区域等	P. 137
図表 4-5	北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図	P. 138
図表 4-6	国土交通省が行う水防警報	P. 139
図表 4-7	国土交通省が行う水防警報 伝達系統図	P. 141
図表 4-8	岩手県知事が行う水防警報	P. 143
図表 4-9	岩手県知事が行う水防警報 伝達系統図	P. 149
図表 5-1	雨量の観測箇所一覧	P. 170
図表 5-2	雨量、水位の通報要領	P. 187
図表 5-3	雨量、水位観測所 連絡系統図	P. 189
図表 5-4	水位の観測箇所一覧	P. 208
図表 5-5	危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧	P. 223
図表 5-6	雨量、水位の公表要領	P. 238
図表 7-1	岩手県内ダム施設一覧表	P. 241
図表 7-2	堰堤門扉 連絡系統図	P. 243
図表 7-3	津波、高潮時 連絡系統図	P. 262
図表 8-1	水防関係機関電話番号一覧表	P. 278
図表 9-1	県有水防倉庫の水防備蓄器具資材一覧表	P. 287
図表 9-2	水防管理団体の水防備蓄器具、資材数一覧表	P. 291
図表 9-3	指定水防管理団体の水防用器具資材備蓄基準	P. 297
図表 9-4	水防ヘリポート	P. 298
図表 10-1	岩手県水防本部設置(廃止)基準及び体制	P. 299
図表 10-2	岩手県災害対策本部設置(廃止)基準及び体制(抜粋)	P. 300
図表 10-3	水防団非常配備区分(例)	P. 302
図表 10-4	水防作業及び工法	P. 303
図表 11-1	水防法の規定による水防の信号	P. 332
図表 16-1	浸水想定区域指定・公表河川一覧	P. 333
図表 17-1	水防協力団体指定要領及び関係様式	P. 334

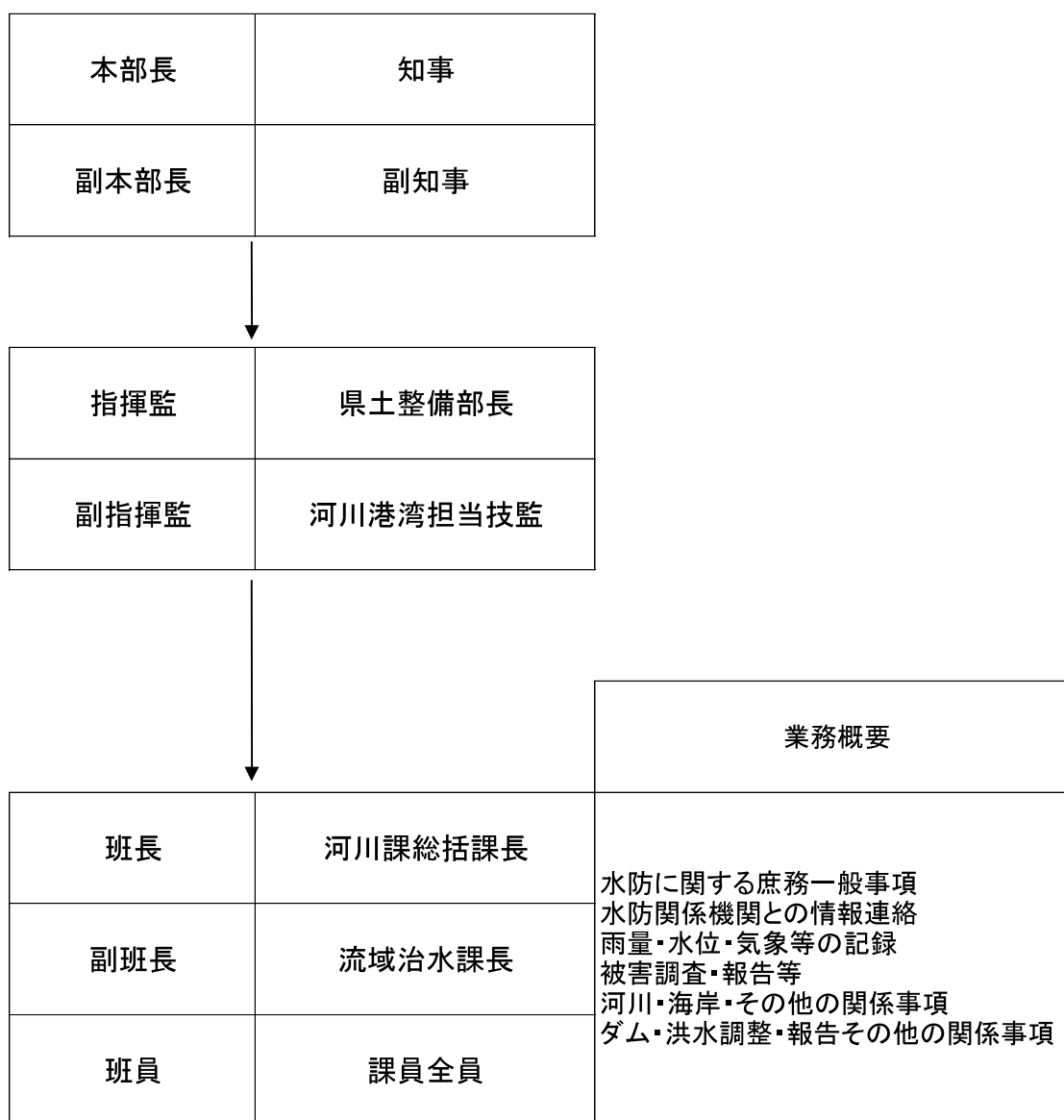


図表 1-1 水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針

各水閘門については以下のいずれかの方針により、水防団員等水防活動従事者の安全を確保する。なお、各施設毎の操作方法等詳細については、各施設の操作規則等により定めるものとする。

- ① 水閘門の遠隔操作化をはかり、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。
- ② 陸閘の統廃合により箇所数を減じる。
- ③ 陸閘を常時閉鎖し、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。
- ④ 水門を常時閉鎖（平常時流量のみを流下させる開度）とし、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。
- ⑤ 水門をフラップゲート化し、現地での機側操作を行わない構造とする。
- ⑥ その他

図表2-1 岩手県水防本部機構



(付 記) 災害対策本部が設けられたときは、その組織に入る。

図表2-2 市町村別消防団(水防団)員数及び水防管理団体一覧表

所管広域 振興局土木部 及び 土木センター	市町村 (水防管理団体名)	指定・ 非指定	消防本部・署			消防団		
			消防署数	出張所数	消防 吏員 (実員)	消防団数	分団数	団員数 (実員) 非常勤
盛岡	盛岡市	指定	3	9	312	1	29	1,130
盛岡	紫波町	指定	1		32	1	12	513
岩手	岩手町	指定		分署1	21	1	6	337
岩手	八幡平市	指定	1	2	59	1	11	780
盛岡	雫石町	指定		分署1	21	1	4	270
盛岡	滝沢市	指定	1	1	44	1	11	318
盛岡	矢巾町	指定		1	21	1	3	318
岩手	葛巻町	指定		分署1	21	1	18	280
	盛岡地区広域消防組合	消防本部 計	6	16	532	8	94	3,946
花巻	花巻市	指定		分署2 分遣所2		1	23	1,681
	花巻市消防本部	計	2	4	146	1	23	1,681
北上	北上市	指定		分署3		1	13	914
北上	西和賀町	指定				1	6	348
	北上地区消防組合	消防本部 計	2	3	129	2	19	1,262
県南	奥州市	指定				1	36	1,637
県南	金ヶ崎町	指定		分署1		1	4	349
	奥州金ヶ崎行政事務組合	消防本部 計	2	4	172	2	40	1,986
一関、千厩	一関市	指定	4	分署4 分遣所1	211	1	28	2,413
一関	平泉町	指定		分署1		1	9	198
	一関市消防本部	計	4	6	211	2	37	2,611
大船渡	大船渡市	指定	1	分署1 分遣所1		1	12	785
大船渡	住田町	指定		分署1		1	6	356
	大船渡地区消防組合	計	1	3	91	2	18	1,141
大船渡	陸前高田市	指定			34	1	8	574
	陸前高田市消防本部	計	1		34	1	8	574
遠野	遠野市	指定		出張所1		1	11	833
	遠野市消防本部	計	1	1	51	1	11	833
沿岸	釜石市	指定	1		69(内消防本部20名)	1	8	563
沿岸	大槌町	指定	1		37	1	5	147
	釜石大槌地区行政事務組合	消防本部 計	2	1	105	2	13	710
宮古	宮古市	指定	1	分署3		1	45	1,113
宮古	山田町	指定				1	13	301
岩泉	岩泉町	指定				1	8	493
岩泉	田野畑村	指定		分署1		1	4	188
	宮古地区広域行政組合	消防本部 計	3	4	190	4	70	2,095
久慈	久慈市	指定				1	20	790
久慈	洋野町	指定				1	14	565
久慈	野田村	指定				1	9	212
久慈	普代村	指定		分署4		1	6	145
	久慈広域連合	消防本部 計	2	4	141	4	49	1,712
二戸	二戸市	指定				1	10	499
二戸	一戸町	指定				1	9	421
二戸	軽米町	指定				1	8	406
二戸	九戸村	指定		分署4		1	15	294
	二戸地区広域行政事務組合	消防本部 計	1	4	110	4	42	1,620
	総計		27	50	1,912	33	424	20,171

図表 3-1 重要水防箇所評定基準 (国管理)

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画高潮位) が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画高潮位) と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の履歴 (被災状況が確認できるもの) があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の履歴 (被災状況が確認できるもの) はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じる	

	可能性が特に高いと考えられる箇所。	おそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸間			陸間が設置されている箇所。

図表3-2 重要水防箇所調査(国管理)

水系名	河川名	直轄管理 区間 (km)	要堤防 区間 (km)	重点区間 (km)	重要水防箇所		重要度A		重要度Aの総合延長の内訳(ダブりあり)		重要度B		重要度Bの総合延長の内訳(ダブりあり)		要注意区間		要注意区間の内訳								
					総合延長 (km)	工作物 (箇所)	総合延長 (km)	工作物 (箇所)	越水 流下能力	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	越水 流下能力	工作物 (箇所)	総合延長 (km)	工作物 (箇所)	越水 流下能力	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	総合延長 (km)	ダブりの延長	陸間 (箇所)	工事施工 (km)	要堤防 延長 (km)
北上川	北上川	275.4	204.0	6.4	152.9	27	74.6	14	73.7	0.0	0.5	2.3	13	78.2	13	53.5	29.8	26.2	6.4	4.1	0.4	35	0.0	1.1	3.0
北上川	砂鉄川	12.3	11.1	0.0	12.3	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	12.3	0	10.8	1.0	6.1	0.3	0.2	0.0	0	0.0	0.0	0.2
北上川	磐井川	12.7	9.3	0.0	8.8	3	0.3	3	0.5	0.0	0.0	0.0	0	8.5	0	8.0	5.1	3.4	0.0	0.5	0.0	0	0.0	0.0	0.5
北上川	人首川	2.7	2.7	0.0	2.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	2.0	0	1.5	0.0	0.9	0.0	0.2	0.0	0	0.0	0.0	0.2
北上川	胆沢川	2.0	1.2	0.0	0.0	1	0.0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
北上川	和賀川	1.8	1.8	0.0	1.4	2	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	2	1.4	2	0.5	1.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
北上川	豊沢川	1.3	0.7	0.0	0.3	1	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	0.3	1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
北上川	猿ヶ石川	48.6	11.5	0.0	11.9	9	3.6	4	3.6	0.0	0.0	0.0	5	8.3	5	7.1	4.1	5.0	0.2	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
北上川	磐石川	23.4	16.4	1.6	0.4	0	0.3	0	0.3	0.0	0.0	0.0	0	0.1	0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1	0.0	0.0	0.0
北上川	中津川	8.4	8.4	0.0	4.5	7	2.0	1	2.0	0.0	0.0	0.0	6	2.4	6	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3	0.0	0.0	0.0
北上川計		388.6	267.1	8.0	194.5	50	80.8	23	80.2	0.0	0.5	2.3	27	113.7	27	85.6	41.0	41.7	7.4	5.0	0.4	39	0.0	1.1	3.9
計		388.6	267.1	8.0	194.5	50	80.8	23	80.2	0.0	0.5	2.3	27	113.7	27	85.6	41.0	41.7	7.4	5.0	0.4	39	0.0	1.1	3.9



重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	備考	水防警報対象所前	連関市町村	出張所		
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対観	報象	市						町	村
				A	B	A	B										
北上川	0.2	日形 右岸	越水(溢水)	1	800								無堤	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	1.1	花藤橋 右岸	工作物	2	800		1						花藤橋 桁下高不足 (流下能力不足)	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	6.5	日形 右岸	越水(溢水)	3	2,465								積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	9.2	北上川橋 右岸	工作物	4	2,465		1						積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	9.0	北上川橋 右岸	工作物	4			1						積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	13.7	弥栄 右岸	越水(溢水)	5	1,290								積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	15.0	弥栄 右岸	越水(溢水)	6	1,290								積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	15.0	弥栄 右岸	越水(溢水)	6		340							積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	15.4	弥栄 右岸	越水(溢水)	6		340							積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	15.4	弥栄 右岸	越水(溢水)	7	382								積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	16.2	弥栄 右岸	越水(溢水)	7	382								積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	16.2	弥栄 右岸	越水(溢水)	8		885							積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	17.1	弥栄 右岸	越水(溢水)	8		885							積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	15.2	弥栄 右岸	堤体漏水	9		1,231							シート張工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	17.0	弥栄 右岸	工作物	10		0		1					シート張工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
	14.8	弥栄 右岸	工作物	10				1					シート張工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)	
1.3	黄海 左岸	越水(溢水)	11	1,126								避難誘導	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
2.7	黄海 左岸	越水(溢水)	11	1,126								避難誘導	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
5.9	黄海 左岸	越水(溢水)	12	500								避難誘導	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
6.9	黄海 左岸	越水(溢水)	12	500								避難誘導	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
8.0	黄海 左岸	越水(溢水)	13	780								積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
8.8	黄海 左岸	越水(溢水)	13	780								積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
8.8	黄海 左岸	越水(溢水)	14									積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
9.3	薄衣 左岸	越水(溢水)	14									積土のう工	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
12.5	薄衣 左岸	越水(溢水)	15	150								避難誘導	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
12.6	薄衣 左岸	越水(溢水)	15	150								避難誘導	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
13.3	薄衣 左岸	越水(溢水)	16	585								避難誘導	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
14.0	薄衣 左岸	越水(溢水)	16	585								避難誘導	家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市(花泉)		
小計				8,078	3,023	1	2										
				8,078	1,792	0	0										

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長





重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	備考	水防警報対象箇所	関連市町村	出張所	
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		A	B	A						B
				A	B	A	B									
砂鉄川	0.0	川崎	越水(溢水)			598	0					HWL堤	神	一関市(川崎)	一関出張所	
	0.6	左岸	砂1										妻			
	0.0	川崎	基礎地盤漏水			6,138						HWL堤	神	一関市(川崎)		
	6.2	左岸	砂2			6,138							妻			
	0.0	針山	越水(溢水)			6,134						HWL堤	神	一関市(川崎)		
	6.2	右岸	砂3			6,134							妻			
	1.7	宮畑	越水(溢水)			2,068	0					HWL堤	神	一関市(川崎)		
	3.7	左岸	砂4										妻			
	2.4	針山	水衝洗掘			50							河岸洗掘	神		一関市(川崎)
	2.6	右岸	砂5				0					H25.7洪水	妻	一関市(川崎,東山)		
	3.4	岩ノ下	水衝洗掘			200						河岸洗掘	神	一関市(川崎,東山)		
	3.8	右岸	砂6				0					H25.7洪水	妻	一関市(川崎,東山)		
	3.8	岩ノ下	水衝洗掘			20						河岸洗掘	神	一関市(川崎,東山)		
	4.0	右岸	砂7				0					H25.7洪水	妻	一関市(川崎,東山)		
4.1	根岸	越水(溢水)			2,003						HWL堤	神	一関市(川崎,東山)			
6.0	左岸	砂8				0						妻				
5.0	根岸	堤体漏水			971						HWL堤	神	一関市(川崎,東山)			
6.0	左岸	砂9				0						妻	一関市(川崎,東山)			
小計						0	18,182	0		0	0					
合計						0	12,272	0		0	0					
						0	18,182	0		0	0					
						0	12,272	0		0	0					

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										出張所	
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策水防工法名	備考	水防警報対象箇所		連関市町村
				A	B	A	B					
磐井川	0.2	左岸	越水(溢水)	磐1		796				管理堤	山	関市
	1.0	左岸	越水(溢水)	磐2		796				H26築堤(管理堤)による変更 完成堤	山	関市
	1.0	左岸	越水(溢水)	磐3		216				完成堤	山	関市
	1.2	左岸	越水(溢水)	磐4		216				周囲堤	山	関市
	1.4	左岸	越水(溢水)	磐5		141				積土のう工	山	関市
	1.8	左岸	越水(溢水)	磐6		141				積土のう工	山	関市
	3.2	左岸	越水(溢水)	磐7		1,254				積土のう工	山	関市
	3.4	左岸	越水(溢水)	磐8		1,254				積土のう工	山	関市
	4.0	左岸	越水(溢水)	磐9		603				完成堤	山	関市
	4.0	左岸	越水(溢水)	磐10		603				完成堤	山	関市
	4.0	左岸	越水(溢水)	磐11	200					HWL堤	山	関市
	4.2	左岸	堤体漏水	磐12	0					積土のう工	山	関市
	4.0	左岸	基礎地盤漏水	磐13			2,325			シート張工	山	関市
	6.4	左岸	越水(溢水)	磐14			2,325			月の輪工	山	関市
	4.0	左岸	越水(溢水)	磐15			2,325			HWL堤	山	関市
	6.4	左岸	越水(溢水)	磐16			227			完成堤	山	関市
4.2	左岸	越水(溢水)	磐17			0			H28完成堤	山	関市	
4.4	左岸	越水(溢水)	磐18			0			完成堤	山	関市	
4.4	左岸	越水(溢水)	磐19			467			完成堤	山	関市	
4.8	左岸	越水(溢水)	磐20			0			積土のう工	山	関市	
4.8	左岸	越水(溢水)	磐21			196			積土のう工	山	関市	
5.0	左岸	越水(溢水)	磐22			0			積土のう工	山	関市	
5.0	左岸	越水(溢水)	磐23			381			完成堤	山	関市	
5.4	左岸	越水(溢水)	磐24			0			H28完成堤	山	関市	
5.4	左岸	越水(溢水)	磐25			520			完成堤	山	関市	
6.0	左岸	越水(溢水)	磐26			0			積土のう工	山	関市	
1.9	右岸	越水(溢水)	磐27			2,123			完成堤	山	関市	
4.0	右岸	越水(溢水)	磐28			2,123			積土のう工	山	関市	
4.0	J R 橋	工作物	磐29				1		完成堤	山	関市	
4.0	J R 橋	工作物	磐30				1		東北本線磐井川橋梁・上り 桁下高不足(構造令未対応)	山	関市	
4.0	J R 橋	工作物	磐31				1		東北本線磐井川橋梁・下り 桁下高不足(構造令未対応)	山	関市	
小計					200	11,574	2	0				
					0	7,458	0	0				

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長



重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	備考	水防警戒対象箇所	関係市町村	出張所			
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策	水防	備考						水防警戒対象箇所	関係市町村	出張所
				A	B	A	B											
北上川	38.2	鶯ノ木 右岸	越水(溢水)	1	201													
	38.4	鶯ノ木 右岸	越水(溢水)	2	201													
	38.4	鶯ノ木 右岸	越水(溢水)	2	230													
	39.0	鶯ノ木 右岸	越水(溢水)	2	230													
	39.7	鶯ノ木 右岸	越水(溢水)	3	565													
	40.2	鶯ノ木 右岸	越水(溢水)	3	565													
	40.4	前沢 右岸	越水(溢水)	4		372												
	40.6	前沢 右岸	越水(溢水)	4		372												
	40.6	前沢 右岸	越水(溢水)	5		232												
	40.8	前沢 右岸	越水(溢水)	5		232												
	40.8	前沢 右岸	越水(溢水)	6		934												
	41.6	前沢 右岸	越水(溢水)	6		934												
	41.6	前沢 右岸	越水(溢水)	7		856												
	43.0	前沢 右岸	越水(溢水)	7		856												
43.0	前沢 右岸	越水(溢水)	8		228													
43.2	前沢 右岸	越水(溢水)	8		228													
42.4	赤生津橋	工作物	9			1												
43.2	白山 右岸	越水(溢水)	10		3,343													
46.6	白山 右岸	越水(溢水)	10		3,343													
40.4	前沢・白山 右岸	堤体漏水	11		5,478													
46.2	前沢・白山 右岸	堤体漏水	11		0													
43.2	白山 右岸	基礎地盤漏水	12		2,856													
46.2	白山 右岸	基礎地盤漏水	12		0													
45.6	大曲橋	工作物	13				1											
46.6	吹張 右岸	越水(溢水)	14		291													
46.8	吹張 右岸	越水(溢水)	14		291													
小計					996	14,590	1	1										
					996	6,256	0	0										

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

# 重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										出張所	
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		備考	水防警戒対象物	関係市町村		
				A	B	A	B					
北上川	46.8	吹張 右岸	基礎地盤漏水	15								
	50.0	吹張 右岸	越水(溢水)	16								
	47.0	吹張 右岸	越水(溢水)	16								
	47.2	吹張 右岸	越水(溢水)	16								
	50.0	姉体下流 右岸	堤体漏水	17								
	51.0	姉体下流 右岸	堤体漏水	17								
	51.6	姉体上流 右岸	基礎地盤漏水	18								
	53.2	姉体上流 右岸	基礎地盤漏水	18								
	52.0	姉体上流 右岸	越水(溢水)	19								
	53.4	姉体上流 右岸	越水(溢水)	19								
	53.2	姉体上流 右岸	堤体漏水	20								
	55.4	姉体上流 右岸	堤体漏水	20								
	53.6	姉体上流 右岸	越水(溢水)	21								
	54.2	姉体上流 右岸	越水(溢水)	21								
	55.0	姉体上流 右岸	基礎地盤漏水	22								
	55.4	姉体上流 右岸	基礎地盤漏水	22								
	55.4	姉体上流 右岸	越水(溢水)	23								
	55.6	姉体上流 右岸	越水(溢水)	23								
	55.6	水沢 右岸	越水(溢水)	24	1,712							
	57.4	水沢 右岸	越水(溢水)	24	1,712							
	57.4	水沢 右岸	越水(溢水)	25								
	57.8	水沢 右岸	越水(溢水)	25								
	57.8	水沢 右岸	越水(溢水)	25	448							
	58.4	水沢 右岸	越水(溢水)	26	448							
	58.4	水沢 右岸	越水(溢水)	26	706							
	59.4	水沢 右岸	越水(溢水)	27	706							
	59.6	水沢 右岸	越水(溢水)	28	660							
	60.2	水沢 右岸	越水(溢水)	28	660							
	60.2	水沢 右岸	越水(溢水)	29	756							
	60.8	水沢 右岸	越水(溢水)	29	756							
62.6	金ヶ崎 右岸	越水(溢水)	30	263								
62.8	金ヶ崎 右岸	越水(溢水)	30	263								
小計				4,545	9,901	0	0					
				4,545	7,459	0	0					

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長



# 重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防 工法名	備考	水防警報 対象所	関連 市町村	出張所
	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		水防 対象	橋	河川 名称					
				A	B	A	B								
北上川	63.8	金ヶ崎 右岸	基礎地盤漏水	31		679					釜段工		桜木橋	金ヶ崎町	水沢出張所
	64.4	金ヶ崎 右岸	水衝洗掘	32	600 0	679					木流し工	水衝部(堤防近接)	桜木橋	金ヶ崎町	
	64.0	金ヶ崎 右岸	越水(溢水)	33		51					対策なし	無堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	64.5	金ヶ崎 右岸	越水(溢水)	34	1,678	51					対策なし	無堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	64.6	三ヶ尻 右岸	越水(溢水)	35	1,678						積土のう工	完成堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	66.2	三ヶ尻 右岸	越水(溢水)	36		1,120 0					積土のう工	完成堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	66.2	三ヶ尻 右岸	堤体漏水	37		1,871					シート張工	完成堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	68.8	三ヶ尻 右岸	基礎地盤漏水	38		1,871					釜段工	完成堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	66.2	三ヶ尻 右岸	越水(溢水)	39		223					積土のう工	完成堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	68.8	三ヶ尻 右岸	越水(溢水)	40		223					積土のう工	完成堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	38.6	赤生津 左岸	水衝洗掘	41	200						避難誘導	水衝部 H27河川巡視	大曲橋	奥州市 (前沢)	
	38.8	赤生津 左岸	越水(溢水)	42	200						木流し工	無堤	大曲橋	奥州市 (前沢)	
	38.9	赤生津 左岸	越水(溢水)	43	2,678						対策なし	無堤	大曲橋	奥州市 (前沢)	
	42.4	赤生津 左岸	越水(溢水)	44	2,678						避難誘導	暫々堤 H22対策済み L=9559m	大曲橋	奥州市 (前沢)	
	42.4	赤生津 左岸	越水(溢水)	45	879						積土のう工	河岸洗掘	大曲橋	奥州市 (前沢)	
	43.3	赤生津 左岸	水衝洗掘	46	879						木流し工	完成堤	大曲橋	奥州市 (前沢)	
	41.6	赤生津 左岸	水衝洗掘	47		250 0					木流し工	完成堤	大曲橋	奥州市 (前沢)	
	42.0	赤生津 左岸	越水(溢水)	48		3,779					積土のう工	完成堤	大曲橋	奥州市 (前沢)	
	43.5	生母黒石・二渡 左岸	越水(溢水)	49		3,779					積土のう工	完成堤	大曲橋	奥州市 (前沢)	
	47.2	生母黒石 左岸	基礎地盤漏水	50		2,181					釜段工		大曲橋	奥州市 (前沢)	
	45.4	生母黒石 左岸	水衝洗掘	51		68					木流し工	水衝洗掘	大曲橋	奥州市 (前沢)	
	47.2	二渡 左岸	水衝洗掘	52	270						木流し工	二渡揚水機場：浸透路長不足【黒石土地改良区】	大曲橋	奥州市 (水沢)	
	47.4	二渡 左岸	水衝洗掘	53	0						木流し工		大曲橋	奥州市 (水沢)	
	47.6	二渡 左岸	工作物	54			1						大曲橋	奥州市 (水沢)	
	47.6	二渡 左岸	工作物	55									大曲橋	奥州市 (水沢)	
	47.6	二渡 左岸	工作物	56									大曲橋	奥州市 (水沢)	
47.6	二渡 左岸	工作物	57									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	58									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	59									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	60									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	61									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	62									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	63									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	64									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	65									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	66									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	67									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	68									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	69									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	70									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	71									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	72									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	73									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	74									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	75									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	76									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	77									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	78									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	79									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	80									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	81									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	82									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	83									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	84									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	85									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	86									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	87									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	88									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	89									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	90									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	91									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	92									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	93									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	94									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	95									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	96									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	97									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	98									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	99									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	100									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	101									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	102									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	103									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	104									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	105									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	106									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	107									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	108									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	109									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	110									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	111									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	112									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	113									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	114									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	115									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	116									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	117									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	118									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	119									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	120									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	121									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	122									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	123									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	124									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	125									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	126									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	127									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	128									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	129									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	130									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	131									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	132									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	133									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	134									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	135									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	136									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	137									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6	二渡 左岸	工作物	138									大曲橋	奥州市 (水沢)		
47.6															

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	備考	水防警戒対象観測所	関係市町村	出張所	
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策	水防	備考						
				A	B	A	B									
北上川	45.4	二渡左岸	堤体漏水	47												
	48.2	二渡左岸	基礎地盤漏水	48												
	46.4	二渡左岸	越水(溢水)	49												
	47.6	生母黒石・二渡左岸	越水(溢水)	49												
	47.8	生母黒石・二渡左岸	越水(溢水)	49												
	48.2	生母黒石・二渡左岸	水衝洗掘	50	342	0										
	48.4	生母黒石・二渡左岸	越水(溢水)	51												
	49.1	大久保左岸	越水(溢水)	52	797											
	50.0	大久保左岸	越水(溢水)	52	797											
	50.0	大久保左岸	越水(溢水)	53	111											
	50.2	大久保左岸	越水(溢水)	53	111											
	50.2	鶴城左岸	越水(溢水)	54	236											
	50.4	鶴城左岸	越水(溢水)	54	236											
	50.4	鶴城左岸	越水(溢水)	55	376											
	50.8	鶴城左岸	越水(溢水)	55	376											
	50.8	鶴城左岸	越水(溢水)	56	167											
	51.0	鶴城左岸	越水(溢水)	56	167											
	51.0	鶴城左岸	越水(溢水)	57	1,180											
	52.3	鶴城左岸	越水(溢水)	57	1,180											
	53.3	鶴城左岸	越水(溢水)	58	107											
53.5	鶴城左岸	越水(溢水)	58	107												
53.6	鶴城左岸	越水(溢水)	59	108												
53.7	鶴城左岸	越水(溢水)	59	108												
55.0	羽田左岸	水衝洗掘	60													
55.6	羽田左岸	水衝洗掘	60													
55.2	小谷木橋	工作物	61													
57.0	岩谷堂左岸	基礎地盤漏水	62													
57.2	岩谷堂左岸	基礎地盤漏水	62													
小計					3,424	5,487	0	1								
					3,082	1,881	0	0								

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		備考	水防警戒対象	関連	
				A	B	A	B				
北上川	57.6	岩谷堂	越水(溢水)			114			完成堤	桜木橋	奥州市(江刺)
	57.8	左岸		63		114					
	62.2	愛宕	水衝洗掘			1,400			水衝部	桜木橋	奥州市(江刺)
	63.8	左岸		64		1,400					
	66.0	愛宕	水衝洗掘			1,040			水衝部	桜木橋	奥州市(江刺)
	67.2	左岸		65		1,040					
	66.4	愛宕	越水(溢水)			451			完成堤	桜木橋	奥州市(江刺)
	66.8	左岸		66		0					
	67.0	愛宕	越水(溢水)			209			完成堤	桜木橋	奥州市(江刺)
	67.2	左岸		67		0					
	67.2	稲瀬	越水(溢水)			1,184			完成堤	桜木橋	奥州市(江刺)
	68.4	左岸		68		0					
	67.2	稲瀬	水衝洗掘	300					水衝部 H27河川巡視	桜木橋	奥州市(江刺)
	67.6	左岸		69		0					
	67.6	稲瀬	水衝洗掘			800			水衝部 H27河川巡視	桜木橋	奥州市(江刺)
	68.4	左岸		70		0					
	67.2	稲瀬	基礎地盤漏水			4,393				桜木橋	奥州市(江刺)
	72.2	左岸		71		4,393					
	67.2	稲瀬	堤体漏水			1,917				桜木橋	奥州市(江刺)
	69.2	左岸		72		0			月の輪工		
68.6	稲瀬	越水(溢水)			825			完成堤	桜木橋	奥州市(江刺)	
69.8	左岸		73		0						
70.2	稲瀬	越水(溢水)			947			完成堤	男	北上市	
71.2	左岸		74		0						
71.8	稲瀬	越水(溢水)			523			完成堤、一部HWL堤	男	北上市	
72.3	左岸		75		159						
70.6	稲瀬	堤体漏水			592			HWL堤	男	北上市	
71.2	左岸		76		0			シート張工			
72.5	稲瀬	越水(溢水)	882					避難誘導	男	北上市	
73.3	左岸		77		882			積土のう工			
69.9	鬼柳相去	越水(溢水)			257			無堤	男	北上市	
70.0	右岸		78		257			対策なし			
小計				1,182	14,652	0	0				
				882	7,363	0	0				

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										出張所	
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策水防工法名	備考	水防警報対象所		関連市町村
				A	B	A	B					
北上川	70.0	鬼柳相去右岸	越水(溢水)	79					完成堤	山	北上市	水沢出張所
	71.4	鬼柳相去右岸	越水(溢水)	79	1,411	1,411						
	72.0	鬼柳相去右岸	越水(溢水)	80	1,114	1,114			完成堤	山	北上市	
	73.2	鬼柳相去右岸	越水(溢水)	80	1,114	1,114			完成堤	山	北上市	
	73.4	鬼柳相去右岸	越水(溢水)	81	431	431			完成堤	山	北上市	
	74.0	鬼柳相去右岸	越水(溢水)	81	431	431			完成堤	山	北上市	
	74.0	鬼柳相去右岸	越水(溢水)	82	220	220			完成堤	山	北上市	
	74.4	鬼柳相去右岸	越水(溢水)	82	220	220			完成堤	山	北上市	
	74.6	黒沢尻右岸	越水(溢水)	83	762	762			完成堤	山	北上市	
	75.4	黒沢尻右岸	越水(溢水)	83	762	762			完成堤	山	北上市	
	75.6	黒沢尻右岸	越水(溢水)	84	665	665			完成堤	山	北上市	
	76.2	黒沢尻右岸	越水(溢水)	84	665	665			完成堤	山	北上市	
	76.2	小鳥崎右岸	水衝洗掘	85	430	0			河岸洗掘(家屋近接)	山	北上市	
	76.8	小鳥崎右岸	水衝洗掘	85	0	0			木流し工	山	北上市	
	76.2	小鳥崎右岸	越水(溢水)	86	1,000	1,000			無堤 家屋浸水のおそれ	山	北上市	
	77.2	小鳥崎右岸	越水(溢水)	86	1,000	1,000			避難誘導	山	北上市	
	77.2	小鳥崎右岸	越水(溢水)	87	566	566			無堤	山	北上市	
	77.8	小鳥崎右岸	越水(溢水)	87	566	566			対策なし	山	北上市	
	77.8	小鳥崎右岸	越水(溢水)	88	628	628			無堤 家屋浸水のおそれ	山	北上市	
	78.6	二子右岸	水衝洗掘	88			150		河岸洗掘	山	北上市	
78.6	二子右岸	水衝洗掘	89			150		木流し工	山	北上市		
78.8	二子右岸	越水(溢水)	90			177	0	無堤 家屋浸水のおそれ	山	北上市		
78.8	二子右岸	越水(溢水)	90			0		避難誘導	山	北上市		
78.8	二子右岸	越水(溢水)	91	2,913	2,913			無堤 家屋浸水のおそれ	山	北上市		
81.8	二子右岸	越水(溢水)	91	2,913	2,913			一部HWL堤	山	北上市		
80.6	北上中央橋	工作物	92					北上中央橋 桁下高不足(流下能力不足)	山	北上市		
81.8	二子右岸	越水(溢水)	93	1,234	1,234			無堤	山	北上市		
83.5	成田右岸	越水(溢水)	93	1,234	1,234			対策なし	山	北上市		
85.0	成田右岸	越水(溢水)	94	2,012	2,012			無堤	朝日橋	北上市		
87.5	成田右岸	越水(溢水)	94	2,012	2,012			無堤	朝日橋	北上市		
小計				8,353	5,360	1	0					
				8,353	4,753	0	0					

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	備考	水防警戒対象日	水防警戒対象日	関係市町村	出張所			
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策水防工法名	備考	水防警戒対象日							水防警戒対象日	関係市町村	出張所
				A	B	A	B												
北上川	87.9	南城 右岸	越水(溢水)	95	954	954													
	88.8	南城 右岸	越水(溢水)	96	185	185													
	88.8	南城 右岸	越水(溢水)	96	185	185													
	89.0	南城 右岸	基礎地盤漏水	97	523	523													
	89.6	南城 右岸	越水(溢水)	97	523	523													
	90.0	花巻 右岸	越水(溢水)	98	597	597													
	90.6	花巻 右岸	越水(溢水)	98	597	597													
	90.4	朝日橋 右岸	工作物	99			1												
	91.2	宮野目 右岸	越水(溢水)	100	266	266													
	91.4	宮野目 右岸	越水(溢水)	100	266	266													
	91.4	宮野目 右岸	水衝洗掘	101	400	0													
	91.8	宮野目 右岸	水衝洗掘	101	0	0													
	91.4	宮野目 右岸	越水(溢水)	102	780	780													
	92.0	宮野目 右岸	越水(溢水)	102	780	780													
	92.0	宮野目 右岸	越水(溢水)	103	509	509													
	92.4	宮野目 右岸	越水(溢水)	103	509	509													
	92.4	宮野目 右岸	越水(溢水)	104	1,802	1,802													
	94.6	花巻大橋 右岸	工作物	104	1,802	1,802													
	94.4	花巻大橋	工作物	105															
	94.6	宮野目 右岸	越水(溢水)	106	210	210													
94.8	宮野目 右岸	越水(溢水)	106	210	210														
94.6	宮野目 右岸	水衝洗掘	107	300	0														
95.0	宮野目 右岸	水衝洗掘	107	0	0														
94.8	宮野目 右岸	越水(溢水)	108	619	619														
95.4	宮野目 右岸	越水(溢水)	108	619	619														
95.2	宮野目 右岸	水衝洗掘	109	346	0														
95.8	宮野目 右岸	水衝洗掘	109	0	0														
95.4	宮野目 右岸	越水(溢水)	110	346	346														
95.6	宮野目 右岸	越水(溢水)	110	346	346														
小計				4,985	2,852	1	1												
				4,585	2,206	0	0												

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	備考	水防警戒対象日	水防警戒対象所	開連市町村	出張所		
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策	水防	備考								
				A	B	A	B											
北上川	95.6	宮野目右岸	越水(溢水)	111	445													
	96.2	宮野目右岸	越水(溢水)	112	445													
	96.2	宮野目右岸	越水(溢水)	112		187												
	96.4	宮野目右岸	越水(溢水)	113		187												
	96.4	宮野目右岸	越水(溢水)	113	624													
	97.6	宮野目右岸	越水(溢水)	114	624													
	98.2	宮野目右岸	越水(溢水)	114	318													
	98.2	宮野目右岸	越水(溢水)	115	318													
	98.8	宮野目右岸	越水(溢水)	115		632												
	98.8	宮野目右岸	越水(溢水)	116		632												
	99.4	宮野目右岸	水衝洗掘	117		400												
	99.8	宮野目右岸	越水(溢水)	118		0												
	99.6	宮野目右岸	越水(溢水)	118		252												
	99.8	宮野目右岸	越水(溢水)	119		252												
	99.8	宮野目右岸	越水(溢水)	119	326													
	100.1	宮野目右岸	越水(溢水)	119	326													
	100.4	宮野目右岸	水衝洗掘	120		200												
	100.6	宮野目右岸	水衝洗掘	120		200												
	74.5	立花左岸	越水(溢水)	121	952													
	75.5	立花左岸	越水(溢水)	121	952													
76.2	立花左岸	越水(溢水)	122	670														
76.2	立花左岸	越水(溢水)	122	670														
76.2	立花左岸	越水(溢水)	123		985													
77.2	立花左岸	越水(溢水)	123		985													
76.2	珊瑚橋右岸	工作物	124															
78.1	黒岩左岸	越水(溢水)	125	409														
78.4	黒岩左岸	越水(溢水)	125	409														
78.4	黒岩左岸	越水(溢水)	126	945														
79.4	黒岩左岸	越水(溢水)	126	945														
小計					5,578	2,656	0	1										
					5,578	2,256	0	0										

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	令和4年度評定				評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関係市町村	出張所														
			A		B			A	B																					
			79.4	79.8	79.8	79.9		80.5	81.5	82.0	82.6						82.2	82.6	82.8	83.0	83.4	83.4	86.6	83.2	83.4	84.6	86.6	86.6	90.4	90.2
		黒岩左岸	越水(溢水)	418	418	127							無堤	山北上市																
		黒岩左岸	越水(溢水)	155	155	128							無堤 家屋浸水のおそれ	山北上市																
		黒岩左岸	越水(溢水)	987	987	129							無堤	山北上市																
		更木左岸	堤体漏水	658	658	130							無堤	山北上市																
		更木左岸	越水(溢水)	442	442	131							完成堤	山北上市																
		更木左岸	越水(溢水)	226	226	132							完成堤	山北上市																
		昭和橋左岸	工作物			133	1						昭和橋 桁下高不足(流下能力不足) 評価見直し	山北上市																
		更木左岸	越水(溢水)	2,729	2,729	134							完成堤	山北上市																
		更木・矢沢左岸	堤体漏水	164	164	135								山北上市																
		更木・矢沢左岸	基礎地盤漏水	1,999	0	136								山北上市																
		矢沢左岸	堤体漏水	3,581	3,581	137							完成堤	花巻市																
		矢沢左岸	越水(溢水)	231	0	138							完成堤	花巻市																
		矢沢左岸	越水(溢水)	196	196	139							無堤	花巻市																
		矢沢左岸	越水(溢水)	478	478	140							無堤	花巻市																
		矢沢左岸	越水(溢水)	341	341	141							無堤	花巻市																
		矢沢左岸	越水(溢水)	2,038	2,038	142							無堤	花巻市																
小計				4,135	10,508		1		0																					
合計				4,135	7,836		0		0																					
				39,503	78,031		3		6																					
				37,591	46,681		0		0																					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

### 重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										備考	水防警報対象観測所	関係市町村	出張所		
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策工法	防名	完成堤						
				A	B	A	B									
人首川	0.6	人首川右岸	越水(溢水)							完成堤	桜木橋	奥州市(江刺)	水沢出張所			
	1.2	右岸	人1													
	0.0	人首川左岸	基礎地盤漏水								桜木橋	奥州市(水沢)	水沢出張所			
	1.0	左岸	人2													
0.6	人首川左岸	越水(溢水)							完成堤	桜木橋	奥州市(水沢)	水沢出張所				
1.4	左岸	人3														
合計				0	2,403	0	0									
				0	1,990	0	0									

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

### 重要水防箇所別調査(国管理)

様式-2-2

河川名	令和4年度評定										備考	水防警報対象観測所	関係市町村	出張所		
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策工法	防名	変更理由等						
				A	B	A	B									
胆沢川	1.6	再巡橋	工作物							再巡橋	桜木橋	金ヶ崎町	水沢出張所			
		左岸	胆1							桁下高不足(構造令未対応)						
合計				0	0	0	0									
				0	0	0	0									

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長



### 重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防 工法名	備考	水防警報 対象所	関連 市町村	出張所
	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		水防警報 対象所	関連 市町村	出張所					
				A	B	A	B								
和賀川	0.0	和賀川右岸 右岸	越水(溢水) 和1		283	0					完成堤	H29年度見前外堤防工事	男	山北上市	水沢出張所
	0.2	和賀川右岸 右岸	越水(溢水) 和2		100	0					積土のう工	HWL堤	男	山北上市	
	0.3	和賀川右岸 右岸	堤体漏水 和3		953	0					積土のう工	HWL堤	男	山北上市	
	0.0	和賀川右岸 右岸	工作物 和4		953	0	1				シート張工		男	山北上市	
	0.0	和賀川左岸 左岸	越水(溢水) 和5		124	0					工作物	J R東北本線と賀川橋梁 桁下高不足(構造令未対応)	男	山北上市	
	0.2	和賀川左岸 左岸	水衝洗掘 和6		124	0					積土のう工	HWL堤	男	山北上市	
	0.6	和賀川左岸 左岸	工作物 和7		350	0					木流し工		男	山北上市	
0.6	古川橋 右岸	工作物		350	0	1					古川橋 桁下高不足	男	山北上市		
合計				0	1,810	0	2	0	1,427	0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

### 重要水防箇所別調査(国管理)

様式-2-2

河川名	令和4年度評定										対策水防 工法名	備考	水防警報 対象所	関連 市町村	出張所
	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		水防警報 対象所	関連 市町村	出張所					
				A	B	A	B								
豊沢川	0.6	豊沢川右岸 右岸	越水(溢水) 豊1		59	0					HWL堤		朝	花巻市	水沢出張所
	0.8	豊沢川右岸 右岸	越水(溢水) 豊2		59	0					完成堤		朝	花巻市	
	0.6	豊沢川左岸 左岸	工作物 豊3		120	0	1				桜橋		朝	花巻市	
	0.8	豊沢川左岸 左岸	水衝洗掘 豊4		120	0					桁下高不足(流下能力不足)		朝	花巻市	
0.4	豊沢川左岸 左岸	水衝洗掘		140	0							朝	花巻市		
0.6	豊沢川左岸 左岸	水衝洗掘		140	0							朝	花巻市		
合計				0	319	0	1	0	319	0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	備考	水防警報対象所	開連市町村	出張所			
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		A	B	C						D		
				A	B	A	B											
猿ヶ石川	1.4	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 猿1			639	0							HWL堤、無堤	野	花卷市		
	2.2	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 猿2	249	249										無堤	野	花卷市	
	2.4	猿ヶ石川下流左岸	堤体漏水 猿3			639	639								HWL堤、無堤	野	花卷市	
	1.4	猿ヶ石川下流左岸	水衝洗掘 猿4			200	200								水衝部	野	花卷市	
	1.6	猿ヶ石川下流右岸	猿4			200	200									野	花卷市	
	2.2	安野橋	工作物 猿5												安野橋	野	花卷市	
	5.6	下山橋	工作物 猿6												桁下高不足(流下能力不足)	野	花卷市(東和)	
	6.6	平良木橋	工作物 猿7												下山橋	野	花卷市(東和)	
	6.9	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 猿8			510	510								桁下高不足(流下能力不足)	野	花卷市(東和)	
	7.6	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 猿8			510	510								平良木橋	野	花卷市(東和)	
	8.5	猿ヶ石川下流右岸	越水(溢水) 猿9			479	479								桁下高不足(流下能力不足)	野	花卷市(東和)	
	9.1	猿ヶ石川下流右岸	猿9			479	479								無堤	野	花卷市(東和)	
	8.7	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 10					45	45						完成堤	野	花卷市(東和)	
	8.8	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 10					45	45						完成堤	野	花卷市(東和)	
	9.0	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 猿11			534	534								完成堤	野	花卷市(東和)	
	9.5	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 猿11			534	534								完成堤	野	花卷市(東和)	
9.6	毘沙門橋	工作物 猿12												毘沙門橋	野	花卷市(東和)		
9.9	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 猿13			575	575								桁下高不足(流下能力不足)	野	花卷市(東和)		
10.4	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 猿13			575	575								無堤	野	花卷市(東和)		
10.4	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 猿14					229	229						無堤	野	花卷市(東和)		
10.7	猿ヶ石川下流左岸	越水(溢水) 猿14					229	229						無堤	野	花卷市(東和)		
11.3	猿ヶ石川上流右岸	越水(溢水) 猿15			735	735								無堤	野	花卷市(東和)		
12.1	猿ヶ石川上流左岸	越水(溢水) 猿15			735	735								無堤	野	花卷市(東和)		
12.1	猿ヶ石川上流左岸	越水(溢水) 猿16					802	0						完成堤	野	花卷市(東和)		
13.0	猿ヶ石川上流左岸	越水(溢水) 猿16					802	0						完成堤	野	花卷市(東和)		
小計				2,548	3,088	0	4											
				2,548	1,647	0	0											

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	備考	水防警戒対象箇所	関係市町村	出張所		
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策水防工法名	備考	水防警戒対象箇所						関係市町村	出張所
				A	B	A	B										
猿ヶ石川	12.0	猿ヶ石川上流左岸	基礎地盤漏水		3,108								安	野	花巻市(東和)		
	15.2	猿ヶ石川上流左岸	猿17		3,108									安	野	花巻市(東和)	
	13.0	猿ヶ石川上流左岸	越水(溢水)		506									安	野	花巻市(東和)	完成堤
	13.5	猿ヶ石川上流左岸	猿18											安	野	花巻市(東和)	完成堤
	12.5	猿ヶ石川上流右岸	越水(溢水)		889									安	野	花巻市(東和)	完成堤
	13.2	猿ヶ石川上流右岸	猿19											安	野	花巻市(東和)	完成堤
	12.4	猿ヶ石川上流右岸	堤体漏水		1,917									安	野	花巻市(東和)	
	14.2	猿ヶ石川上流右岸	猿20		1,917									安	野	花巻市(東和)	
	12.4	猿ヶ石川上流右岸	基礎地盤漏水		1,917									安	野	花巻市(東和)	
	14.2	猿ヶ石川上流右岸	猿21											安	野	花巻市(東和)	
	13.4	猿ヶ石川上流右岸	越水(溢水)		892									安	野	花巻市(東和)	完成堤
	14.3	猿ヶ石川上流右岸	猿22		88									安	野	花巻市(東和)	完成堤
	13.6	前郷橋	工作物				1							安	野	花巻市(東和)	前郷橋
	14.1	猿ヶ石川上流右岸	猿23											安	野	花巻市(東和)	桁下高不足(構造令未対応)
	14.6	猿ヶ石川上流左岸	越水(溢水)		654									安	野	花巻市(東和)	完成堤
	14.8	猿ヶ石川上流左岸	猿24											安	野	花巻市(東和)	完成堤
	14.8	猿ヶ石川上流左岸	越水(溢水)		460									安	野	花巻市(東和)	完成堤
	15.3	猿ヶ石川上流左岸	猿25		104									安	野	花巻市(東和)	完成堤
	14.8	東和大橋	工作物								1			安	野	花巻市(東和)	東和大橋
	14.5	猿ヶ石川上流右岸	猿26											安	野	花巻市(東和)	桁下高不足(構造令未対応)
	14.8	猿ヶ石川上流右岸	越水(溢水)		275									安	野	花巻市(東和)	無堤
	14.8	猿ヶ石川上流右岸	猿27		275									安	野	花巻市(東和)	無堤
	14.8	猿ヶ石川上流右岸	越水(溢水)		262									安	野	花巻市(東和)	無堤
	15.0	猿ヶ石川上流右岸	猿28		262									安	野	花巻市(東和)	無堤
	14.8	猿ヶ石川上流右岸	堤体漏水											安	野	花巻市(東和)	無堤
	16.2	猿ヶ石川上流右岸	猿29		1,542									安	野	花巻市(東和)	無堤
	16.2	猿ヶ石川上流右岸	越水(溢水)											安	野	花巻市(東和)	無堤
	15.0	猿ヶ石川上流右岸	猿30		1,280									安	野	花巻市(東和)	完成堤
	16.2	猿ヶ石川上流右岸	越水(溢水)		1,280									安	野	花巻市(東和)	完成堤
	16.2	猿ヶ石川上流右岸	工作物								1			安	野	花巻市(東和)	無堤
	16.2	猿ヶ石川上流右岸	猿31											安	野	花巻市(東和)	無堤
	16.7	猿ヶ石川上流右岸	越水(溢水)		484									安	野	花巻市(東和)	無堤
17.2	猿ヶ石川上流左岸	猿32		484									安	野	花巻市(東和)	無堤	
小計				1,021	13,165	2	1										
				1,021	6,497	0	0										

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										出張所		
	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策水防 工法名	備考	水防警報 対象所		関連 市町村	
				A	B	A	B						
猿ヶ石川	17.2	猿ヶ石川上流	越水(溢水)		201					無堤	野 花巻市 (東和)	水沢出張所	
	17.4	左岸	猿33		201						野 花巻市 (東和)		
	20.8	立沢橋 右岸	工作物			1				立沢橋 桁下高不足 (構造令未対応)	野 花巻市 (東和)		
	22.4	野金山橋 右岸	工作物			1				野金山橋 桁下高不足 (構造令未対応)	野 花巻市 (東和)		
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	1.0												
	小計				0	201	2	0					
	合計				3,569	16,454	4	5					
				3,569	8,345	0	0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象日	開連	出張所	
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策	水防警報	開連						出張所
				A	B	A	B									
北上川	98.3	八重畑左岸	越水(溢水)	1	550							無堤	朝日	橋	花巻市(石鳥谷)	
	98.8	八重畑左岸	越水(溢水)	2	574							無堤	朝日	橋	花巻市(石鳥谷)	家屋浸水のおそれ
	99.4	八重畑左岸	越水(溢水)	3	3,099							無堤	朝日	橋	花巻市(石鳥谷)	
	102.8	新堀	越水(溢水)	4	1,390							無堤	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	
	104.6	東雲橋	工作物	5	1,390		1					東雲橋	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	桁下高不足(流下能力不足)
	100.9	八幡右岸	越水(溢水)	6	2,724							無堤	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	
	103.8	八幡右岸	越水(溢水)	7	2,724			100				完成堤	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	家屋浸水のおそれ
	103.9	八幡右岸	越水(溢水)	8				100				完成堤	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	
	104.4	八幡右岸	越水(溢水)	9				56				完成堤	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	
	104.6	井戸向橋	工作物	10			1	56				井戸向橋	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	精査による追加
	104.8	八幡右岸	越水(溢水)	11								完成堤	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	桁下高不足(流下能力不足)
	105.0	石鳥谷右岸	越水(溢水)	12				172				積土のう工	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	
	106.6	石鳥谷右岸	越水(溢水)	13				172				積土のう工	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	
	107.0	石鳥谷右岸	越水(溢水)	14				470				積土のう工	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	
	107.8	石鳥谷右岸	越水(溢水)	15				470				無堤	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	家屋浸水のおそれ
	108.2	石鳥谷右岸	越水(溢水)	16				410				無堤	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	家屋浸水のおそれ
108.2	石鳥谷右岸	越水(溢水)	17				410				無堤	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)	家屋浸水のおそれ	
109.1	新堀左岸	越水(溢水)	18				978				避難誘導	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)		
104.6	新堀左岸	越水(溢水)	19				2,678				避難誘導	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)		
107.4	新堀・彦部左岸	越水(溢水)	20				2,678				対策なし	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)		
107.6	新堀・彦部左岸	越水(溢水)	21				125				対策なし	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)		
107.6	新堀・彦部左岸	越水(溢水)	22				125				対策なし	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)		
107.8	新堀左岸	越水(溢水)	23				171				対策なし	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)		
107.8	新堀左岸	越水(溢水)	24				171				対策なし	紫波	橋	花巻市(石鳥谷)		
小計					11,596	1,901	1	11,596	1,901	1	0					

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	変更理由等	水防対象観測所	報象所	関連市町村	出張所	
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策なし	対策なし	対策なし							対策なし
				A	B	A	B										
北上川	107.8	新堀・彦部左岸	越水(溢水)	17		213							無堤	紫波橋	花巻市(石鳥谷)	盛岡出張所	
	108.0	新堀・彦部左岸	越水(溢水)	18	164	213							無堤	紫波橋	花巻市(石鳥谷)		
	108.2	新堀	越水(溢水)	19	164	409							無堤	紫波橋	花巻市(石鳥谷)		
	108.6	新堀・彦部左岸	越水(溢水)	20	1,412	409							無堤	紫波橋	花巻市(石鳥谷)		
	110.0	彦部左岸	越水(溢水)	21	1,412	577							無堤	紫波橋	石鳥谷		
	110.6	彦部左岸	越水(溢水)	22	175	577							無堤	紫波橋	紫波町		
	110.8	彦部左岸	越水(溢水)	23	175	210							無堤	紫波橋	紫波町		
	111.1	彦部左岸	越水(溢水)	24		210							無堤	紫波橋	紫波町		
	111.5	彦部左岸	越水(溢水)	25	226	147							無堤	紫波橋	紫波町		
	111.6	彦部左岸	越水(溢水)	26	226	147							無堤	紫波橋	紫波町		
	111.8	彦部左岸	水衝洗掘	27		400							彦部川上下流(幹線道路近接)	紫波橋	紫波町		
	112.2	彦部左岸	越水(溢水)	28	975	0							無堤	紫波橋	紫波町		
	111.8	彦部左岸	越水(溢水)	29	975								完成堤	紫波橋	紫波町		
	113.0	彦部左岸	越水(溢水)	30		599							完成堤	紫波橋	紫波町		
	113.8	彦部左岸	越水(溢水)	31		599							完成堤	紫波橋	紫波町		
	114.6	彦部左岸	越水(溢水)	32	807	254							無堤	紫波橋	紫波町		
	114.8	彦部左岸	越水(溢水)	33	807	254							無堤	紫波橋	紫波町		
115.6	彦部左岸	越水(溢水)	34		795							完成堤、無堤	紫波橋	紫波町			
116.4	彦部左岸	越水(溢水)	35	713	795							完成堤、無堤	紫波橋	紫波町			
117.1	彦部左岸	越水(溢水)	36	713								無堤	紫波橋	紫波町			
小計					4,472	3,604	0	0									
					4,472	3,204	0	0									

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象所	開連市町村	出張所	
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策なし	対策なし	対策なし						対策なし
				A	B	A	B									
北上川	110.0	甘木 右岸	越水(溢水)	33			412					無堤	紫波橋	紫波町	盛岡出張所	
	110.4	甘木 右岸	越水(溢水)	34	180	180	412					無堤	紫波橋	紫波町		
	110.6	甘木 右岸	越水(溢水)	35			180	180				無堤	紫波橋	紫波町		
	110.8	甘木 右岸	越水(溢水)	36	1,578							無堤	紫波橋	紫波町		
	113.4	甘木 右岸	越水(溢水)	37			287	287				完成堤 H28 甘木堤防強化	紫波橋	紫波町		
	113.6	甘木 右岸	越水(溢水)	38			278	278				完成堤 H28 甘木堤防強化	紫波橋	紫波町		
	114.0	甘木 右岸	越水(溢水)	39	319	319						無堤	紫波橋	紫波町		
	114.3	日詰 右岸	越水(溢水)	40			92	92				HWL堤 H30 日詰堤防樋門部盛土	紫波橋	紫波町		
	114.4	日詰 右岸	越水(溢水)	41	1,331	1,331						無堤 家屋浸水のおそれ	紫波橋	紫波町		
	115.8	日詰 右岸	越水(溢水)	42			1,021	1,021				完成堤	紫波橋	紫波町		
	116.8	日詰 右岸	堤体漏水	43			661	0				無堤	紫波橋	紫波町		
	116.0	日詰 右岸	越水(溢水)	44	209	209						無堤 家屋浸水のおそれ	紫波橋	紫波町		
	117.2	古館 右岸	越水(溢水)	45			1,383	1,383				完成堤	紫波橋	紫波町		
	118.2	古館 右岸	越水(溢水)	46	559	559						無堤	紫波橋	矢巾町		
	119.6	古館 右岸	越水(溢水)	47	368	368						無堤	紫波橋	紫波町		
	117.9	長岡 左岸	越水(溢水)	48			1,036	223				完成堤	紫波橋	紫波町		
	118.2	長岡 左岸	越水(溢水)	48			223					完成堤	紫波橋	紫波町		
	119.2	長岡 左岸	越水(溢水)	48			4,544	5,350	0	0						
	小計					4,544	4,544	3,876	0	0						

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		変更理由等	水防警戒対象	連	
				A	B	A	B				
北上川	118.4	長岡左岸	堤体漏水	49		2,595			紫波橋	紫波町	盛岡出張所
	121.4	長岡左岸	基礎地盤漏水	50		2,595			紫波橋	紫波町	
	120.0	長岡左岸	越水(溢水)	51		1,237	0		無堤	家屋浸水のおそれ	
	121.6	長岡左岸	越水(溢水)	52		230	230		無堤	家屋浸水のおそれ	
	121.8	長岡左岸	越水(溢水)	53		230	230		無堤	家屋浸水のおそれ	
	122.0	長岡左岸	越水(溢水)	54		171	171		無堤	家屋浸水のおそれ	
	122.2	長岡左岸	越水(溢水)	55		1,345	1,345		無堤	家屋浸水のおそれ	
	122.6	長岡・乙部左岸	越水(溢水)	56		1,345	1,345		無堤	家屋浸水のおそれ	
	124.0	土橋右岸	堤体漏水	57					避難誘導		
	120.6	徳田右岸	堤体漏水	58		117	117		釜段・月の輪工	矢巾町	
	120.8	徳田右岸	堤体漏水	59		329	329		釜段・月の輪工	矢巾町	
	121.8	徳田右岸	堤体漏水	60		329	329		月の輪工	矢巾町	
	122.4	徳田右岸	堤体漏水	61		121	121		釜段工	盛岡市	
	122.6	徳田右岸	基礎地盤漏水	62		2,738	2,738		月の輪工	盛岡市	
	122.8	乙部左岸	堤体漏水	63		1,847	1,847		シートの張工	盛岡市	
	125.6	乙部左岸	基礎地盤漏水	64		1,847	1,847		釜段工	盛岡市	
	124.0										
	126.0										
	124.0										
126.0											
小計					1,345	11,232	0	0			
					1,345	8,148	0	0			

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長



# 重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法	防名	変更理由等	水防対象観測所	閉連市町村	出張所		
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		A	B	C								
				A	B	A	B											
北上川	126.0	乙部左岸	越水(溢水)	60	685								無堤	家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市	盛岡出張所	
	126.6	乙部左岸	越水(溢水)	61	685	407	407						避難誘導	家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市		
	127.0	乙部左岸	越水(溢水)	62	181								積土のう工	家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市		
	127.2	乙部左岸	越水(溢水)	62	181								避難誘導	家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市		
	127.4	見前右岸	工作物	63				1						名郷根用水樋管【個人】浸透路長不足	明治橋	盛岡市		
	128.0	見前右岸	工作物	63				1						水樋部	明治橋	盛岡市		
	128.4	徳田右岸	水衝洗掘	64	30								木流し工	H26河川巡視	明治橋	盛岡市		
	128.4	見前右岸	堤体漏水	65	30								シート張工	HWL堤 R2対策済 L=800m(堤防強化)	明治橋	盛岡市		
	131.4	見前右岸	堤体漏水	65		791								手代森第一用水樋管	明治橋	盛岡市		
	132.4	手代森左岸	工作物	66				1						【郡南土地改良区】条件護岸無	明治橋	盛岡市		
	130.3	中野左岸	越水(溢水)	67		186								HWL堤	明治橋	盛岡市		
	130.4	中野左岸	堤体漏水	68		186								R2対策済 L=250m(中野堤防)	明治橋	盛岡市		
	130.4	中野左岸	堤体漏水	68		2,057									明治橋	盛岡市		
	132.6	中野左岸	水衝洗掘	69	80										明治橋	盛岡市		
	133.8	中野左岸	水衝洗掘	69	80									水樋部	明治橋	盛岡市		
	134.0	津志田右岸	越水(溢水)	70										H26河川巡視	明治橋	盛岡市		
	132.4	津志田右岸	越水(溢水)	70		186								無堤	家屋浸水のおそれ	明治橋		盛岡市
	132.6	津志田右岸	越水(溢水)	70		186								無堤	家屋浸水のおそれ	明治橋		盛岡市
132.6	盛岡右岸	越水(溢水)	71	424									無堤	家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市		
133.0	盛岡右岸	越水(溢水)	71	424									完成堤	家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市		
134.8	盛岡右岸	越水(溢水)	72		324								完成堤	家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市		
135.2	盛岡右岸	越水(溢水)	72		324								完成堤	家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市		
135.4	盛岡右岸	越水(溢水)	73		262								完成堤	家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市		
135.6	盛岡右岸	越水(溢水)	73		262								完成堤	家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市		
135.2	明治橋右岸	工作物	74										明治橋桁下高不足(構造令未対応)	明治橋	盛岡市			
134.6	盛岡左岸	越水(溢水)	75		1,497								完成堤	明治橋	盛岡市			
136.2	左岸	越水(溢水)	75		1,497								完成堤	明治橋	盛岡市			
小計					1,400	5,710	2	1										
					1,400	5,710	0	0										

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	変更理由等	水防対象観測所	警察関係市町村	出張所	
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		A	B	C						D
				A	B	A	B									
北上川	136.2	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	76				133					完成堤	明治橋	盛岡市	盛岡出張所
	136.4	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	77	449			133					距離区間長見直し 完成堤	明治橋	盛岡市	
	136.9	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	77	449								旭橋 桁下高不足(流下能力不足)	明治橋	盛岡市	
	137.2	盛岡左岸左岸	工作物	78			1						完成堤、無堤	館坂橋	盛岡市	
	137.3	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	79	11								完成堤、無堤	館坂橋	盛岡市	
	137.4	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	80				478					完成堤、無堤	館坂橋	盛岡市	
	137.9	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	80				478					完成堤、無堤	館坂橋	盛岡市	
	137.6	夕顔瀬橋左岸	工作物	81			1						夕顔瀬橋 桁下高不足(流下能力不足)	館坂橋	盛岡市	
	138.0	J R 橋梁左岸	工作物	82						1			山田線 北上川橋梁 桁下高不足(流下能力不足)	館坂橋	盛岡市	
	138.1	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	83	127								完成堤	館坂橋	盛岡市	
	138.3	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	83	127								完成堤	館坂橋	盛岡市	
	139.6	北大橋左岸	工作物	84						1			北大橋 桁下高不足(流下能力不足)	館坂橋	盛岡市	
	142.3	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	85	667								無堤 家屋浸水のおそれ	館坂橋	盛岡市	
	142.9	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	85	667								無堤 家屋浸水のおそれ	館坂橋	盛岡市	
	143.3	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	86	507								無堤 家屋浸水のおそれ	館坂橋	盛岡市	
	143.7	盛岡左岸左岸	越水(溢水)	86	507								無堤 家屋浸水のおそれ	館坂橋	盛岡市	
	135.6	J R 橋梁右岸	工作物	87			1						東北本線 雫石川橋梁 桁下高不足(構造令未対応)	館坂橋	盛岡市	
	136.0	盛岡右岸上流右岸	越水(溢水)	88	865								無堤 家屋浸水のおそれ	館坂橋	盛岡市	
	136.7	盛岡右岸上流右岸	越水(溢水)	88	865								無堤 家屋浸水のおそれ	館坂橋	盛岡市	
	136.6	不来方橋	工作物	89							1		不来方橋 桁下高不足(流下能力不足)	館坂橋	盛岡市	
137.0	開運橋右岸	工作物	90			1						開運橋 桁下高不足(流下能力不足)	館坂橋	盛岡市		
136.9	盛岡右岸上流右岸	越水(溢水)	91	475								桁下高不足(流下能力不足)	館坂橋	盛岡市		
137.4	盛岡右岸上流右岸	越水(溢水)	91	475								完成堤	館坂橋	盛岡市		
小計				3,101	611	4	3	611	0							

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長



### 重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象箇所	関連市町村	出張所	
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		A	B	A						B
				A	B	A	B									
雫石川	0.0	雫石川右岸	越水(溢水)	319	319								明治橋	盛岡市	盛岡出張所	
	0.2	雫石川右岸	右岸	319									HWL堤	盛岡市		
	3.2 3.4	雫石川右岸 左岸	堤体漏水		110 110								積土のう工 月の輪工	盛岡市		
合計				319 319	110 110	0 0	0 0									

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

### 重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象箇所	関連市町村	出張所	
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		A	B	A						B
				A	B	A	B									
中津川	0.0	御厩橋	工作物								1		御厩橋	岸	盛岡市	盛岡出張所
	0.2	川原橋	工作物								1		桁下高不足(流下能力不足)	岸	盛岡市	
	0.0	中津川左岸	越水(溢水)		384									山	盛岡市	
	0.4	左岸	中3		384									山	盛岡市	
	1.0	中津川左岸	越水(溢水)	613										山	盛岡市	
	1.6	左岸	中4	613										山	盛岡市	
	1.2	与の字橋	工作物								1			山	盛岡市	
	1.6	上の橋	工作物								1			山	盛岡市	
	1.6	中津川左岸	越水(溢水)		387									山	盛岡市	
	2.0	左岸	中7		387									山	盛岡市	
2.2	中津川左岸	越水(溢水)	400										山	盛岡市		
2.6	左岸	中8	400										山	盛岡市		
3.4	中津川左岸	越水(溢水)		179									山	盛岡市		
3.6	左岸	中9		179									山	盛岡市		
3.6	中津川左岸	越水(溢水)	197										山	盛岡市		
3.8	左岸	中10	197										山	盛岡市		
小計				1,210 1,210	950 950	1 0	3 0									

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防箇所別調査(国管理)

河川名	令和4年度評定										出張所		
	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	堤防(m)		工作物(箇所)		対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象所		連 関 市町村	
				A	B	A	B						
中津川	3.8	浅岸橋 左岸	工作物 中11			1			浅岸橋 桁下高不足(構造令未対応) 完成堤	山 岸	盛岡市	盛岡出張所	
	3.8 4.2	中津川左岸 左岸	越水(溢水) 中12		411 411			積土のう工		山 岸	盛岡市		
	0.0 1.6	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中13		1,601 0			積土のう工	完成堤 距離区間長見直し	山 岸	盛岡市		
	0.4	下の橋 右岸	工作物 中14			1			下の橋 桁下高不足(構造令未対応) HWL堤	山 岸	盛岡市		
	1.6 1.8	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中15		230 230			積土のう工		山 岸	盛岡市		
	1.8	富士見橋 右岸	工作物 中16			1			富士見橋 桁下高不足(流下能力不足) HWL堤	山 岸	盛岡市		
	1.8 2.0	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中17		219 219			積土のう工		山 岸	盛岡市		
	2.4 3.0	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中18		612 612			積土のう工	完成堤	山 岸	盛岡市		
	3.4 3.6	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中19		243 243			積土のう工	完成堤	山 岸	盛岡市		
	3.6 4.2	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中20		599 599			積土のう工	HWL堤、暫々定堤	山 岸	盛岡市		
	小計				829 829	3,086 1,485	0 0	3 0					
	合計				2,039 2,039	4,036 2,435	1 0	6 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長



### 重要水防要注意区間調査 (国管理)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	和4年度評定			対策 水防 工法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所	重要度Aと R3評定の ダブり延長
				工事施工 (箇所)	新堤防 日川跡(m)	破堤跡 (箇所)						
砂鉄川	1.6	門崎 右岸	砂1 旧河川跡		100			旧川跡 H17築堤	一関市 (川崎)			
	1.7			100								
	2.0	岩畑 右岸	砂2 旧河川跡		100			旧川跡 H17築堤	一関市 (川崎)			
	2.1			100								
合計				0	200	0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

### 重要水防要注意区間調査 (国管理)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	和4年度評定			対策 水防 工法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所	重要度Aと R3評定の ダブり延長
				工事施工 (箇所)	新堤防 日川跡(m)	破堤跡 (箇所)						
磐井川	4.7	磐井川左岸	破堤跡 磐1			1		S22.9破堤	山	一関市		
	2.0			540								
	2.4	磐井川右岸	磐2 旧河川跡		540			漏I有 実施済 S56 L=540m	山	一関市		
合計				0	540	1						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長





重要水防要注意区間調査書 (国管理)

様式-3

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和4年度評定		対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所	重要度Aと R3評定の ダブリ延長
				工事施工 (箇所)	新堤防 日川跡(m)						
人首川	0.8	人首川左岸	人1 旧河川跡		180		漏I無 美施済	桜木橋	奥州市 (水沢)	水沢出張所	
	1.0	左岸			180	1	S63 L=180m				
	0.7	人首川左岸	人2 破堤跡				S22.9破堤	桜木橋	奥州市 (水沢)		
	合計			0	180	1					
				0	180	0					

重要水防要注意区間調査書 (国管理)

様式-3

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和4年度評定		対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所	重要度Aと R3評定の ダブリ延長
				工事施工 (箇所)	新堤防 日川跡(m)						
胆沢川										水沢出張所	
和賀川											
豊沢川											
猿ヶ石川											
	合計			0	0	0					
				0	0	0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防要注意区間調査書 (国管理)

様式-3

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和4年度評定		対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象箇所	関連町村	出張所	重要度AとR3評定のダブリ延長	
				工事施工箇所(箇所)	新堤防川跡(m)							破堤跡(箇所)
北上川	105.8	石鳥谷右岸	旧河川跡1		20		H18対策済み	紫波橋	花巻市	盛岡出張所		
	106.1	石鳥谷右岸	旧河川跡2		100		H19対策済み	紫波橋	花巻市			
	106.2	石鳥谷右岸	旧河川跡3		100			紫波橋	花巻市			
	106.9	石鳥谷右岸	陸間4	1			大沢口陸間	紫波橋	花巻市			
	107.1	石鳥谷右岸	陸間5	1			好地陸間	紫波橋	花巻市			
	107.4	石鳥谷右岸	陸間6	1			栗師堂川陸間	紫波橋	花巻市			
	107.8	石鳥谷右岸	陸間7	1			石鳥谷陸間	紫波橋	花巻市			
	108.0	石鳥谷右岸	陸間8	1			石鳥谷第二陸間	紫波橋	花巻市			
	114.6	日詰右岸	新堤防9		225		R2施工 L=225m HWL堤	明治橋	紫波町			225
	114.8	徳田右岸	旧河川跡10		500		漏I有 実施済 L=497.0m	明治橋	矢巾町			
	123.2	徳田右岸	旧河川跡11		500		漏I有 実施済 L=160.0m	明治橋	矢巾町			
	123.9	徳田右岸	旧河川跡12		160		R2施工 L=693m 完成堤	明治橋	盛岡市			
	124.1	見前右岸	新堤防13		693		S23.9破堤	明治橋	盛岡市			
	129.0	手代左岸	破堤跡14	1	693			明治橋	盛岡市			
	129.8	手代左岸	新堤防15		186		R2施工 L=186m HWL堤	明治橋	盛岡市			186
	130.3	盛岡右岸	陸間16	1	186		盛岡右岸第一陸間	明治橋	盛岡市			
	130.5	盛岡右岸	陸間17	1			盛岡右岸第二陸間	明治橋	盛岡市			
	134.9	盛岡右岸	陸間18	1			盛岡右岸第三陸間	明治橋	盛岡市			
135.0	盛岡右岸	陸間19	1			盛岡右岸第四陸間	明治橋	盛岡市				
135.1	盛岡右岸	陸間20	1			盛岡右岸第四陸間	明治橋	盛岡市				
135.2	盛岡右岸	陸間21	1			JR寄川橋梁	明治橋	盛岡市				
135.6	盛岡右岸	橋梁22	1				明治橋	盛岡市				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防要注意区間調査書 (国管理)

様式-3

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和4年度評定		対策水防		変更理由等	水防警報 対象所	連 関 市 町 村	出 張 所	重要度Aと H30評定の ダブり延長
				工事施工 (箇所)	新堤防 川跡 (m)	破堤跡 (箇所)	陸間 (箇所)					
	137.2	盛岡右岸 右岸	陸 19				1	開運橋右岸第三陸間	館坂橋	盛岡市		
	137.3	盛岡右岸 右岸	陸 20				1	開運橋右岸第四陸間	館坂橋	盛岡市		
	138.4	盛岡右岸 右岸	陸 21				1	館坂橋右岸陸間	館坂橋	盛岡市		
	134.8	盛岡左岸 左岸	陸 22				1	盛岡左岸第一陸間	明治橋	盛岡市		
	135.0	盛岡左岸 左岸	陸 23				1	盛岡左岸第二陸間	明治橋	盛岡市		
	135.1	盛岡左岸 左岸	陸 24				1	盛岡左岸第三陸間	明治橋	盛岡市		
	135.4	盛岡左岸 左岸	陸 25				1	明治橋左岸第一陸間	明治橋	盛岡市		
	135.6	盛岡左岸 左岸	陸 26				1	明治橋左岸第二陸間	明治橋	盛岡市		
	135.8	盛岡左岸 左岸	陸 27				1	明治橋左岸第三陸間	明治橋	盛岡市		
	136.3	盛岡左岸 左岸	陸 28				1	大沢川原第一陸間	館坂橋	盛岡市		
	136.4	盛岡左岸 左岸	陸 29				1	大沢川原第二陸間	館坂橋	盛岡市		
	136.4	盛岡左岸 左岸	陸 30				1	大沢川原第三陸間	館坂橋	盛岡市		
	136.4	盛岡左岸 左岸	陸 31				1	大沢川原第四陸間	館坂橋	盛岡市		
	136.6	盛岡左岸 左岸	陸 32				1	大沢川原第五陸間	館坂橋	盛岡市		
	136.6	盛岡左岸 左岸	陸 33				1	開運橋左岸第一陸間	館坂橋	盛岡市		
	136.7	盛岡左岸 左岸	陸 34				1	開運橋左岸第二陸間	館坂橋	盛岡市		
	136.8	盛岡左岸 左岸	陸 35				1	開運橋左岸第三陸間	館坂橋	盛岡市		
	合計			0	1,884	1	27					
				0	1,884	0	0					

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防要注意区間調書 (国管理)

様式-3

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和4年度評定			対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象所	関連市町村	出張所	重要度AとR3評定のダブリ延長
				工事施工(箇所)	新堤防川跡(m)	破堤跡(箇所)						
	0.0	雲石川左岸左岸	中1陸			1	雲石陸間	明治橋	盛岡市	盛岡出張所		
雲石川												
合計				0	0	1						
				0	0	0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防要注意区間調書 (国管理)

様式-3

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和4年度評定			対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象所	関連市町村	出張所	重要度AとR3評定のダブリ延長
				工事施工(箇所)	新堤防川跡(m)	破堤跡(箇所)						
	0.1	中津川左岸左岸	中1陸			1	中津川左岸第一陸間	山岸	盛岡市	盛岡出張所		
	0.3	中津川左岸左岸	中2陸			1	中津川左岸第二陸間	山岸	盛岡市	盛岡出張所		
	0.5	中津川左岸左岸	中3陸			1	中津川左岸第三陸間	山岸	盛岡市	盛岡出張所		
合計				0	0	3						
				0	0	0						

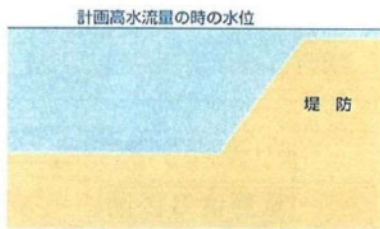
注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

**図表3-3 重要水防箇所評定基準**

■堤防高

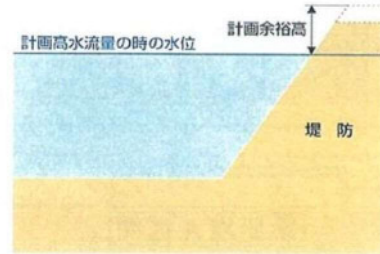
A 水防上、最も重要な区間

計画高水流量に達する洪水が起きた時、川の水が現在の堤防を越えるところ。



B 水防上、重要な区間

計画高水流量に達する洪水が起きた時、川の水が現在の堤防を越えないが、その時の水位と堤防の高さの差が堤防の計画余裕高に足りないところ。



■堤防断面

A 水防上、最も重要な区間

現在の堤防断面積(または天端幅)が、計画の堤防断面積(または計画の天端幅)の2分の1未満の箇所。



B 水防上、重要な区間

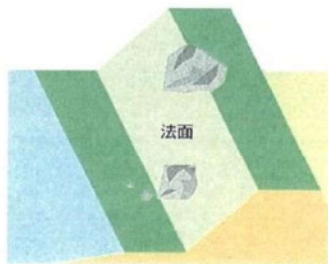
現在の堤防断面積(または天端幅)が、計画の堤防断面積(または計画の天端幅)より小さいものの、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。



■法崩れ・法すべり

A 水防上、最も重要な区間

法崩れまたは法すべりが起こり、堤防が欠けているのに、修復していない箇所。



B 水防上、重要な区間

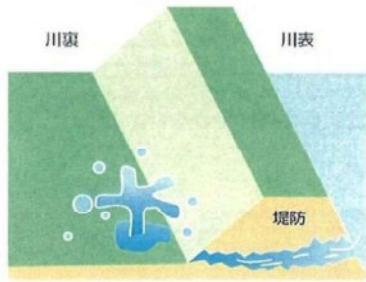
○法崩れまたは法すべりが起こったことがあり、一時的に修復している箇所。  
○法崩れまたは法すべりしたことはないが、今後法崩れまたはすべりの発生するおそれのある箇所。



■漏水

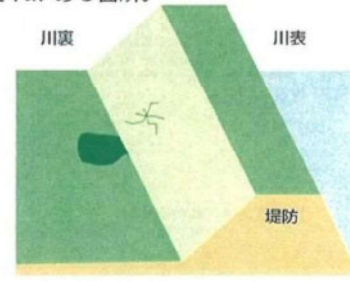
A 水防上、最も重要な区間

洪水時に川の水が、堤防にしみ込んで、川裏から吹き出したことがあり、まだ対策していない箇所。



B 水防上、重要な区間

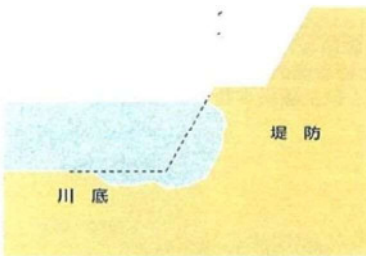
○以前、漏水したことがあり、一時的に対策した箇所。  
○今まで漏水したことはないが、今後、漏水が発生するおそれがある箇所。



■水衝・洗掘

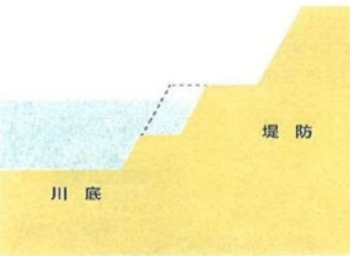
A 水防上、最も重要な区間

水衝部にある川岸や、川底が川の流れによって、深く削られている箇所。



B 水防上、重要な区間

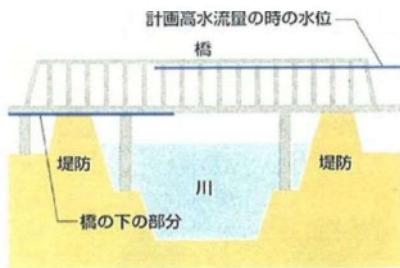
水衝部にある川岸や、川底が川の流れによって削られている箇所。



■工作物

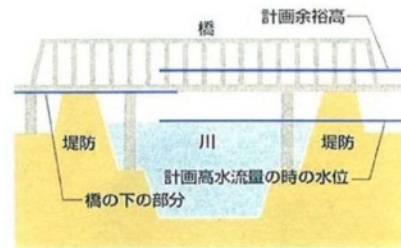
A 水防上、最も重要な区間

橋など川を横切る工作物の下部分が、計画高水流量の時の水位以下となる箇所。



B 水防上、重要な区間

橋やその他の河川横断工作物の下部分と、計画高水流量の時の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。



図表3-4 重要水防箇所調査（県管理）

	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間	
	堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・跡 跡・陸間(箇 所)
盛岡広域振興局管内	29,350	(0)	0	12,450	(0)	11	0	0
岩手土木センター管内	7,750	(0)	0	35,510	(3,400)	0	1,350	0
花巻土木センター管内	15,180	(0)	0	11,940	(0)	0	1,270	0
北上土木センター管内	2,620	(0)	0	700	(0)	0	0	0
県南広域振興局管内	3,400	(0)	0	46,160	(2,100)	0	0	0
一関土木センター管内	20,200	(0)	0	35,880	(7,040)	0	700	0
千厩土木センター管内	20,092	(2,800)	6	3,640	(0)	0	4,600	0
大船渡土木センター管内	13,410	(50)	0	8,780	(3,380)	0	0	0
遠野土木センター管内	9,494	(0)	0	37,970	(0)	0	5,600	0
沿岸広域振興局管内	8,378	(68)	2	21,705	(1,322)	0	0	0
宮古土木センター管内	9,635	(0)	0	38,295	(0)	0	0	0
岩泉土木センター管内	12,390	(0)	1	6,169	(0)	5	0	0
県北広域振興局管内	20,250	(3,000)	1	30,820	(0)	0	100	0
二戸土木センター管内	13,680	(120)	0	600	(0)	0	1,550	0
合計	185,829	(6,038)	10	290,619	(17,242)	16	15,170	0

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間			対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施 行・破壊 跡・隣間 (箇所)			
<盛岡広域振興局土木部管内>																
中津川	県	水道橋～堰根	左岸	堤防高 無堤	盛1	0								積土のう工	盛岡市	
中津川	県	水道橋～二ツ森	右岸	堤防高 無堤	盛2	0								積土のう工	盛岡市	
中津川	県	水道橋		工作物 橋梁	盛3					1					盛岡市	
		中津川	計			0	(0)	0	0	(0)	1	0	0			
米内川	県	中津川合流地点～鶴見橋	左岸	堤防高 無堤	盛1	2,200								積土のう工	盛岡市	
米内川	県	中津川合流地点～鶴見橋	右岸	堤防高 無堤	盛2	2,800									盛岡市	
米内川	県	中津川合流地点～鶴見橋		工作物 橋梁	盛3					9					盛岡市	
		米内川	計			5,000	(0)	0	0	(0)	9	0	0			
雫石川	県	葛根田橋下流	左岸	堤防高	盛1										雫石町	
雫石川	県	滝沢	右岸	堤防高	盛2				400						雫石町	
雫石川	県	昇瀬橋	右岸	工作物 橋梁	盛3						1				雫石町	
		雫石川	計			0	(0)	0	1,700	(0)	1	0	0			
葛根田川	県	葛根田橋下流	左岸	堤防高	盛1									積土のう工	雫石町	
葛根田川	県	葛根田橋～新葛根田橋	左岸	堤防高 無堤	盛2	700									雫石町	
葛根田川	県	新葛根田橋下流～石仏橋下流500m	左岸	堤防高	盛3									積土のう工	雫石町	
葛根田川	県	葛根田橋下流150m～平出川合流地点	右岸	堤防高	盛4				1,800						雫石町	
葛根田川	県	石仏橋下流500m～同 上流500m	左岸	堤防高 無堤	盛5	1,000								積土のう工	雫石町	
		葛根田川	計			1,700	(0)	0	4,750	(0)	0	0	0			
諸葛川	県	耳取橋～牧野林	左岸	堤防高	盛1									積土のう工	滝沢市	
諸葛川	県	耳取橋～根堀	右岸	堤防高	盛2				3,000						滝沢市	
		諸葛川	計			0	(0)	0	6,000	(0)	0	0	0			



河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施 行・破壊 跡・盛開 (箇所)		
<盛岡広域振興局土木部管内>															
木賊川	県	北大橋～みたび6丁目	左岸	堤防高	無堤	盛1	3,900								盛岡市
木賊川	県	北大橋～月が丘3丁目	右岸	堤防高	無堤	盛2	2,500								盛岡市
木賊川	県	穴口	左岸	堤防高	無堤	盛3	150								滝沢市
木賊川	県	牧野林～菓子川合流点	右岸	堤防高	無堤	盛4	2,000								滝沢市
		木賊川	計				8,550	(0)	0	0	(0)	0	0	0	
築川	県	北上川合流部～上流400m	右岸	堤防高	無堤	盛1	400								盛岡市
		築川	計				400	(0)	0	0	(0)	0	0	0	
滝名川	県	越田	右岸	堤防高	無堤	盛1	100								紫波町
滝名川	県	越田～内川	右岸	堤防高	無堤	盛2	4,380								紫波町
滝名川	県	京田～稲藤	左岸	堤防高	無堤	盛3	4,670								紫波町
滝名川	県	上平沢	右岸	堤防高	無堤	盛4	350								紫波町
滝名川	県	上平沢	左岸	堤防断面		盛5									紫波町
		滝名川	計				9,500	(0)	0	0	(0)	0	0	0	
芋沢川	県	下矢次～藤沢	左岸	堤防高		盛1	2,100							積土のう工	矢巾町
芋沢川	県	下矢次～北矢幅	右岸	堤防高		盛2	2,100							積土のう工	矢巾町
		芋沢川	計				4,200	(0)	0	0	(0)	0	0	0	
		盛岡広域振興局土木部管内	計				29,350	0	0	12,450	0	11	0	0	

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)		
<花巻土木センター管内>														
添市川	県	道田	左岸	堤防高	花1				850				積土のう工	花巻市
添市川	県	道田	右岸	堤防高	花2				850				積土のう工	花巻市
		添市川	計			0	(0)	0	1,700	(0)	0	0	0	
葛丸川	県	葛丸一の橋	右岸	新堤防	花1							900		花巻市
葛丸川	県	高井沢	左岸	堤防高 無堤	花2	1,000								花巻市
葛丸川	県	高井沢	右岸	堤防高 無堤	花3	1,000								花巻市
葛丸川	県	木の宮橋上流	左岸	新堤防	花4						140			花巻市
葛丸川	県	木の宮橋上流	右岸	新堤防	花5						230			花巻市
葛丸川	県	木の宮橋上流	左岸	法崩れ・すべり	花6				250					花巻市
葛丸川	県	木の宮橋上流	右岸	法崩れ・すべり	花7				250					花巻市
		葛丸川	計			2,000	(0)	0	500	(0)	0	1,270	0	花巻市
稗貫川	県	十日市橋	左岸	堤防断面	花1				1,870					花巻市
稗貫川	県	十日市橋	右岸	堤防断面	花2				1,600					花巻市
稗貫川	県	稗貫川橋	左岸	堤防高 無堤	花3	1,180								花巻市
稗貫川	県	滝田橋下流	右岸	堤防断面	花4				400					花巻市
稗貫川	県	滝田橋上流	左岸	堤防断面	花5				700					花巻市
稗貫川	県	高瀬橋上流	左岸	堤防断面	花6				600				シート張り工	花巻市
稗貫川	県	亀ヶ森大橋上下流	左岸	堤防断面	花7				1,100				シート張り工	花巻市
稗貫川	県	亀ヶ森大橋上下流	右岸	堤防断面	花8				1,000				シート張り工	花巻市
稗貫川	県	大迫	左岸	堤防断面	花9				500				シート張り工	花巻市
稗貫川	県	大迫	右岸	堤防断面	花10				400				シート張り工	花巻市
稗貫川	県	滝田橋下流	左岸	堤防断面	花11				820				シート張り工	花巻市
稗貫川	県	内川目鉾野	左岸	堤防断面	花12				400				シート張り工	花巻市
		稗貫川	計			1,180	(0)	0	9,390	(0)	0	0	避難誘導	花巻市

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)		
<花巻土木センター管内>														
耳取川	県	耳取橋	左岸	堤防高	花1	3,000								花巻市
耳取川	県	耳取橋	右岸	堤防高	花2	3,000								花巻市
		耳取川	計			6,000	(0)	0	0	(0)	0	0	0	
幸田川	県	松原	左岸	堤防高 無堤	花1	3,000								花巻市
幸田川	県	松原	右岸	堤防高 無堤	花2	3,000								花巻市
		幸田川	計			6,000	(0)	0	0	(0)	0	0	0	
枇杷沢川	県	本館橋	左岸	堤防高	花1				350					花巻市
		枇杷沢川	計			0	(0)	0	350	(0)	0	0	0	花巻市
花巻土木センター管内 計						15,180	0	0	11,940	0	0	1,270	0	

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡(m)	工事施行・ 破堤跡・陸 開(箇所)		
<北上土木センター管内>															
和賀川	県	佐野	右岸	水衝洗掘	北1				300					釜段・月の輪工	北上市
和賀川	県	小田中	右岸	水衝洗掘	北2				400					釜段・月の輪工	北上市
和賀川	県	山口	右岸	堤防高 無堤	北3	1,300									北上市
和賀川	県	横川目	左岸	堤防高 無堤	北4	500									北上市
		和賀川	計			1,800	(0)	0	700	(0)	0	0	0		
尻平川	県	横川目	右岸	堤防高 無堤	北1	200									北上市
尻平川	県	土堀	左岸	堤防高 無堤	北2	40									北上市
尻平川	県	鳥谷筋	右岸	堤防高 無堤	北3	400									北上市
		尻平川	計			640	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
本郷川	県	鷹鳥羽	左岸	堤防高 無堤	北1	170								積土のう工	北上市
本郷川	県	町分	右岸	堤防高 無堤	北2	10								積土のう工	北上市
		本郷川	計			180	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
北上土木センター管内						計	0	0	700	0	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間			対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施行・破堤跡・陸開 (箇所)			
<県南広域振興局土木部管内>																
天神川	県	姉体上中野～新田	右岸	堤防断面	水1				1,000						シート張り工	奥州市
天神川	県	姉体上中野～上島	左岸	堤防断面	水2				1,000						シート張り工	奥州市
		天神川	計			0	(0)	0	2,000	(0)	0	0	0	0		
人首川	県	岩谷堂	左岸	堤防高 無堤	水1	1,100									積土のう工	奥州市
人首川	県	岩谷堂	右岸	堤防高 無堤	水2	1,200									積土のう工	奥州市
人首川	県	岩谷堂	左岸	水衝洗掘	水3				1,350						木流し工	奥州市
人首川	県	岩谷堂	右岸	水衝洗掘	水4				1,850						木流し工	奥州市
人首川	県	高間ヶ岡	右岸	堤防高 無堤	水5	800									積土のう工	奥州市
人首川	県	中上野	右岸	堤防高 無堤	水6	300									積土のう工	奥州市
人首川	県	青篠	右岸	堤防断面	水7				300						シート張り工	奥州市
		人首川	計			3,400	(0)	0	3,500	(0)	0	0	0	0		
広瀬川	県	岩谷堂歌読	右岸	堤防断面	水1				1,300						シート張り工	奥州市
広瀬川	県	岩谷堂菅蒲沢	左岸	堤防断面	水2				1,500						シート張り工	奥州市
広瀬川	県	広瀬西田～下日向	右岸	堤防断面	水3				2,000						シート張り工	奥州市
広瀬川	県	広瀬大松～西風	左岸	堤防断面	水4				2,000						シート張り工	奥州市
		広瀬川	計			0	(0)	0	6,800	(0)	0	0	0	0		
宿内川	県	一ノ台	左岸	水衝洗掘	水1				800						木流し工	金ヶ崎町
		宿内川	計			0	(0)	0	800	(0)	0	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間			対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡(m)	工事施行・ 破堤跡・陸 間(箇所)			
＜県南広域振興局土木部管内＞																
胆沢川	県	佐倉河卸町～玉貫	右岸	水衝洗掘	水1				1,940						木流し工	奥州市
胆沢川	県	西根二の宮	左岸	水衝洗掘	水2				1,570						木流し工	金ヶ崎町
胆沢川	県	佐倉河向崩田	左岸	水衝洗掘	水3				1,600						木流し工	奥州市
胆沢川	県	永栄高梨	左岸	水衝洗掘	水4				5,600						木流し工	金ヶ崎町
胆沢川	県	佐倉河満倉	右岸	水衝洗掘	水5				150						木流し工	奥州市
胆沢川	県	南都田五松林	右岸	水衝洗掘	水6				1,950						木流し工	奥州市
胆沢川	県	若柳上田中	右岸	水衝洗掘	水7				2,400						木流し工	奥州市
胆沢川	県	若柳小歩	左岸	水衝洗掘	水8				1,500						木流し工	奥州市
			計			0	(0)	0	16,710	(0)	0	0	0	0		
黒沢川	県	藤巻	右岸	水衝洗掘	水1				1,230						木流し工	金ヶ崎町
			計			0	(0)	0	1,230	(0)	0	0	0	0		
永沢川	県	百岡	右岸	水衝洗掘	水1				1,000						木流し工	金ヶ崎町
永沢川	県	二ツ谷～明堂	左岸	水衝洗掘	水2				3,800						木流し工	金ヶ崎町
			計			0	(0)	0	4,800	(0)	0	0	0	0		
白鳥川	県	谷記田	右岸	堤防高	水1				1,000						積土のう工	奥州市
白鳥川	県	谷記田	右岸	堤防断面	水2				800						シート張り工	奥州市
白鳥川	県	塔ヶ崎	左岸	堤防断面	水3				2,800						シート張り工	奥州市
			計			0	(0)	0	4,600	(0)	0	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間			要注意区間			対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施行・破堤跡・陸開 (箇所)		
＜県南広域振興局土木部管内＞															
岩堰川	県	鉄道橋～岩堰橋	左岸	堤防断面	水1			1,000						シート張り工	奥州市
岩堰川	県	小谷起～源氏ヶ崎	左岸	漏水	水2				(2,100)					月の輪工	奥州市
岩堰川	県	小谷起～源氏ヶ崎	右岸	堤防断面	水3			1,400						シート張り工	奥州市
岩堰川	県	鉄道橋～立石	右岸	堤防断面	水4			2,400						シート張り工	奥州市
		岩堰川	計			0	(0)	0	4,800	(2,100)	0	0	0		
衣川	県	川西	右岸	水衝洗掘	水1				520					木流し工	奥州市
衣川	県	寺袋	左岸	水衝洗掘	水2				250					木流し工	奥州市
衣川	県	豊巻	右岸	水衝洗掘	水3				150					木流し工	奥州市
		衣川	計			0	(0)	0	920	(0)	0	0	0		
県南広域振興局土木部管内						計	3,400	0	0	46,160	2,100	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間			対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施 行・破堤 跡・陸揚 (箇所)			
＜一関土木センター管内＞																
太田川	県	太田川左岸	左岸	堤防断面	一2				2,240						シート張り工	平泉町
太田川	県	太田川右岸	右岸	堤防断面	一3				440						シート張り工	平泉町
		太田川	計			0	(0)	0	2,680	(0)	0	0	0	0		
徳沢川	県	瀬原	左岸	堤防高	一1				2,500							平泉町
徳沢川	県	瀬原	右岸	堤防高	一2				2,500							平泉町
徳沢川	県	徳沢	左岸	堤防高 無堤	一3	700										平泉町
徳沢川	県	徳沢	右岸	堤防高 無堤	一4	700										平泉町
		徳沢川	計			1,400	(0)	0	5,000	(0)	0	0	0	0		
吸川	県	一ノ関駅	左岸	堤防断面	一1				3,000						シート張り工	一関市
吸川	県	小沢	右岸	堤防断面	一2				3,000						シート張り工	一関市
		吸川	計			0	(0)	0	6,000	(0)	0	0	0	0		
新山川	県	千刈田	左岸	堤防高	一1				200						積土のう工	一関市
新山川	県	千刈田	左岸	新堤防	一2						100					一関市
		新山川	計			0	(0)	0	200	(0)	0	100	0	0		
久保川	県	霜後	左岸	堤防高 無堤	一1	500										一関市
久保川	県	霜後	右岸	堤防高 無堤	一2	500										一関市
久保川	県	松原	左岸	堤防断面	一3				1,800						シート張り工	一関市
久保川	県	上要害	右岸	堤防断面	一4				1,200						シート張り工	一関市
久保川	県	広面	左岸	新堤防	一5						600					一関市
久保川	県	広面	右岸	堤防高 無堤	一6	600										一関市
		久保川	計			1,600	(0)	0	3,000	(0)	0	600	0	0		



河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工施行・ 破堤 跡・隘間 (箇所)		
＜一関土木センター管内＞															
市野々川	県	老流	左岸	堤防高 無堤	一1	500									一関市
市野々川	県	老流	左岸	堤防断面	一2		800								一関市
		市野々川	計			500	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	
小猪岡川	県	大森	右岸	堤防断面	一1		1,300								一関市
小猪岡川	県	山梨	左岸	堤防高 無堤	一2	500									一関市
小猪岡川	県	谷地田	左岸	堤防高 無堤	一3	700									一関市
		小猪岡川	計			1,200	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	
山谷川	県	中蘇根	左岸	堤防断面	一1	1,800									一関市
山谷川	県	中蘇根	右岸	堤防断面	一2	600									一関市
		山谷川	計			2,400	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	
番台川	県	番台	右岸	堤防高 無堤	一1	500									一関市
		番台川	計			500	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	
滝沢川	県	狐禅寺	左岸	堤防高 無堤	一1	800									一関市
滝沢川	県	宇南田	右岸	堤防高 無堤	一2	800									一関市
		滝沢川	計			1,600	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村	
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施 行・破堤 跡・隘閉 (箇所)			
＜一関土木センター管内＞																
中江川	県	鶴巻	左岸	堤防高 無堤	一1	1,000									一関市	
中江川	県	鶴巻	右岸	堤防高 無堤	一2	1,000									一関市	
		中江川	計			2,000	(0)	0	0	(0)	0	0	0	0		
夏川	県	太田沼～花欠	左岸	堤防高	一1				1,900						積土のう工	一関市
夏川	県	太田沼	左岸	堤防断面	一2					(80)					シート張り工	一関市
夏川	県	白浜	左岸	漏水	一3					(180)						一関市
夏川	県	貝島	左岸	漏水	一4					(500)					月の輪工	一関市
夏川	県	飛み沢	左岸	漏水	一5					(80)					月の輪工	一関市
夏川	県	貝島～花欠	左岸	水衝洗掘	一6					(1,800)					木流し工	一関市
		夏川	計			0	(0)	0	1,900	(2,640)	0	0	0	0		
磯田川	県	白浜～熊ノ倉	左岸	堤防高	一1										積土のう工	一関市
磯田川	県	白浜～熊ノ倉	左岸	堤防断面	一2					(2,200)					シート張り工	一関市
磯田川	県	向谷地	右岸	堤防高	一3				2,200						積土のう工	一関市
磯田川	県	向谷地	右岸	堤防断面	一4					(2,200)					シート張り工	一関市
磯田川	県	大石沢	左岸	堤防高 無堤	一5	2,200										一関市
磯田川	県	上柏木	右岸	堤防高 無堤	一6	2,200										一関市
		磯田川	計			4,400	(0)	0	4,400	(4,400)	0	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間			対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施 行・破堤 跡・隘閉 (箇所)			
<一関土木センター管内>																
上油田川	県	西風谷地	左岸	堤防断面	一1				1,900						シート張り工	一関市
上油田川	県	上築道	右岸	堤防断面	一2				1,900						シート張り工	一関市
上油田川	県	明賀山	左岸	堤防高	一3				1,200						積土のう工	一関市
上油田川	県	鷲沢	右岸	堤防高	一4				1,200						積土のう工	一関市
		上油田川	計			0	(0)	0	6,200	(0)	0	0	0	0		
刈生沢川	県	刈生沢	左岸	堤防断面	一1				2,200						シート張り工	一関市
刈生沢川	県	刈生沢	右岸	堤防断面	一2				2,200						シート張り工	一関市
		刈生沢川	計			0	(0)	0	4,400	(0)	0	0	0	0		
金流川	県	日向	左岸	堤防高 無堤	一1			2,300								一関市
金流川	県	上金森	右岸	堤防高 無堤	一2			2,300								一関市
		金流川	計			4,600	(0)	0	0	(0)	0	0	0	0		
一関土木センター管内						計		20,200	0	0	35,880	7,040	0	700	0	

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施行・ 破堤跡・陸 間(箇所)		
＜千厩土木センター管内＞															
砂鉄川	県	松川～卯入道平	左岸	堤防高	千1				1,200					積土のう工	一関市
砂鉄川	県	三室	右岸	堤防高	千2				600					積土のう工	一関市
砂鉄川	県	十二木橋～山谷川合流点	右岸	新堤防	千3							700			一関市
砂鉄川	県	沢口橋		工作物 橋梁	千4			1							一関市
砂鉄川	県	木和田堀橋		工作物 橋梁	千5			1							一関市
砂鉄川	県	牧田橋～若宮	左岸	堤防高 無堤	千6	100								積土のう工	一関市
砂鉄川	県	西口橋～立町橋	右岸	堤防高	千7	150								積土のう工	一関市
砂鉄川	県	清水田橋～舘下橋	左岸	堤防高 無堤	千8	700								積土のう工	一関市
砂鉄川	県	山谷川合流点～下の橋	右岸	新堤防	千9							1,050			一関市
砂鉄川	県	羽根堀～松川堰	左岸	新堤防	千10							1,650			一関市
砂鉄川	県	西本町～東本町	右岸	新堤防	千11							500			一関市
		砂鉄川 計				950	(0)	2	1,800	(0)	0	3,900	0		
山谷川	県	砂鉄川合流点～J R山谷川橋梁	左岸	新堤防	千1								350		一関市
山谷川	県	砂鉄川合流点～J R山谷川橋梁	右岸	新堤防	千2								350		一関市
山谷川	県	J R山谷川橋梁～滝の沢頭首工	左岸	堤防高 無堤	千3	250									一関市
山谷川	県	J R山谷川橋梁～滝の沢頭首工	右岸	堤防高 無堤	千4	250									一関市
山谷川	県	南山谷～山谷橋	左岸	堤防高 無堤	千5	700									一関市
山谷川	県	南山谷～山谷橋	右岸	堤防高 無堤	千6	700									一関市
		山谷川 計				1,900	(0)	0	0	(0)	0	700	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間			要注意区間			対策水防工法名	関連市町村	
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施行・ 破堤跡・陸 間(箇所)			
＜千厩土木センター管内＞																
曾慶川	県	砂鉄川合流点～日の出橋	左岸	堤防高 無堤	千1	1,300									一関市	
		曾慶川	計			1,300	(0)	0	0	(0)	0	0	0	0		
黄海川	県	小川淵～一本杉橋	右岸	堤防高	千1	4,300									積土のう工	一関市
黄海川	県	小川淵	右岸	漏水	千2		(1,400)								月の輪工	一関市
黄海川	県	川口沖～八反	左岸	堤防高	千3	2,300									積土のう工	一関市
黄海川	県	川口沖	左岸	漏水	千4		(1,400)								月の輪工	一関市
黄海川	県	八反～一本杉橋	左岸	堤防高 無堤	千5	2,100										一関市
黄海川	県	高木戸橋		工作物 橋梁	千6			1								一関市
黄海川	県	大木下橋		工作物 橋梁	千7			1								一関市
		黄海川	計			8,700	(2,800)	2	0	(0)	0	0	0	0		一関市
大平川	県	八森沢橋～裏の沢	左岸	堤防高 無堤	千1	100										一関市
		大平川	計			100	(0)	0	0	(0)	0	0	0	0		一関市

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施行・ 破堤跡・陸 間(箇所)		
＜千厩土木センター管内＞															
千厩川	県	色の御膳橋～砂子田	左岸	堤防高 無堤	千1	360								積土のう工	一関市
千厩川	県	色の御膳橋～砂子田	右岸	堤防断面	千2				300					シート張工	一関市
千厩川	県	東小田橋～久伝橋	右岸	堤防高	千3				770					積土のう工	一関市
千厩川	県	東小田橋～久伝橋	左岸	堤防高	千4				770					積土のう工	一関市
千厩川	県	四日市橋～みどり橋	右岸	堤防高	千5	412								積土のう工	一関市
千厩川	県	白山橋～みどり橋	左岸	堤防高	千6	510								積土のう工	一関市
千厩川	県	四日市橋		工作物 橋梁	千7			1							一関市
千厩川	県	宮敷橋		工作物 橋梁	千8			1							一関市
千厩川	県	みどり橋～構井橋	右岸	堤防高 無堤	千9	175									一関市
千厩川	県	みどり橋～構井橋	左岸	堤防高 無堤	千10	285									一関市
千厩川	県	J R 千厩橋梁～西中沢橋	右岸	堤防高 無堤	千11	100									一関市
千厩川	県	沖中橋下流～深芦前橋上流	右岸	堤防高 無堤	千12	1,500									一関市
千厩川	県	沖中橋下流～深芦前橋上流	左岸	堤防高 無堤	千13	1,500									一関市
						4,842	(0)	2	1,840	(0)	0	0	0		
千厩川 計															
大川	県	大里橋～月山下頭首工	左岸	堤防高 無堤	千1	2,300									一関市
						2,300	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
						大川 計									
						20,092	2,800	6	3,640	0	0	4,600	0		
千厩土木センター管内 計															

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間			対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施行・ 破堤跡・盛 開 (箇所)			
<岩手土木センター管内>																
松川	県	留石～山橋下流	右岸	法崩れ・すべり	盛1				500						大型土のう工	八幡平市
松川	県	金堂～山橋下流	左岸	法崩れ・すべり	盛2				1,350						大型土のう工	八幡平市
		吉浜川	計			0	(0)	0	1,850	(0)	0	0	0	0		
赤川	県	淡川～山崎	左岸	法崩れ・すべり	盛1				3,550						大型土のう工	八幡平市
赤川	県	淡川～山崎	右岸	法崩れ・すべり	盛2				3,550						大型土のう工	八幡平市
赤川	県	山崎	右岸	堤防高 無堤	盛3	350									積土のう工	八幡平市
		赤川	計			350	(0)	0	7,100	(0)	0	0	0	0		
馬淵川	県	田子～下町	右岸	堤防高 無堤	盛1	1,100									積土のう工	葛巻町
馬淵川	県	四日市～岩脇	右岸	堤防高	盛2							850			積土のう工	葛巻町
馬淵川	県	岩脇～泉田	右岸	堤防高	盛3				4,880						積土のう工	葛巻町
馬淵川	県	橋場～西里	左岸	堤防高	盛4				8,780						積土のう工	葛巻町
馬淵川	県	日渡～荒沢口	右岸	堤防高	盛5				3,000						積土のう工	葛巻町
		馬淵川	計			1,100	(0)	0	16,660	(0)	0	850	0	0		
安比川	県	岩木	左岸	堤防高 無堤	盛1	800									積土のう工	八幡平市
安比川	県	岩屋	左岸	堤防高 無堤	盛2	800									積土のう工	八幡平市
安比川	県	五日市	右岸	堤防高	盛3				300						積土のう工	八幡平市
安比川	県	五日市橋上流	左岸	堤防高 無堤	盛4	100									積土のう工	八幡平市
安比川	県	愛岩橋上流300m～保戸沢橋	右岸	洗掘	盛5				550						大型土のう工	八幡平市
安比川	県	縣井沢橋上流300m～保戸沢橋下流100m	左岸	洗掘	盛6				1,550						大型土のう工	八幡平市
安比川	県	寺志田	左岸	堤防高 無堤	盛7	1,200									積土のう工	八幡平市
安比川	県	新田橋下流	左岸	洗掘	盛8				700						大型土のう工	八幡平市
安比川	県	清上橋から新田橋下流	右岸	洗掘	盛9				3,400						大型土のう工	八幡平市
		安比川	計			2,900	(0)	0	6,500	(0)	0	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)		
<岩手土木センター管内>														
山形川	県	小屋瀬	左岸	堤防高 無堤	盛1	1,100								葛巻町
山形川	県	小屋瀬	右岸	堤防高 無堤	盛2	1,100								葛巻町
		山形川	計			2,200	(0)	0	0	(0)	0	0	0	
米代川	県	沢口橋上流100m～田山橋	左岸	堤防高	盛1				1,100					八幡平市
米代川	県	沢口橋上流100m～田山橋	左岸	洗掘	盛2					(1,100)				八幡平市
米代川	県	田山橋上流	右岸	堤防高 無堤	盛3	400								八幡平市
米代川	県	田山橋下流	右岸	堤防高	盛4				900					八幡平市
米代川	県	田山橋下流	右岸	洗掘	盛5					(900)				八幡平市
米代川	県	折壁	右岸	堤防高 無堤	盛6	300								八幡平市
米代川	県	兄畑	右岸	堤防高 無堤	盛7	500								八幡平市
		米代川	計			1,200	(0)	0	2,000	(2,000)	0	0	0	
大又沢川	県	兄畑	左岸	洗掘	盛1					(700)				八幡平市
大又沢川	県	兄畑	左岸	堤防高	盛2				700					八幡平市
大又沢川	県	兄畑	右岸	洗掘	盛3					(700)				八幡平市
大又沢川	県	兄畑	右岸	堤防高	盛4				700					八幡平市
		大又沢川	計			0	(0)	0	1,400	(1,400)	0	0	0	
矢神川	県	田中	右岸	新堤防	盛1							500		八幡平市
		矢神川	計			0	(0)	0	0	(0)	0	500	0	
		岩手土木センター管内	計			7,750	0	0	35,510	3,400	0	1,350	0	



河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	堤防A (m)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)		
<大船渡土木センター管内>														
吉浜川	県	鉄道橋上流	左岸	水衝洗掘	大1			40						大船渡市
吉浜川	県	国道橋上流	右岸	堤防高 無堤	大2	200								大船渡市
吉浜川	県	国道橋上流	左岸	堤防高 無堤	大3	200								大船渡市
		吉浜川	計			400	(0)	0	40	(0)	0	0	0	
後の入川	県	八坂橋～後の入公民館	左岸	堤防高	大1	970								大船渡市
後の入川	県	八坂橋～後の入公民館	右岸	堤防高	大2	970								大船渡市
		後の入川	計			1,940	(0)	0	0	(0)	0	0	0	
須崎川	県	国道橋～須崎橋	左岸	水衝洗掘	大1	320								大船渡市
		須崎川	計			320	(0)	0	0	(0)	0	0	0	
鷹生川	県	関谷橋下流	左岸	堤防高 無堤	大1	100								大船渡市
鷹生川	県	五葉橋下流	右岸	堤防高 無堤	大2	570								大船渡市
		鷹生川	計			670	(0)	0	0	(0)	0	0	0	
盛川	県	長安寺橋上流	右岸	堤防高 無堤	大1	400								大船渡市
盛川	県	長安寺橋上流	左岸	堤防高 無堤	大2	450								大船渡市
盛川	県	板用橋下流	左岸	堤防高 無堤	大3	400								大船渡市
盛川	県	田代屋敷橋下流	右岸	堤防高 無堤	大4	200								大船渡市
		盛川	計			1,450	(0)	0	0	(0)	0	0	0	
立根川	県	上の台橋上流	右岸	水衝洗掘	大1				100					大船渡市
立根川	県	上の台橋上流	左岸	水衝洗掘	大2				150					大船渡市
立根川	県	大道橋～上沼田橋	左岸	水衝洗掘	大3				250					大船渡市
		立根川	計			0	(0)	0	500	(0)	0	0	0	

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施行・破壊跡・陸間 (箇所)		
＜大船渡土木センター管内＞															
気仙川	県	廻館橋下流	左岸	堤防断面	大1				1,420					シート張工	陸前高田市
気仙川	県	小島部～矢作橋	右岸	堤防高	大2				180					積土のう工	陸前高田市
気仙川	県	出口大橋下流450m～上流	左岸	堤防高 無堤	大3	800								積土のう工	陸前高田市
気仙川	県	堂の沢～友沼	左岸	堤防断面	大4				1,050					シート張工	陸前高田市
気仙川	県	梅の木～袋沢	右岸	堤防断面	大5				1,900					シート張工	陸前高田市
気仙川	県	梅の木～袋沢	右岸	水衝洗掘	大6					(1,900)				シート張工	陸前高田市
気仙川	県	岩沢橋下流	右岸	堤防高 無堤	大7	250								積土のう工	住田町
気仙川	県	岩沢橋～中沢川	左岸	堤防高	大8	200								積土のう工	住田町
気仙川	県	岩沢橋～昭和橋	右岸	堤防高 無堤	大9	1,400								積土のう工	住田町
気仙川	県	中沢橋～昭和橋	左岸	堤防高	大10									積土のう工	住田町
気仙川	県	昭和橋上流	右岸	堤防高	大11	600								積土のう工	住田町
気仙川	県	昭和橋～柿内沢	左岸	水衝洗掘	大12									木流し工	住田町
気仙川	県	上川口橋上流	右岸	堤防高 無堤	大13	400								積土のう工	住田町
気仙川	県	火の上川上流	左岸	堤防高 無堤	大14	600								積土のう工	住田町
気仙川	県	中上住宅下流	左岸	堤防高 無堤	大15	300								積土のう工	住田町
気仙川	県	五葉橋上流	左岸	堤防高	大16				400					積土のう工	住田町
		気仙川 計				4,550	(0)	0	6,260	(1,900)	0	0	0		
矢作川	県	中島～元屋敷	左岸	堤防高	大1	870								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	元屋敷～打越	左岸	堤防断面	大2				1,480					シート張工	陸前高田市
矢作川	県	元屋敷～打越	左岸	水衝洗掘	大3					(1,480)				木流し工	陸前高田市
矢作川	県	柵内橋上下流	右岸	堤防高 無堤	大4	300								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	金屋敷	右岸	堤防高 無堤	大5	360								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	梅木	右岸	堤防高 無堤	大6	250								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	清水	右岸	堤防高 無堤	大7	350								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	二田野	右岸	堤防高 無堤	大8	300								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	三の戸	左岸	堤防高 無堤	大9	200								積土のう工	陸前高田市
		矢作川 計				2,630	(0)	0	1,480	(1,480)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村	
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	堤防A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	堤防B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)			工事施行・陸域跡・陸間 (箇所)
<大船渡土木センター管内>															
中沢川	県	気仙川合流点～大崎橋	左岸	堤防高	大1										住田町
中沢川	県	住田病院裏～平山橋	右岸	堤防高 無堤	大2	300									住田町
中沢川	県	田中橋～高木橋	左岸	堤防高 無堤	大3	650									住田町
		中沢川	計			950	(0)	0	0	(0)	0	0	0	0	
坂本川	県	馬場野橋～城玖寺	左岸	水衝洗掘	大1				500						住田町
坂本川	県	蓬畑沢合流点～下流	左岸	堤防高 無堤	大2	300									住田町
		坂本川	計			300	(0)	0	500	(0)	0	0	0	0	
長部川	県	国道45号～明戸橋	左岸	堤防高	大1	200									陸前高田市
長部川	県	国道45号上流	左岸	法崩れ・すべり	大2		(50)								陸前高田市
		長部川	計			200	(50)	0	0	(0)	0	0	0	0	
大船渡土木センター管内						計	13,410	50	0	8,780	3,380	0	0	0	

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)		
<遠野土木センター管内>														
猿ヶ石川	県	遊井名田	左岸	堤防高	遠1	80							積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	宇洞	右岸	堤防高 無堤	遠2	500								遠野市
猿ヶ石川	県	高笛	左岸	堤防高 無堤	遠3	500								遠野市
猿ヶ石川	県	荒谷前	右岸	堤防高	遠4		1,100						積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	鳴沢	左岸	堤防高	遠5		1,600						積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	長岡	右岸	堤防高	遠6		1,900						積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	日影	左岸	堤防高	遠7		1,800						積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	我丸	左岸	堤防高	遠8		700						積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	宮野目	右岸	堤防高	遠9		1,820						積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	下組町	左岸	堤防高	遠10		810						積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	矢崎	左岸	堤防高	遠11		1,020						シート張工	遠野市
猿ヶ石川	県	安居台	右岸	堤防高	遠12		600						積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	安居台	左岸	堤防高	遠13		600						積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	片岸	右岸	堤防高	遠14		700						積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	片岸	左岸	堤防高	遠15		700						積土のう工	遠野市
猿ヶ石川 計						1,080	(0)	0	13,350	(0)	0	0	0	
達曽部川	県	鑄物	左岸	堤防高	遠1		1,000						積土のう工	遠野市
達曽部川	県	大畑	左岸	堤防高	遠2		1,800						積土のう工	遠野市
達曽部川	県	中斉	左岸	堤防高	遠3		1,200						積土のう工	遠野市
達曽部川	県	大豆畑	左岸	堤防高	遠4		700						積土のう工	遠野市
達曽部川	県	小通	左岸	堤防高	遠5		300						積土のう工	遠野市
達曽部川 計						0	(0)	0	5,000	(0)	0	0	0	
宿川	県	赤坂	左岸	堤防高 無堤	遠1	1,200								遠野市
宿川 計						1,200	(0)	0	0	(0)	0	0	0	

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村	
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施行・ 破壊跡・ 陸 間 (箇所)			
<遠野土木センター管内>																
小友川	県	太田	左岸	堤防高	遠1				2,700						積土のう工	遠野市
小友川	県	桑畑	右岸	堤防高	遠2				1,000						積土のう工	遠野市
		小友川	計			0	(0)	0	3,700	(0)	0	0	0	0		
長野川	県	大洞	左岸	堤防高	無堤	遠1										遠野市
		長野川	計			400	(0)	0	0	(0)	0	0	0	0		
山谷川	県	大沢	左岸	堤防高	遠1				2,500						積土のう工	遠野市
山谷川	県	大沢	右岸	堤防高	遠2				2,500						積土のう工	遠野市
		山谷川	計			0	(0)	0	5,000	(0)	0	0	0	0		
砂子沢川	県	鶯崎	左岸	堤防高	遠1				1,100						積土のう工	遠野市
砂子沢川	県	鶯崎	右岸	堤防高	遠2				1,100						積土のう工	遠野市
		砂子沢川	計			0	(0)	0	2,200	(0)	0	0	0	0		
来内川	県	東館	左岸	堤防高	遠1				1,300						積土のう工	遠野市
来内川	県	東館	右岸	堤防高	遠2				1,300						積土のう工	遠野市
		来内川	計			0	(0)	0	2,600	(0)	0	0	0	0		
中沢川	県	古館	左岸	堤防高	遠1				500						積土のう工	遠野市
中沢川	県	古館	右岸	堤防高	遠2				500						積土のう工	遠野市
		中沢川	計			0	(0)	0	1,000	(0)	0	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村	
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施行・ 破壊跡・陸 間 (箇所)			
<遠野土木センター管内>																
早瀬川	県	青笹	右岸	堤防高	遠1				1,270						積土のう工	遠野市
早瀬川	県	上青笹	右岸	堤防高	遠2				1,400						積土のう工	遠野市
早瀬川	県	中妻	左岸	堤防高	遠3				700						積土のう工	遠野市
早瀬川	県	平倉	左岸	堤防高	遠4				820						積土のう工	遠野市
早瀬川	県	寺田	右岸	堤防高	遠5				1,400						積土のう工	遠野市
早瀬川	県	平野原	左岸	堤防高	遠6				800						積土のう工	遠野市
早瀬川	県	赤羽根	左岸	堤防高	遠7				350						積土のう工	遠野市
早瀬川	県	小原田	右岸	堤防高 無堤	遠8			200								遠野市
早瀬川	県	小原田	右岸	堤防高	遠9				350						積土のう工	遠野市
早瀬川 計						200	(0)	0	7,090	(0)	0	0	0			
小鳥瀬川	県	下栃内	左岸	堤防高	遠1			831							積土のう工	遠野市
小鳥瀬川	県	大樽	右岸	堤防高	遠2			400							積土のう工	遠野市
小鳥瀬川	県	新田	左岸	堤防高 無堤	遠3			520								遠野市
小鳥瀬川	県	新田	左岸	堤防高	遠4				630						シート張工	遠野市
小鳥瀬川	県	新田	右岸	堤防高	遠5			100	0						積土のう工	遠野市
小鳥瀬川	県	下栃内	左岸	堤防高	遠6			569					0		積土のう工	遠野市
小鳥瀬川	県	下栃内	右岸	堤防高	遠7			594					0		積土のう工	遠野市
小鳥瀬川	県	栃内	左岸	新堤防 (完成3年以内)	遠8								2,800		遠野市	
小鳥瀬川	県	栃内	右岸	新堤防 (完成3年以内)	遠9								2,800		遠野市	
小鳥瀬川 計						3,014	(0)	0	630	(0)	0	5,600	0			
赤沢川	県	赤沢	左岸	堤防高 無堤	遠1			500								遠野市
赤沢川	県	赤沢	右岸	堤防高 無堤	遠2			500								遠野市
赤沢川 計						1,000	(0)	0	0	(0)	0	0	0			
遠野土木センター管内 計						9,494	0	0	37,970	0	0	5,600	0			

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施行・破堤跡・陸開 (箇所)		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
大槌川	県	桑ノ畑	左岸	堤防高	釜1				51					積土のう工	大槌町
大槌川	県	新町	右岸	堤防高	釜2				126					積土のう工	大槌町
大槌川	県	桑ノ畑	左岸	堤防高	釜3				293					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大石前	右岸	堤防高	釜4				367					積土のう工	大槌町
大槌川	県	源水	右岸	堤防高	釜5				153					積土のう工	大槌町
大槌川	県	辺津ヶ沢	左岸	堤防高	釜6				193					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大ヶ口一～大ヶ口二	右岸	堤防高	釜7				922	(922)				積土のう工	大槌町
大槌川	県	屋敷～大ヶ口	右岸	漏水	釜8	990								月の輪工	大槌町
大槌川	県	大ヶ口二	右岸	堤防高	釜9	68	(68)							積土のう工	大槌町
大槌川	県	榎内	左岸	堤防高	釜10	68								積土のう工	大槌町
大槌川	県	榎内	左岸	堤防高	釜11				125					積土のう工	大槌町
大槌川	県	榎内	左岸	堤防高	釜12	100								積土のう工	大槌町
大槌川	県	榎内	左岸	堤防高	釜13				315					積土のう工	大槌町
大槌川	県	榎内	左岸	堤防高	釜14	100								積土のう工	大槌町
大槌川	県	榎内	左岸	堤防高	釜15				307					積土のう工	大槌町
大槌川	県	渋梨	左岸	堤防高	釜16				200					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大ヶ口二	右岸	堤防高	釜17	123								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜18	104								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜19				81					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜20				119					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜21	580								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜22				82					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜23	58								積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜24				145					積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜25	590								積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜26				93					積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜27	305								積土のう工	大槌町

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村	
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施行・破堤跡・陸開 (箇所)			
＜沿岸広域振興局土木部管内＞																
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜28				131						積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜29	10									積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短	左岸	堤防高	釜30				106						積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短	左岸	堤防高	釜31	94									積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短	左岸	堤防高	釜32				275						積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短	左岸	堤防高	釜33	254									積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜34	410									積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	左岸	堤防高	釜35	313									積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜36	205									積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜37	109									積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜38				91						積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜39	83									積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜40				108						積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜41	217									積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜42				33						積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口	左岸	堤防高	釜43	234									積土のう工	大槌町
大槌川	県	白銀	右岸	堤防高	釜44	321									積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口	左岸	堤防高	釜45				182						積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口	左岸	堤防高	釜46	75									積土のう工	大槌町
大槌川	県	桃畑	右岸	堤防高	釜47	189									積土のう工	大槌町
大槌川	県	馬場野	右岸	堤防高	釜48	125									積土のう工	大槌町
大槌川	県	馬場野	右岸	堤防高	釜49	125									積土のう工	大槌町
大槌川 計						5,851	(68)	0	4,498	(922)	0	0	0			



河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村	
						堤防A(m)	(他の評価と重複)	工物A(箇所)	堤防B(m)	(他の評価と重複)	工物B(箇所)	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸開(箇所)			
＜沿岸広域振興局土木部管内＞																
小鍬川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜1				488						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	上町	左岸	堤防高	釜2				146						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜3				119						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	桜木町	左岸	堤防高	釜4				735	(400)					積土のう工	大槌町
小鍬川	県	桜木町	左岸	漏水	釜5	600									月の輪工	大槌町
小鍬川	県	桜木町	左岸	堤防高	釜6				199						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜7				213						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	寺野	右岸	堤防高	釜8				99						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜9				128						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	臼沢	右岸	堤防高	釜10				23						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜11				95						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜12				67						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜13				162						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜14				101						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	山岸	右岸	堤防高	釜15				103						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	中村	右岸	堤防高	釜16				295						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	中村	右岸	堤防高	釜17	97									積土のう工	大槌町
小鍬川	県	中村	右岸	堤防高	釜18				283						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	曾根	左岸	堤防高	釜19				99						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	曾根	左岸	堤防高	釜20				101						積土のう工	大槌町
小鍬川	県	中村	右岸	堤防高	釜21				151						積土のう工	大槌町
小鍬川 計						796	(0)	0	3,509	(400)	0	0	0			

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村	
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施行・破堤跡・陸開 (箇所)			
<沿岸広域振興局土木部管内>																
鵜住居川	県	溪梅	左岸	堤防高	釜1				346							金石市
鵜住居川	県	長持	右岸	堤防高	釜2				124							金石市
鵜住居川	県	長持	右岸	堤防高	釜3				691							金石市
鵜住居川	県	太田	左岸	堤防高	釜4				19							金石市
鵜住居川	県	砂子畑	左岸	堤防高	釜5				47							金石市
鵜住居川	県	砂子畑	右岸	堤防高	釜6				136							金石市
鵜住居川	県	砂子畑	右岸	堤防高	釜7				80							金石市
鵜住居川	県	道々	左岸	堤防高	釜8				100							金石市
鵜住居川	県	道々	左岸	堤防高	釜9				85							金石市
鵜住居川	県	砂子畑	右岸	堤防高	釜10				128							金石市
鵜住居川	県	道々	左岸	堤防高	釜11				174							金石市
鵜住居川	県	道々	左岸	堤防高	釜12				92							金石市
鵜住居川	県	道々	左岸	堤防高	釜13				79							金石市
鵜住居川 計						0	(0)	0	2,099	(0)	0	0	0	0		

水海川	県	女遊部	左岸	堤防高	釜1				700							金石市
水海川 計						0	(0)	0	700	(0)	0	0	0	0		

片岸川	県	唐丹片岸	右岸	堤防高	釜1				1,200							金石市
片岸川	県	唐丹片岸	左岸	堤防高	釜2				300							金石市
片岸川	県	川目橋		工物物 橋梁	釜3											金石市
片岸川 計						0	(0)	0	1,500	(0)	0	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村	
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施行・破堤跡・陸開 (箇所)			
<沿岸広域振興局土木部管内>																
甲子川	県	嬉石町	右岸	堤防高	釜1				167						積土のう工	金石市
甲子川	県	大渡町	左岸	堤防高	釜2				160						積土のう工	金石市
甲子川	県	大渡町	左岸	堤防高	釜3										積土のう工	金石市
甲子川	県	大渡橋		工物	釜4			1								金石市
甲子川	県	大渡町	左岸	堤防高	釜5			141							積土のう工	金石市
甲子川	県	大渡町	左岸	堤防高	釜6				58						積土のう工	金石市
甲子川	県	駒木町	左岸	堤防高	釜7				265						積土のう工	金石市
甲子川	県	駒木町	左岸	堤防高	釜8			72							積土のう工	金石市
甲子川	県	千鳥町	左岸	堤防高	釜9				653						積土のう工	金石市
甲子川	県	中妻町	左岸	堤防高	釜10				67						積土のう工	金石市
甲子川	県	上中高町	左岸	堤防高	釜11				200						積土のう工	金石市
甲子川	県	小佐野町	左岸	堤防高	釜12				165						積土のう工	金石市
甲子川	県	定内町	右岸	堤防高	釜13			189							積土のう工	金石市
甲子川	県	野田町	左岸	堤防高	釜14										積土のう工	金石市
甲子川	県	野田町	左岸	堤防高	釜15				65						積土のう工	金石市
甲子川	県	松倉～坪内	右岸	堤防高	釜16				1,150						積土のう工	金石市
甲子川	県	坪内橋～関沢	左岸	堤防高	釜17			1,200							積土のう工	金石市
甲子川	県	関沢	左岸	堤防高 無堤	釜18				1,100						積土のう工	金石市
甲子川	県	洞泉	左岸	堤防高	釜19				500						積土のう工	金石市
甲子川	県	砂子渡	右岸	堤防高	釜20				600						積土のう工	金石市
甲子川	県	大松	左岸	堤防高	釜21				600						積土のう工	金石市
甲子川	県	枯松沢	右岸	堤防高	釜22				400						積土のう工	金石市
						計			1,630	(0)	1	6,249	(0)	0	0	

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村	
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施行・破堤跡・陸開 (箇所)			
<沿岸広域振興局土木部管内>																
小川川	県	七の橋～小川町	左岸	堤防高	釜1				950							金石市
小川川	県	七の橋～桜木町	右岸	堤防高	釜2				700							金石市
小川川	県	桜木町～中小川	右岸	堤防高	釜3				1,000							金石市
小川川	県	上小川	左岸	堤防高	釜4				400							金石市
		小川川	計			0	(0)	0	3,050	(0)	0	0	0	0		

熊野川	県	下荒川	右岸	堤防高	釜1				100							積土のう工	金石市
熊野川	県	荒川橋		工作物	釜2			1									金石市
熊野川	県	荒川	右岸	堤防高 無堤	釜3	100											金石市
		熊野川	計			100	(0)	1	100	(0)	0	0	0	0			

沿岸広域振興局土木部管内 計																	
						8,378	68	2	21,705	1,322	0	0	0	0			

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡(m)	工事施行・ 破壊跡・陸 間 (箇所)		
<宮古土木センター管内>															
閉伊川	県	築地～宮町	左岸	水衝洗堀	宮1				2,400					木流し工	宮古市
閉伊川	県	藤原～小山田	右岸	水衝洗堀	宮2				3,300					木流し工	宮古市
閉伊川	県	千徳	左岸	堤防高	宮3				3,400					積土のう工	宮古市
閉伊川	県	田鎖	右岸	堤防高	宮4				2,100					積土のう工	宮古市
閉伊川	県	根市	左岸	堤防高	宮5				1,200					積土のう工	宮古市
閉伊川	県	根城	右岸	堤防高	宮6				1,800					積土のう工	宮古市
閉伊川	県	牛伏	右岸	堤防高	宮7				900					シート張工	宮古市
閉伊川	県	藁目	左岸	堤防断面	宮8				1,120					シート張工	宮古市
閉伊川	県	藁目	左岸	堤防断面	宮9				460						宮古市
閉伊川	県	川井	左岸	堤防高 無堤	宮10	900									宮古市
閉伊川	県	川井	右岸	堤防高 無堤	宮11	500									宮古市
閉伊川	県	川内	左岸	法崩れ・すべり	宮12				500						宮古市
閉伊川	県	小山田～千徳	右岸	堤防高	宮13				550						宮古市
閉伊川	県	千徳	右岸	堤防高	宮14	440									宮古市
閉伊川	県	千徳	右岸	堤防高	宮15				100						宮古市
閉伊川	県	千徳	右岸	堤防高	宮16	375									宮古市
						2,215	(0)	0	17,830	(0)	0	0	0		
閉伊川 計															
近内川	県	近内	左岸	堤防断面	宮1				1,025					シート張工	宮古市
近内川	県	近内	左岸	法崩れ・すべり	宮2				615					シート張工	宮古市
近内川	県	近内	右岸	堤防断面	宮3				600						宮古市
						0	(0)	0	2,240	(0)	0	0	0		
近内川 計															

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間		要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破壊跡・陸揚 (箇所)		
<宮古土木センター管内>													
山口川	県	笹合	右岸	堤防高	宮1			60					宮古市
山口川	県	笹合	左岸	堤防高	宮2			35					宮古市
		山口川	計			0	(0)	0	(0)	0	0	0	
刈屋川	県	茂市	右岸	堤防断面	宮1			600				シート張工	宮古市
		刈屋川	計			0	(0)	0	(0)	0	0		
馬指野川	県	馬指野	左岸	堤防高	無堤	宮1	1,500						山田町
		馬指野川	計				1,500	(0)	(0)	0	0		
津軽石川	県	藤畑～弘川	右岸	法崩れ・すべり	宮1			3,000				シート張工	宮古市
津軽石川	県	繁	右岸	法崩れ・すべり	宮2			1,000				シート張工	山田町
津軽石川	県	高田	右岸	法崩れ・すべり	宮3			500				シート張工	山田町
津軽石川	県	豊間根	左岸	法崩れ・すべり	宮4			2,600				シート張工	山田町
津軽石川	県	豊間根	右岸	法崩れ・すべり	宮5			2,300				シート張工	山田町
		津軽石川	計			0	(0)	0	(0)	0	0		
織笠川	県	織笠	左岸	水衝洗掘	宮1			600				木流し工	山田町
織笠川	県	織笠	左岸	堤防断面	宮2			2,200				シート張工	山田町
織笠川	県	織笠	右岸	堤防断面	宮3			2,200				シート張工	山田町
		織笠川	計			0	(0)	0	(0)	0	0		
関口川	県	柳沢	左岸	水衝洗掘	宮1			700				木流し工	山田町
関口川	県	柳沢	右岸	水衝洗掘	宮2			700				木流し工	山田町
関口川	県	関谷	右岸	堤防高	無堤	宮3	700						山田町
関口川	県	関谷	右岸	堤防断面	宮4			150				シート張工	山田町
関口川	県	関谷	左岸	堤防高	無堤	宮5	1,370						山田町
関口川	県	関谷	左岸	法崩れ・すべり	宮6			280				シート張工	山田町
関口川	県	関谷	左岸	堤防高	無堤	宮7	1,680						山田町
		関口川	計			3,750	(0)	0	(0)	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村	
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡(m)	工事施行・ 破壊跡・陸 側 (箇所)			
＜宮古土木センター管内＞																
荒川川	県	白山	左岸	法崩れ・すべり	宮1				1,000						シート張工	山田町
荒川川	県	豊間根	右岸	法崩れ・すべり	宮2	500									シート張工	山田町
荒川川	県	下野	左岸	堤防高	宮3	370										山田町
荒川川	県	下野	左岸	法崩れ・すべり	宮4				300						シート張工	山田町
荒川川	県	下野	左岸	堤防高	宮5	1,300										山田町
計						2,170	(0)	0	1,300	(0)	0	0	0	0		
宮古土木センター管内 計						9,635	0	0	38,295	0	0	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間			対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施行・ 破堤跡・盛 開 (箇所)			
<岩泉土木センター管内>																
小本川	県	越廻～河口	左岸	堤防高	岩1			1	2,030			3			積土のう工	岩泉町
小本川	県	林下～垂水	左岸	堤防高	岩2				1,650						積土のう工	岩泉町
小本川	県	卒郡下～河口	左岸	堤防高	岩3				719						積土のう工	岩泉町
小本川	県	卒郡	右岸	堤防高	岩4				570						積土のう工	岩泉町
小本川	県	中里	右岸	堤防高	岩5				700						シート張工	岩泉町
小本川	県	中里	右岸	堤防高 無堤	岩6				400							岩泉町
小本川	県	中里	右岸	堤防高	岩7							1			積土のう工	岩泉町
小本川	県	中里	左岸	堤防高 無堤	岩8				800							岩泉町
小本川	県	宮本～襲錦	右岸	堤防高 無堤	岩9				3,000							岩泉町
小本川	県	乙茂	左岸	堤防高 無堤	岩10				1,600							岩泉町
小本川	県	向町	左岸	堤防高 無堤	岩11				400							岩泉町
小本川	県	岩泉	右岸	堤防高	岩12							1			積土のう工	岩泉町
小本川	県	二升石	左岸	堤防高 無堤	岩13				1,300							岩泉町
小本川	県	二升石	右岸	堤防高	岩14				90							岩泉町
小本川	県	二升石	左岸	堤防高 無堤	岩15				500						カゴ砕張工	岩泉町
小本川 計						(0)	1	(0)	8,790	(0)	5	0	0			
長内川	県	中野～河口	左岸	堤防高 無堤	岩1				1,800							岩泉町
長内川	県	中野～河口	右岸	堤防高 無堤	岩2				1,800							岩泉町
長内川 計						(0)	0	(0)	3,600	(0)	0	0	0			
岩泉土木センター管内 計						0	1	(0)	12,390	0	5	0	0			



河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)		
< 県北広域振興局土木部管内 >														
久慈川	県	湊～中の橋	左岸	堤防高	久1									久慈市
久慈川	県	中の橋～大成橋	左岸	堤防高	久2									久慈市
久慈川	県	落合～中の橋	右岸	堤防高	久3									久慈市
久慈川	県	中の橋～大成橋	右岸	堤防高	久4									久慈市
久慈川	県	大成橋～山口	右岸	堤防高	久5									久慈市
久慈川	県	上川井～中川井	左岸	堤防高 無堤	久6	200								久慈市
久慈川	県	大成橋～山口	左岸	堤防高	久7									久慈市
		久慈川	計			200	(0)	1	15,400	(0)	0	0	0	

夏井川	県	閉伊口	左岸	水衝洗掘	久1									久慈市
夏井川	県	野中	左岸	堤防高	久2	600								久慈市
		夏井川	計			600	(0)	0	250	(0)	0	0	0	

長内川	県	諏訪下～長内橋	右岸	堤防高	久1									久慈市
長内川	県	長内橋～新開橋	右岸	堤防高	久2	700								久慈市
長内川	県	落合～新開橋	左岸	堤防高	久3									久慈市
長内川	県	滝	左岸	堤防高 無堤	久4	300								久慈市
長内川	県	下戸鎖	右岸	堤防高 無堤	久5	300								久慈市
		長内川	計			1,300	(0)	0	4,400	(0)	0	0	0	

普代川	県	深渡	左岸	堤防高 無堤	久1	100								普代村
普代川	県	宇留部～沢山橋	右岸	堤防高 無堤	久2	1,000								普代村
普代川	県	深渡	右岸	堤防高 無堤	久3	200								普代村
普代川	県	深渡	左岸	堤防高	久4						100			普代村
		普代川	計			1,300	(0)	0	0	(0)	0	100	0	

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施行・破堤跡・盛開 (箇所)		
< 県北広域振興局土木部管内 >															
有家川	県	荻の渡～林卿	左岸	法崩れ・すべり	久1				3,010						洋野町
有家川	県	荻の渡～林卿	右岸	法崩れ・すべり	久2				3,010						洋野町
有家川	県	荻の渡	右岸	堤防高 無堤	久3	300									洋野町
有家川	県	荻の渡	左岸	堤防高	久4				100					積土のう工	洋野町
有家川	県	荻の渡～明戸	右岸	堤防高 無堤	久5	1,000									洋野町
有家川	県	明戸上	左岸	堤防高	久6				550						洋野町
有家川	県	明戸上	右岸	堤防高	久7				550					積土のう工	洋野町
		有家川	計			1,300	(0)	0	7,220	(0)	0	0	0		

大野川	県	柏畑～人番	右岸	堤防高	久1	600									洋野町
大野川	県	大野	左岸	堤防高	久2	700									洋野町
大野川	県	大野	右岸	堤防高	久3	800									洋野町
		大野川	計			2,100	(0)	0	0	(0)	0	0	0		

川尻川	県	川尻橋～川尻鉄道橋	左岸	水衝洗掘	久1				200						洋野町
川尻川	県	城内	左岸	堤防高	久2				50						洋野町
川尻川	県	川尻橋～川尻鉄道橋	右岸	水衝洗掘	久3				350					木流し工	洋野町
川尻川	県	城内	右岸	堤防高	久4				50						洋野町
		川尻川	計			0	(0)	0	650	(0)	0	0	0		

玉の脇川	県	玉の脇	左岸	堤防高	久1	200								積土のう工	久慈市
玉の脇川	県	玉の脇	右岸	堤防高	久2	200								積土のう工	久慈市
		玉の脇川	計			400	(0)	0	0	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施行・破堤跡・盛開 (箇所)		
<県北広域振興局土木部管内>														
小屋畑川	県	長内川藩合～熊の沢藩合	左岸	堤防高	久1	1,500							積土のう工	久慈市
小屋畑川	県	長内川藩合～熊の沢藩合	左岸	水衝洗掘	久2		(1,500)						木流し工	久慈市
小屋畑川	県	長内川藩合～熊の沢藩合	右岸	堤防高	久3	1,500							積土のう工	久慈市
小屋畑川	県	長内川藩合～熊の沢藩合	右岸	水衝洗掘	久4		(1,500)						木流し工	久慈市
		小屋畑川	計			3,000	(3,000)	0	(0)	0	0	0		
茂市川	県	北の股	右岸	堤防高 無堤	久1	300								普代村
		茂市川	計			300	(0)	0	(0)	0	0	0		
泉沢川	県	泉沢	左岸	堤防高 無堤	久1	250								野田村
		泉沢川	計			250	(0)	0	(0)	0	0	0		
明内川	県	国道橋～明内橋	左岸	堤防高 無堤	久1	470								野田村
明内川	県	国道橋～明内橋	左岸	堤防高	久2	330								野田村
明内川	県	国道橋～明内橋	右岸	堤防高 無堤	久3	1,450								野田村
明内川	県	国道橋～明内橋	右岸	堤防高	久4	350								野田村
		明内川	計			2,600	(0)	0	(0)	0	0	0		
遠別川	県	中清水～二又川合流点	左岸	堤防高 無堤	久1	3,000								久慈市
		遠別川	計			3,000	(0)	0	(0)	0	0	0		
高家川	県	天満橋～大渡橋	左岸	法崩れ・すべり	久1			1,450						洋野町
高家川	県	天満橋～大渡橋	右岸	法崩れ・すべり	久2			1,450						洋野町
		高家川	計			0	(0)	2,900	(0)	0	0	0		
川又川	県	小国	左岸	堤防高 無堤	久1	600								久慈市
川又川	県	小国	右岸	堤防高 無堤	久2	800								久慈市
		川又川	計			1,400	(0)	0	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	開連市町村	
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)	工事施行・破堤跡・盛開 (箇所)			
<県北広域振興局土木部管内>																
日野沢川	県	荷軽部	左岸	堤防高	久1	450										久慈市
日野沢川	県	荷軽部	右岸	堤防高	久2	1,500										久慈市
			計			1,950	(0)	0	0	(0)	0	0	0	0		
二又川	県	関	左岸	堤防高	久1	200										久慈市
二又川	県	関	右岸	堤防高	久2	350										久慈市
			計			550	(0)	0	0	(0)	0	0	0	0		
県北広域振興局土木部管内 計																
						20,250	3,000	1	30,820	0	0	100	0			

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧川跡 (m)		
＜二戸土木センター管内＞														
馬淵川	県	大釜	左岸	堤防高	無堤	二1	200						積土のう工	二戸市
馬淵川	県	斗米橋上	右岸	堤防高	無堤	二2	200						積土のう工	二戸市
馬淵川	県	上之橋上流200m	左岸	堤防高	無堤	二3	200						積土のう工	二戸市
馬淵川	県	川原橋上流100m～下流	右岸	堤防高	無堤	二4	0				600		積土のう工	二戸市
馬淵川	県	荒瀬橋～川原橋	左岸	堤防高	無堤	二5	850				350		積土のう工	二戸市
馬淵川	県	万代橋上流200m～下流	右岸	堤防高	無堤	二6	2,100						積土のう工	一戸町
馬淵川	県	万代橋上流600m～下流	左岸	堤防高	無堤	二7	1,100						積土のう工	一戸町
馬淵川	県	西法寺橋上流100m～下流	右岸	堤防高	無堤	二8	400						積土のう工	一戸町
馬淵川	県	岩根橋上流200m～下流	左岸	堤防高	無堤	二9	900						積土のう工	一戸町
馬淵川	県	野中橋上流	右岸	堤防高	無堤	二10	0				200		積土のう工	一戸町
馬淵川	県	辺廻	左岸	堤防高	無堤	二11	150						積土のう工	一戸町
馬淵川	県	川久保橋上流～下流	右岸	堤防高	無堤	二12	150						積土のう工	一戸町
馬淵川	県	名子根橋上流	右岸	堤防高	無堤	二13	150						積土のう工	一戸町
馬淵川 計							6,400	(0)	0	0	(0)	0	1,150	0
二ツ石川	県	中里橋上流200m	右岸	堤防高	無堤	二1	200						積土のう工	一戸町
二ツ石川	県	中里橋上流200m	左岸	堤防高	無堤	二2	200						積土のう工	一戸町
二ツ石川 計							400	(0)	0	0	(0)	0	0	0
安比川	県	大梁橋上流200m～下流	左岸	堤防高	無堤	二1	300						積土のう工	二戸市
安比川	県	春日橋下流450m～上流	右岸	堤防高	無堤	二2	500						積土のう工	二戸市
安比川	県	滝見橋上流	右岸	堤防高	堤防高	二3			100				積土のう工	二戸市
安比川	県	門崎橋上流	左岸	堤防高	堤防高	二4			100				積土のう工	二戸市
安比川 計							800	(0)	0	200	(0)	0	0	0

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・ 旧川跡 (m)	工事施行・ 遊堤跡・ 遊開 (箇所)		
<二戸土木センター管内>															
平糠川	県	小島谷	左岸	堤防高	二1				250					積土のう工	一戸町
平糠川	県	小島谷	右岸	堤防高	二2				150					積土のう工	一戸町
		平糠川	計			0	(0)	0	400	(0)	0	0	0		
小繫川	県	小繫橋下流	左岸	堤防高	二1	80								積土のう工	一戸町
小繫川	県	小繫橋下流	左岸	堤防断面	二2	(80)								木流し工	一戸町
小繫川	県	小繫橋下流	右岸	堤防高	二3	40								積土のう工	一戸町
小繫川	県	小繫橋下流	右岸	堤防断面	二4	(40)								木流し工	一戸町
小繫川	県	小繫橋上流	左岸	堤防高 無堤	二5	100								積土のう工	一戸町
		小繫川	計			220	(120)	0	0	(0)	0	0	0		
瀬月内川	県	尾田橋上流100m～下流	左岸	堤防高 無堤	二1	400								積土のう工	軽米町
瀬月内川	県	瀬月内橋下流	左岸	堤防高 無堤	二2	700								積土のう工	軽米町
瀬月内川	県	晴山橋下流100m～上流	左岸	堤防高	二3	300									軽米町
瀬月内川	県	大清水橋上流200m～下流	右岸	堤防高 無堤	二4	0					400			積土のう工	軽米町
瀬月内川	県	山屋橋上流100m～下流	右岸	堤防高	二5	400								積土のう工	九戸村
瀬月内川	県	大向橋上流300m～下流	右岸	堤防高 無堤	二6	400								積土のう工	九戸村
瀬月内川	県	栄橋上流100m～晴田橋下流200m	右岸	堤防高 無堤	二7	1,780								積土のう工	九戸村
瀬月内川	県	栄橋上流100m～晴田橋下流200m	左岸	堤防高 無堤	二8	1,780								積土のう工	九戸村
瀬月内川	県	釜の下橋下流	右岸	法崩れ・すべり	二9	100								積土のう工	九戸村
		瀬月内川	計			5,860	(0)	0	0	(0)	0	400	0		
二戸土木センター管内						13,680	120	0	600	0	0	1,550	0		

図表 4-1 気象等予報・警報

1 気象等予報・警報の種類

(1) 気象、地震、津波、火山に関する情報  
 ・気象に関する情報

種類	内容
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市町村において、キキルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキルで確認する必要がある。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部に気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部に発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
早期注意情報 （警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の2段階で発表。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表。大雨に関して、[高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

・地震に関する情報

種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。



・津波に関する情報

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	<p>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻。</li> <li>最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> </ul>
沖合の津波観測に関する情報	<p>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごと発表。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表。</li> <li>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> <li>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値について数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> </ul>
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。

・火山に関する情報

種類	内容
火山状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。なお、以下のような場合には発表しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</li> <li>・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</li> </ul>
噴火に関する火山観測情報	<p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに発表する。</p>
降灰予報	<p>降灰予報(定時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。</li> <li>・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。</li> <li>・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul> <p>降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。</li> <li>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> <li>・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。</li> <li>・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</li> </ul> <p>降灰予報(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。</li> <li>・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</li> <li>・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。</li> <li>・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</li> <li>・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。</li> </ul>

## (2) 警報の種類

種 類	岩手県の基準	想定される被害 (★：記録的な現象での被害)
波浪警報 (有義波高) 【注1】	6.0m	<ul style="list-style-type: none"> <li>●船舶の沈没・転覆・漂流・座礁</li> <li>●水産業施設の流失 ●海岸の浸食</li> <li>★防波堤や護岸を越えた高波による家屋の倒壊・浸水など</li> </ul>
高潮警報 (潮位：T P 上) 【注2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>久慈市 1.3m</li> <li>普代村 1.3m</li> <li>野田村 1.3m</li> <li>洋野町 1.3m</li> <li>宮古市 1.2m</li> <li>山田町 1.2m</li> <li>岩泉町 1.3m</li> <li>田野畑村 1.3m</li> <li>釜石市 1.3m</li> <li>大槌町 1.3m</li> <li>大船渡市 1.2m</li> <li>陸前高田市 1.3m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●船舶の流出 ●沿岸内陸の浸水</li> <li>●塩水害 ●河川の氾濫（河口付近）</li> <li>★防波堤や護岸を越えた高波による家屋の倒壊・浸水など</li> </ul>
大雨警報 (地面現象警報、 浸水警報) 【注3】	区域内の市町村で別表アの基準に到達することが予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●がけ崩れ・山崩れ ●土石流</li> <li>●線路・軌道の損壊（埋没、路肩崩壊、盛り土崩土）</li> <li>●道路の損壊（埋没、路肩崩壊、路面陥没）</li> <li>●交通障害(道路の冠水、立体交差トンネルの水没、通行止め)</li> <li>★地下空間（ビル、地下鉄など）の浸水</li> <li>★農地の冠水</li> <li>★地下埋設ライフライン（ガス、水道、電気など）の損壊・不通など</li> </ul>
洪水警報	区域内の市町村で別表イの基準に到達することが予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大河川の増水・氾濫 ●堤防の損壊</li> <li>●河川敷内施設の流失・損壊</li> <li>★堤防の決壊 ★家屋の流失</li> <li>★護岸の浸食 ★橋梁の流失・損壊</li> <li>★氾濫域の土砂堆積（家屋、農地、交通）</li> <li>★溜め池の損壊</li> <li>★たん水害（洪水・浸水後、低地や農地などに水が溜まって引かない状態が持続）など</li> </ul>

(3) 注意報の種類

種類	岩手県の基準	想定される被害（★：記録的な現象での被害）
波浪注意報 (有義波高) 【注 1】	3.0m	●船舶の損壊 ●港湾施設の損壊 ●水産業施設の損壊など
高潮注意報 (潮位：TP上) 【注 2】	久慈市 0.9m 普代村 0.9m 野田村 0.9m 洋野町 0.9m 宮古市 0.9m 山田町 0.9m 岩泉町 0.9m 田野畑村 0.9m 釜石市 0.9m 大槌町 0.9m 大船渡市 0.9m 陸前高田市 0.9m	●船舶の損壊 ●港湾施設の損壊 ●河川の水位上昇（河口付近）など
大雨注意報 (地面現象注意報、 浸水注意報) 【注 3】	区域内の市町村で別表ウの基準に 到達することが予想される場合	●小規模ながけ崩れ（宅地造成地など） ●路肩崩壊 ●落石 ●排水溝・下水溝の氾濫 ●低地の浸水など
洪水注意報	区域内の市町村で別表エの基準に 到達することが予想される場合	●河川の増水

※地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがある。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

※

- 【注 1】 有義波高とは、ある地点を連続的に通過する波のうち、高いほうから順に 1/3 の個数までの波について平均した波高をいう。これは、目視観測による波高に近いと言われている。なお、ある地点を連続して通過する波のうち、「1000 波に 1 波」の割合で、有義波高の 2 倍近い高さの波が出現すると言われている。
- 【注 2】 潮位：TP上とは、東京湾平均海面（TP）を基準面とし、そこから計った波浪など短周期の変動を平滑除去した海面の高さ。
- 【注 3】 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

## 別表ア 大雨警報基準

令和3年6月8日現在

市町村をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
盛岡地域	盛岡市	13	91
	八幡平市	13	112
	滝沢市	14	116
	雫石町	15	112
	葛巻町	13	90
	岩手町	13	95
	紫波町	12	112
二戸地域	矢巾町	11	114
	二戸市	8	90
	軽米町	9	104
	九戸村	10	102
花北地域	一戸町	11	96
	花巻市	15	95
	北上市	15	104
遠野地域	西和賀町	15	126
	遠野市	15	88
奥州金ヶ崎地域	奥州市	12	95
	金ヶ崎町	14	107
両磐地域	一関市	13	107
	平泉町	14	128
久慈地域	久慈市	8	94
	普代村	12	120
	野田村	10	128
	洋野町	13	103
宮古地域	宮古市	11	90
	山田町	10	133
	岩泉町	13	82
	田野畑村	11	120
釜石地域	釜石市	10	127
	大槌町	9	129
大船渡地域	大船渡市	12	120
	陸前高田市	10	120
	住田町	13	114

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>※1</sup>	指定河川洪水予報による基準	
盛岡地域	盛岡市	北上川流域=36.7, 大沢川流域=6.6, 南川流域=10.8, 築川流域=17.5, 濁川流域=10.1, 大橋川流域=5.4, 松川流域=22.8, 西郡川流域=5.7, 金洗川流域=6.2, 砂子川流域=5.7, 諸葛川流域=18.5, 米内川流域=15.4, 湯沢川流域=5.7	北上川流域=(5, 36.7), 雫石川流域=(11, 35.7), 大橋川流域=(7, 4.8), 松川流域=(5, 20.5)	北上川上流〔館坂橋・明治橋・山岸〕 雫石川〔太田橋〕	
	八幡平市	安比川流域=14.2, 目名市川流域=7.4, 打田内川流域=7.7, 鍋越川流域=10.2, 松川流域=22.9, 赤川流域=21.6, 涼川流域=8.5, 押口沢流域=4.6, 小松尾沢川流域=5.3, 米代川流域=29.2, 矢神川流域=7	安比川流域=(7, 12.7), 打田内川流域=(7, 6), 松川流域=(5, 20.6), 涼川流域=(5, 6.8), 押口沢流域=(5, 4.1), 米代川流域=(5, 26.2), 矢神川流域=(5, 6.3)	—	
	滝沢市	北上川流域=54.6, 諸葛川流域=14.6, 金沢川流域=8.5, 越前堰流域=10.4, 木賊川流域=5.8, 巢子川流域=4.9, 仁沢瀬川流域=5.3	木賊川流域=(6, 5.2), 巢子川流域=(6, 4.4)	雫石川〔太田橋〕	
	雫石町	雫石川流域=36.6, 黒沢川流域=10.9, 矢櫃川流域=13, 南畑川流域=18.9, 鶯宿川流域=14.7, 赤沢川流域=8.4, 上野沢流域=6.5, 志戸前川流域=16.5	矢櫃川流域=(5, 11.7), 鶯宿川流域=(5, 13.2), 赤沢川流域=(5, 7.5), 上野沢流域=(5, 5.8)	—	
	葛巻町	馬淵川流域=18.8, 星野川流域=5.7, 山形川流域=11.6, 外川川流域=11.4, 元町川流域=5.6, 宇別川流域=10.7, 土谷川流域=8.3	馬淵川流域=(5, 14.7), 土谷川流域=(5, 7.4)	—	
	岩手町	北上川流域=3.3, 吉館川流域=11.4, 江刈内川流域=4.5, 大坊川流域=10.2, 笈ノ口川流域=3.3, 横沢川流域=6.2, 朽木川流域=5, 太田川流域=4, 黒内川流域=8.2, 黒石川流域=8.4	北上川流域=(5, 2.9), 江刈内川流域=(5, 4), 笈ノ口川流域=(11, 2.9), 横沢川流域=(5, 5.5)	—	
	紫波町	滝名川流域=15.5, 赤沢川流域=9.6, 平沢川流域=4.6, 大坪川流域=6.9, 岩崎川流域=12.6, 沢内川流域=7.6, 佐比内川流域=7.2, 平栗沢流域=2.3, 中沢川流域=5.1, 宮手川流域=9.6	北上川流域=(5, 51.3), 滝名川流域=(5, 13.9), 赤沢川流域=(5, 8.6), 平沢川流域=(7, 4.5), 大坪川流域=(9, 4), 岩崎川流域=(5, 11.3), 沢内川流域=(5, 6.8), 佐比内川流域=(5, 6.4), 平栗沢流域=(5, 2)	北上川上流〔明治橋・紫波橋〕	
	矢巾町	大白沢川流域=6.2, 太田川流域=9.1, 岩崎川流域=6.1, 芋沢川流域=3.7, 向田川流域=3.4	大白沢川流域=(6, 5.6), 芋沢川流域=(6, 3.3)	北上川上流〔明治橋〕	
	二戸地域	二戸市	馬淵川流域=36.5, 金田一川流域=11.4, 仁左平川流域=6.7, 十文字川流域=13, 白鳥川流域=8.5, 安比川流域=36.2, 中沢川流域=4.1, 蒔前川流域=5.5, 川又川流域=8.3, 岡本川流域=11, 吉田川流域=5.9, 太田川流域=7.3, 山内川流域=8.6	馬淵川流域=(5, 34.7), 金田一川流域=(5, 10.2), 安比川流域=(5, 19.2)	—
		軽米町	雪谷川流域=19.6, 瀬月内川流域=11.4, 塚内川流域=4.1, 笹渡川流域=8.7, 沢尻川流域=4.7, 小玉川流域=10.9, 米田川流域=8.1, 蛇口川流域=6.3	雪谷川流域=(5, 17.6), 瀬月内川流域=(5, 10.2), 笹渡川流域=(5, 7.8), 沢尻川流域=(5, 4.2), 米田川流域=(5, 7.2), 蛇口川流域=(5, 5.6)	—
九戸村		雪谷川流域=4.2, 瀬月内川流域=9.4, 荒田川流域=2.9, 大志田川流域=3.1, 安堵城沢流域=3.9	雪谷川流域=(7, 3.7), 瀬月内川流域=(5, 8.4), 荒田川流域=(5, 2.6)	—	
一戸町		馬淵川流域=27.7, 女鹿川流域=10.8, 平糠川流域=4.9, 二ツ石川流域=11.6, 小繁川流域=5.8, 田子川流域=5.7	馬淵川流域=(5, 27.2), 平糠川流域=(5, 4.4), 小繁川流域=(5, 5.7)	—	
花北地域	花巻市	飯豊川流域=7.9, 後川流域=4.5, 瀬川流域=14.9, 添市川流域=11.3, 滝沢川流域=5.9, 稗貫川流域=15.6, 葛丸川流域=16.3, 薬師堂川流域=6, 台川流域=7.3, 小通川流域=4.4, 毒沢川流域=9.2, 小又川流域=9.8, 大堰川流域=5.7	北上川流域=(5, 32.4), 飯豊川流域=(5, 6.1), 豊沢川流域=(9, 18.2), 後川流域=(5, 4.2), 猿ヶ石川流域=(5, 37.8), 薬師堂川流域=(7, 3.6), 台川流域=(5, 5.3), 小又川流域=(5, 8.8)	北上川上流〔紫波橋・朝日橋〕 猿ヶ石川〔安野〕	
	北上市	和賀川流域=48, 黒沢川流域=7.6, 飯豊川流域=8.7, 夏油川流域=18, 尻平川流域=14.1, 北本内川流域=18.1	北上川流域=(5, 75.7)	北上川上流〔朝日橋・男山〕 猿ヶ石川〔安野〕	
	西和賀町	和賀川流域=34, 南本内川流域=21.8, 小鬼ヶ瀬川流域=8.9, 鬼ヶ瀬川流域=12, 下前川流域=8.6, 本内川流域=12.2, 七内川流域=10.1, 横川流域=21.6	和賀川流域=(5, 30.6), 横川流域=(5, 19.4)	—	
遠野地域	遠野市	猿ヶ石川流域=39.1, 寺沢川流域=5.2, 米内川流域=13.7, 早瀬川流域=16.2, 猫川流域=11.7, 小鳥瀬川流域=22.6, 琴畑川流域=9.8, 荒川流域=11.4	猿ヶ石川流域=(5, 35.1), 早瀬川流域=(5, 14.5), 小鳥瀬川流域=(5, 20.3), 琴畑川流域=(5, 8.8)	猿ヶ石川〔安野〕	

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>※1</sup>	指定河川洪水予報による基準
奥州金ヶ崎地域	奥州市	衣川流域=19.9, 太郎ヶ沢川流域=4, 岩堰川流域=7.7, 大田代川流域=10.9, 伊手川流域=16.9, 浅井川流域=7.1, 荒谷川流域=6.8	北上川流域=(5, 54.2), 衣川流域=(9, 19.6), 伊手川流域=(5, 15.3)	北上川上流 [男山・桜木橋・大曲橋]
	金ヶ崎町	宿内川流域=7.6, 永沢川流域=13.8	—	北上川上流 [桜木橋]
両磐地域	一関市	釜流川流域=17.2, 大平川流域=12.3, 中江川流域=5.1, 千厩川流域=13.4, 興田川流域=20.2, 夏川流域=17.5, 有馬川流域=10.3, 黄海川流域=16.4, 林川流域=5.8, 竹沢川流域=4.1, 猿沢川流域=9.2, 曾慶川流域=8.6, 砂鉄川流域=22.5, 久保川流域=16.6, 市野々川流域=8.6, 小猪岡川流域=12.8, 山谷川流域=5.2, 本寺川流域=6.1, 仏坂川流域=8.3, 大川流域=9.4, 津谷川流域=11, 田茂木川流域=8.2	北上川流域=(5, 62.8), 大平川流域=(5, 11), 千厩川流域=(5, 12), 興田川流域=(5, 18.1), 黄海川流域=(6, 14.7), 林川流域=(6, 5.2), 竹沢川流域=(6, 3.6), 猿沢川流域=(5, 8.2), 曾慶川流域=(5, 8.6), 砂鉄川流域=(5, 20.2), 山谷川流域=(7, 4.6)	北上川上流 [狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神]
	平泉町	笹谷川流域=5.9, 荒川流域=6.9, 太田川流域=9.9, 衣川流域=26.6, 徳沢川流域=5.7, 戸河内川流域=8.4	—	北上川上流 [大曲橋・狐禅寺・釣山]
久慈地域	久慈市	瀬月内川流域=7.8, 安堵城沢流域=2.3, 久慈川流域=23.8, 夏井川流域=14, 長内川流域=23.8, 茅森川流域=6.7, 日野沢川流域=7.7, 遠別川流域=14.3, 小屋畑川流域=7.3, 川又川流域=14.9, 葛形沢流域=12.5, 南畑沢流域=9.5, 二又川流域=6.9, 宇部川流域=10.7, 谷地中川流域=6.1	久慈川流域=(5, 17.6), 長内川流域=(5, 26.9), 川又川流域=(7, 11.9)	—
	普代村	普代川流域=20.2, 茂市川流域=7.1	普代川流域=(6, 18.1), 茂市川流域=(6, 7.1)	—
	野田村	安家川流域=25.3, 宇部川流域=18.9, 明内川流域=7.4	宇部川流域=(9, 13), 明内川流域=(5, 6.6)	—
	洋野町	川尻川流域=11, 大浜川流域=9.5, 有家川流域=8.3, 高家川流域=7.7, 大野川流域=7.6	大野川流域=(5, 6.8)	—
宮古地域	宮古市	閉伊川流域=53.3, 山口川流域=5.5, 近内川流域=9.6, 長沢川流域=18, 牛伏沢流域=6.5, 飛沢川流域=6.8, 刈屋川流域=27.2, 小国川流域=27.9, 夏屋川流域=10.1, 大野川流域=7.1, 北川目沢流域=9.2, 平沢流域=5.9, 岩穴沢流域=11.6, 尻石沢流域=12.7, 中之又沢流域=6.9, 薬師川流域=14.5, 湯沢川流域=7.3, 撰待川流域=17.7, 神田川流域=14.4, 八木沢川流域=7.7, 津軽石川流域=27.1, 田代川流域=18.8, 根井沢流域=3.8	閉伊川流域=(5, 47.9), 近内川流域=(5, 8.7), 長沢川流域=(9, 14.9), 牛伏沢流域=(5, 5.8), 刈屋川流域=(5, 24.4), 小国川流域=(5, 25.1), 夏屋川流域=(5, 9), 平沢流域=(5, 5.3), 岩穴沢流域=(5, 10.4), 尻石沢流域=(5, 11.4), 薬師川流域=(5, 14.3), 八木沢川流域=(5, 6.9), 田代川流域=(5, 16.9), 根井沢流域=(5, 3.4)	—
	山田町	津軽石川流域=24.2, 豊間根川流域=14.3, 関口川流域=9.4, 織笠川流域=13.8	—	—
	岩泉町	安家川流域=16, 年々沢流域=6.5, 折壁川流域=9.1, 小本川流域=42.2, 長内川流域=3.8, 鼠入川流域=13.8, 清水川流域=11.8, 宇津野沢流域=7.2, 大川流域=24.7, 松橋川流域=8.8, 撰待川流域=12.2	安家川流域=(6, 16), 年々沢流域=(6, 5.8), 折壁川流域=(6, 8.1), 小本川流域=(6, 37.9), 長内川流域=(6, 3.4), 鼠入川流域=(6, 12.4), 清水川流域=(6, 10.6), 宇津野沢流域=(6, 6.4), 大川流域=(6, 22.2), 松橋川流域=(6, 7.9)	—
	田野畑村	三田市川流域=4.6, 普代川流域=9.6, 明戸川流域=9.1, 平井賀川流域=7.5, 松前川流域=11.1, 白池川流域=5, 姫松川流域=7.5, 田代川流域=6.6	—	—
釜石地域	釜石市	鶴住居川流域=28.7, 甲子川流域=27.5, 片岸川流域=15.5, 熊野川流域=13.3	鶴住居川流域=(6, 22.3)	—
	大槌町	大槌川流域=22.9, 小槌川流域=17	大槌川流域=(5, 20.5), 小槌川流域=(5, 12.2)	—
大船渡地域	大船渡市	甫嶺川流域=8.9, 綾里川流域=8.2, 後ノ入川流域=8.2, 盛川流域=25.1, 須崎川流域=8.9, 中井川流域=4.6, 立根川流域=8.6, 小通川流域=6.8, 鷹生川流域=11.2	—	—
	陸前高田市	気仙川流域=38, 滝の里川流域=5.9, 矢作川流域=15.6, 壺の沢川流域=7.1, 中平川流域=10.4, 浜田川流域=6.6, 川原川流域=4.5, 長部川流域=7.3	気仙川流域=(9, 30.9), 矢作川流域=(9, 14)	—
	住田町	気仙川流域=33, 大股川流域=22, 新切川流域=11.1	気仙川流域=(5, 29.7)	—

※1(表面雨量指数・流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

## 別表ウ 大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
盛岡地域	盛岡市	8	61
	八幡平市	5	76
	滝沢市	6	78
	雫石町	6	76
	葛巻町	6	61
	岩手町	5	64
	紫波町	6	76
	矢巾町	7	77
二戸地域	二戸市	5	61
	軽米町	5	70
	九戸村	6	69
	一戸町	5	65
花北地域	花巻市	7	66
	北上市	7	72
	西和賀町	7	88
遠野地域	遠野市	6	61
奥州金ヶ崎地域	奥州市	7	66
	金ヶ崎町	5	74
両磐地域	一関市	8	74
	平泉町	6	89
久慈地域	久慈市	5	61
	普代村	8	78
	野田村	6	83
	洋野町	6	66
宮古地域	宮古市	5	58
	山田町	7	86
	岩泉町	5	53
	田野畑村	6	78
釜石地域	釜石市	7	82
	大槌町	6	83
大船渡地域	大船渡市	8	78
	陸前高田市	7	78
	住田町	6	74



市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>※1</sup>	指定河川洪水予報による基準
盛岡地域	盛岡市	北上川流域=29.3, 大沢川流域=5.2, 南川流域=6.8, 築川流域=13.3, 濁川流域=8, 大橋川流域=4.3, 松川流域=18.2, 西郡川流域=4.2, 金洗川流域=4.9, 砂子川流域=4.5, 諸葛川流域=14.8, 米内川流域=12.3, 湯沢川流域=4.5	北上川流域=(5, 23), 大沢川流域=(5, 5.2), 南川流域=(5, 6.8), 礮石川流域=(6, 23.3), 濁川流域=(5, 8), 大橋川流域=(5, 4.3), 松川流域=(5, 14.6), 西郡川流域=(6, 3.4), 金洗川流域=(5, 4.9), 砂子川流域=(5, 4.5), 湯沢川流域=(5, 4.5)	北上川上流〔館坂橋・明治橋・山岸〕 礮石川〔太田橋〕
	八幡平市	安比川流域=11.3, 目名市川流域=5.9, 打田内川流域=6, 鍋越川流域=5.1, 松川流域=18.3, 赤川流域=17.2, 涼川流域=6.8, 押口沢流域=3.6, 小松尾沢川流域=3, 米代川流域=23.3, 矢神川流域=5.6	安比川流域=(5, 8.5), 目名市川流域=(5, 4.7), 打田内川流域=(5, 4.8), 鍋越川流域=(5, 4.4), 松川流域=(5, 14.6), 涼川流域=(5, 6.1), 押口沢流域=(5, 2.9), 小松尾沢川流域=(5, 2.4), 米代川流域=(5, 18.6), 矢神川流域=(5, 4.5)	—
	滝沢市	北上川流域=43.6, 諸葛川流域=11.6, 金沢川流域=6.8, 越前堰流域=8.3, 木賊川流域=4.6, 菓子川流域=3.9, 仁沢瀬川流域=4.2	金沢川流域=(6, 5.4), 越前堰流域=(6, 6.6), 木賊川流域=(6, 4.5), 菓子川流域=(5, 3.9), 仁沢瀬川流域=(6, 3.4)	礮石川〔太田橋〕
	礮石町	礮石川流域=29.2, 黒沢川流域=8.7, 矢櫃川流域=10.4, 南畑川流域=15.1, 鶯宿川流域=11.7, 赤沢川流域=6.7, 上野沢流域=5.2, 志戸前川流域=13.2	礮石川流域=(5, 23.4), 矢櫃川流域=(5, 8.3), 南畑川流域=(5, 15.1), 鶯宿川流域=(5, 11.7), 赤沢川流域=(5, 6.7), 上野沢流域=(5, 5.2)	—
	葛巻町	馬淵川流域=15, 星野川流域=4.5, 山形川流域=9.2, 外川川流域=9.1, 元町川流域=4.4, 宇別川流域=8.5, 土谷川流域=6.6	馬淵川流域=(5, 13.2), 星野川流域=(5, 3.6), 山形川流域=(5, 9.2), 外川川流域=(5, 9.1), 元町川流域=(5, 3.5), 宇別川流域=(5, 6.8), 土谷川流域=(5, 6.6)	—
	岩手町	北上川流域=2.6, 古館川流域=8.8, 江刈内川流域=3.6, 大坊川流域=8.1, 笈ノ口川流域=2.6, 横沢川流域=4.9, 朽木川流域=4, 太田川流域=3.2, 黒内川流域=6.2, 黒石川流域=5.4	北上川流域=(5, 2.6), 古館川流域=(5, 7), 江刈内川流域=(5, 3.6), 大坊川流域=(5, 8.1), 笈ノ口川流域=(5, 2.1), 横沢川流域=(5, 3.9), 朽木川流域=(5, 3.2), 太田川流域=(5, 3.2), 黒内川流域=(5, 6.2), 黒石川流域=(5, 4.3)	—
	紫波町	滝名川流域=12.4, 赤沢川流域=7.6, 平沢川流域=2.8, 大坪川流域=3.5, 岩崎川流域=10, 沢内川流域=6, 佐比内川流域=5.7, 平栗沢流域=1.8, 中沢川流域=4, 宮手川流域=7.6	北上川流域=(5, 46.2), 滝名川流域=(5, 9.9), 赤沢川流域=(5, 7.6), 平沢川流域=(5, 2.8), 大坪川流域=(5, 3.5), 岩崎川流域=(5, 8), 沢内川流域=(5, 6), 佐比内川流域=(5, 5.7), 平栗沢流域=(5, 1.4), 中沢川流域=(5, 3.2), 宮手川流域=(5, 7.6)	北上川上流〔紫波橋〕
	矢巾町	大白沢川流域=4.9, 太田川流域=7.2, 岩崎川流域=4.9, 芋沢川流域=2.9, 向田川流域=2.7	北上川流域=(5, 56.7), 大白沢川流域=(6, 4.9), 芋沢川流域=(6, 2.3), 向田川流域=(6, 2.2)	北上川上流〔明治橋〕
二戸地域	二戸市	馬淵川流域=25.5, 金田一川流域=7.6, 仁左平川流域=5.3, 十文字川流域=6.5, 白鳥川流域=6.8, 安比川流域=18.1, 中沢川流域=3.2, 藤前川流域=4.4, 川又川流域=6.6, 岡本川流域=6.6, 吉田川流域=3.2, 太田川流域=5.8, 山内川流域=6.8	馬淵川流域=(5, 16.9), 金田一川流域=(5, 6.1), 十文字川流域=(5, 4.2), 安比川流域=(5, 15.7), 岡本川流域=(5, 6.6), 吉田川流域=(5, 2.6)	—
	軽米町	雪谷川流域=10.2, 瀬月内川流域=9.1, 塚内川流域=3.2, 笹渡川流域=6.9, 沢尻川流域=3.7, 小玉川流域=5.5, 米田川流域=6.4, 蛇口川流域=5	雪谷川流域=(5, 10.2), 瀬月内川流域=(5, 9.1), 塚内川流域=(5, 2.6), 笹渡川流域=(5, 5.5), 沢尻川流域=(5, 3), 小玉川流域=(5, 4.3), 米田川流域=(5, 5.1), 蛇口川流域=(5, 4)	—
	九戸村	雪谷川流域=3.3, 瀬月内川流域=7.5, 荒田川流域=2.3, 大志田川流域=2.4, 安堵城沢流域=2.2	雪谷川流域=(5, 2.6), 瀬月内川流域=(5, 7.5), 荒田川流域=(5, 2.3), 大志田川流域=(5, 2.4), 安堵城沢流域=(5, 1.8)	—
	一戸町	馬淵川流域=22.1, 女鹿川流域=8.6, 平糠川流域=3.9, 二ツ石川流域=9.2, 小繋川流域=4.6, 田子川流域=4.5	馬淵川流域=(5, 22.1), 平糠川流域=(5, 3.1), 二ツ石川流域=(5, 6.9), 小繋川流域=(5, 4.6), 田子川流域=(5, 3.6)	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>※1</sup>	指定河川洪水予報による基準
花北地域	花巻市	飯豊川流域=6.3, 後川流域=3.6, 瀬川流域=11.9, 添市川流域=9, 滝沢川流域=4, 稗貫川流域=12.4, 葛丸川流域=13, 薬師堂川流域=4.8, 台川流域=5.8, 小通川流域=3.5, 毒沢川流域=7.3, 小又川流域=7.8, 大堰川流域=4.5	北上川流域=(5, 29.2), 飯豊川流域=(5, 5.5), 豊沢川流域=(5, 16.4), 後川流域=(5, 3.5), 瀬川流域=(5, 11.9), 猿ヶ石川流域=(5, 22.5), 稗貫川流域=(5, 12.4), 薬師堂川流域=(5, 3.2), 台川流域=(5, 4.8), 小通川流域=(5, 2.8), 毒沢川流域=(5, 5.8), 小又川流域=(5, 7.8), 大堰川流域=(5, 4.5)	北上川上流〔紫波橋・朝日橋〕、猿ヶ石川〔安野〕
	北上市	和賀川流域=38.4, 黒沢川流域=6, 飯豊川流域=6.9, 夏油川流域=14.4, 尻平川流域=11.2, 北本内川流域=14.4	北上川流域=(5, 35.3)	北上川上流〔朝日橋・男山〕、猿ヶ石川〔安野〕
	西和賀町	和賀川流域=27.2, 南本内川流域=17.4, 小鬼ヶ瀬川流域=7.1, 鬼ヶ瀬川流域=9.6, 下前川流域=6.8, 本内川流域=9.7, 七内川流域=8, 横川流域=17.2	和賀川流域=(5, 21.8), 小鬼ヶ瀬川流域=(5, 7.1), 鬼ヶ瀬川流域=(5, 9.6), 本内川流域=(5, 9.7), 七内川流域=(6, 6.4), 横川流域=(5, 17.2)	—
遠野地域	遠野市	猿ヶ石川流域=31.2, 寺沢川流域=4.1, 米内川流域=10.9, 早瀬川流域=12.9, 猫川流域=9.3, 小鳥瀬川流域=18, 琴畑川流域=7.8, 荒川流域=9.1	猿ヶ石川流域=(5, 25), 米内川流域=(5, 10.9), 早瀬川流域=(5, 10.3), 小鳥瀬川流域=(5, 18), 琴畑川流域=(5, 6.2), 荒川流域=(5, 7.3)	猿ヶ石川〔安野〕
奥州金ヶ崎地域	奥州市	衣川流域=15.9, 太郎ヶ沢川流域=3.2, 岩堰川流域=6.1, 大田代川流域=8.7, 伊手川流域=13.5, 浅井川流域=5.6, 荒谷川流域=5.4	北上川流域=(5, 37.7), 衣川流域=(5, 12.7), 太郎ヶ沢川流域=(5, 3.2), 岩堰川流域=(5, 6.1), 人首川流域=(5, 15.1), 伊手川流域=(5, 10.8), 浅井川流域=(5, 4.5), 荒谷川流域=(5, 4.3)	北上川上流〔桜木橋・大曲橋〕
	金ヶ崎町	宿内川流域=6, 永沢川流域=11	—	北上川上流〔桜木橋〕
両磐地域	一関市	金流川流域=11.4, 大平川流域=8.3, 中江川流域=4, 千厩川流域=10.7, 奥田川流域=16.1, 夏川流域=14, 有馬川流域=7.5, 黄海川流域=12.2, 林川流域=4.6, 竹沢川流域=3.2, 猿沢川流域=7.3, 曾慶川流域=6.8, 砂鉄川流域=18, 久保川流域=13.2, 市野々川流域=6.8, 小猪岡川流域=10.2, 山谷川流域=4.1, 本寺川流域=4.8, 仏坂川流域=6.6, 大川流域=7.5, 津谷川流域=8.8, 田茂木川流域=6.5	北上川流域=(5, 51.5), 金流川流域=(5, 11.4), 大平川流域=(5, 8.2), 千厩川流域=(5, 10.7), 奥田川流域=(5, 16.1), 磐井川流域=(5, 27.9), 有馬川流域=(6, 7.5), 黄海川流域=(6, 10.5), 林川流域=(6, 3.7), 竹沢川流域=(6, 2.6), 猿沢川流域=(5, 5.8), 曾慶川流域=(5, 6.8), 砂鉄川流域=(6, 17), 久保川流域=(5, 13.2), 市野々川流域=(5, 6.8), 小猪岡川流域=(5, 10.2), 山谷川流域=(5, 4.1), 本寺川流域=(5, 4.8), 仏坂川流域=(5, 6.1), 大川流域=(5, 7.5), 津谷川流域=(5, 8.8), 田茂木川流域=(5, 5.2)	北上川上流〔狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神〕
	平泉町	笹谷川流域=3.2, 荒川流域=5.5, 太田川流域=7.9, 衣川流域=17, 徳沢川流域=3.6, 戸河内川流域=6.7	北上川流域=(5, 61.8), 笹谷川流域=(5, 3.2), 荒川流域=(5, 5.5), 太田川流域=(5, 7.9), 衣川流域=(5, 16.6), 徳沢川流域=(5, 3.2)	北上川上流〔大曲橋・狐禅寺〕
久慈地域	久慈市	瀬月内川流域=6.2, 安堵城沢流域=1.8, 久慈川流域=19, 夏井川流域=8.3, 長内川流域=22.6, 茅森川流域=5.3, 日野沢川流域=6.1, 遠別川流域=11.4, 小屋畑川流域=5.8, 川又川流域=11.9, 葛形沢流域=10, 南畑沢流域=7.6, 二又川流域=5.5, 宇部川流域=8.5, 谷地中川流域=4.8	瀬月内川流域=(5, 5), 安堵城沢流域=(5, 1.4), 久慈川流域=(5, 18), 夏井川流域=(5, 8.3), 長内川流域=(5, 22.6), 茅森川流域=(5, 5.3), 日野沢川流域=(5, 5), 遠別川流域=(5, 9.1), 小屋畑川流域=(5, 5.8), 川又川流域=(5, 10.7), 葛形沢流域=(5, 10), 南畑沢流域=(5, 7.6), 二又川流域=(5, 4.4), 谷地中川流域=(5, 4.8)	—
	普代村	普代川流域=16.1, 茂市川流域=5.6	普代川流域=(5, 13.5), 茂市川流域=(6, 5.6)	—
	野田村	安家川流域=20.2, 宇部川流域=15.1, 明内川流域=5.9	安家川流域=(5, 16.2), 宇部川流域=(5, 10.9), 明内川流域=(5, 5.9)	—
	洋野町	川尻川流域=6.6, 大浜川流域=4.8, 有家川流域=6.6, 高家川流域=5.7, 大野川流域=6	川尻川流域=(5, 5.3), 大浜川流域=(5, 3.2), 有家川流域=(5, 6.6), 高家川流域=(5, 5.7), 大野川流域=(5, 4.8)	—

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
宮古地域	宮古市	閉伊川流域=26.7, 山口川流域=4.4, 近内川流域=7.6, 長沢川流域=14.4, 牛伏沢流域=5.2, 飛沢川流域=5.4, 刈屋川流域=21.7, 小国川流域=22.3, 夏屋川流域=8, 大野川流域=5.6, 北川目沢流域=7.3, 平沢流域=4.7, 岩穴沢流域=9.2, 尻石沢流域=10.1, 中之又沢流域=5.5, 薬師川流域=11.6, 湯沢川流域=5.8, 撰待川流域=14.1, 神田川流域=11.5, 八木沢川流域=6.1, 津軽石川流域=20.7, 田代川流域=15, 根井沢流域=3	閉伊川流域=(5, 26.7), 山口川流域=(5, 3.5), 近内川流域=(5, 7.6), 長沢川流域=(5, 13.4), 牛伏沢流域=(5, 5.2), 飛沢川流域=(5, 5.4), 刈屋川流域=(5, 19.5), 小国川流域=(5, 19.9), 夏屋川流域=(5, 6.4), 大野川流域=(5, 4.5), 北川目沢流域=(5, 7.3), 平沢流域=(5, 3.8), 岩穴沢流域=(5, 9.2), 尻石沢流域=(5, 10.1), 中之又沢流域=(5, 5.5), 薬師川流域=(5, 9.3), 湯沢川流域=(5, 5.8), 撰待川流域=(5, 11.3), 神田川流域=(5, 11.5), 八木沢川流域=(5, 6.1), 田代川流域=(5, 15), 根井沢流域=(5, 3)	—
	山田町	津軽石川流域=19.3, 豊間根川流域=11.4, 関口川流域=7.5, 織笠川流域=11	津軽石川流域=(6, 15.4), 関口川流域=(5, 7.5), 織笠川流域=(6, 11)	—
	岩泉町	安家川流域=11.5, 年々沢流域=5.2, 折壁川流域=7.2, 小本川流域=21.1, 長内川流域=3, 鼠入川流域=11, 清水川流域=9.4, 宇津野沢流域=5.7, 大川流域=19.7, 松橋川流域=7, 撰待川流域=9.7	安家川流域=(6, 10.2), 年々沢流域=(6, 4.2), 折壁川流域=(6, 5.8), 小本川流域=(6, 12.6), 長内川流域=(6, 2.4), 鼠入川流域=(6, 8.8), 清水川流域=(5, 9.4), 宇津野沢流域=(6, 4.6), 大川流域=(6, 15.8), 松橋川流域=(5, 7)	—
	田野畑村	三田市川流域=3.6, 普代川流域=7.6, 明戸川流域=7.2, 平井賀川流域=6, 松前川流域=8.8, 白池川流域=4, 姫松川流域=6, 田代川流域=5.2	—	—
釜石地域	釜石市	鴫住居川流域=22.9, 甲子川流域=22, 片岸川流域=12.4, 熊野川流域=10.6	鴫住居川流域=(5, 20.1), 甲子川流域=(5, 22), 片岸川流域=(5, 12.4), 熊野川流域=(7, 8.4)	—
	大槌町	大槌川流域=15.1, 小釜川流域=13.6	大槌川流域=(5, 14.6), 小釜川流域=(5, 11)	—
大船渡地域	大船渡市	甫嶺川流域=7.1, 綾里川流域=6.5, 後ノ入川流域=6.5, 盛川流域=20, 須崎川流域=7.1, 中井川流域=3.6, 立根川流域=6.8, 小通川流域=5.4, 鷹生川流域=8.9	甫嶺川流域=(5, 6.9), 綾里川流域=(5, 6.5), 後ノ入川流域=(6, 6), 盛川流域=(5, 19.4), 須崎川流域=(5, 7.1), 立根川流域=(5, 6.8), 小通川流域=(7, 5), 鷹生川流域=(7, 8.3)	—
	陸前高田市	気仙川流域=30.4, 滝の里川流域=3.7, 矢作川流域=12.4, 壺の沢川流域=4.7, 中平川流域=8.3, 浜田川流域=4.5, 川原川流域=3.6, 長部川流域=5.8	気仙川流域=(6, 24.3), 滝の里川流域=(5, 3.7), 矢作川流域=(6, 12.4), 壺の沢川流域=(5, 4.7), 中平川流域=(6, 6.6), 浜田川流域=(5, 4.5), 長部川流域=(5, 5)	—
	住田町	気仙川流域=26.4, 大股川流域=17.6, 新切川流域=8.8	気仙川流域=(5, 26.4)	—

\*1(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(4) 津波警報等の種類

(ア) 津波警報等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記なし

- ・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(イ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 噴火警報等

(ア) 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」(または「噴火警報」)、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(又は「火口周辺警報」として発表。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。

(イ) 噴火予報

仙台管区気象台が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。

(ウ) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標。

別表オ 噴火警戒レベルが運用されている火山

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1 (活火山であることを留意)

別表カ 噴火警戒レベルが運用されていない火山

名称	対象範囲	発表基準	(警戒事項等)
噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒
噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される場合	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山であることに留意

(6) 特別警報

(ア) 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(イ) 特別警報の指標

【雨を要因とする特別警報の指標】

・大雨特別警報(浸水害)の場合

以下①、②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、浸水キキクル(危険度分布)又は洪水キキクル(危険度分布)で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表します。

① 48時間降水量及び土壌雨量指数※1において50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現した場合。

② 3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。(ただし、3時間降水量が150mm※2以上となった格子のみをカウント対象とする)

※1 土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※2 3時間降水量150mm: 1時間50mmの雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3時間続くことに相当。

・大雨特別警報(土砂災害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※3がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表します。

※3 1時間に概ね30ミリ以上の雨

【台風等を要因とする特別警報の指標】

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。

【雪を要因とする特別警報の指標】

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつその後も警報級の降雪が丸一日程度以上続けると予想される場合に、大雪特別警報を発表します。

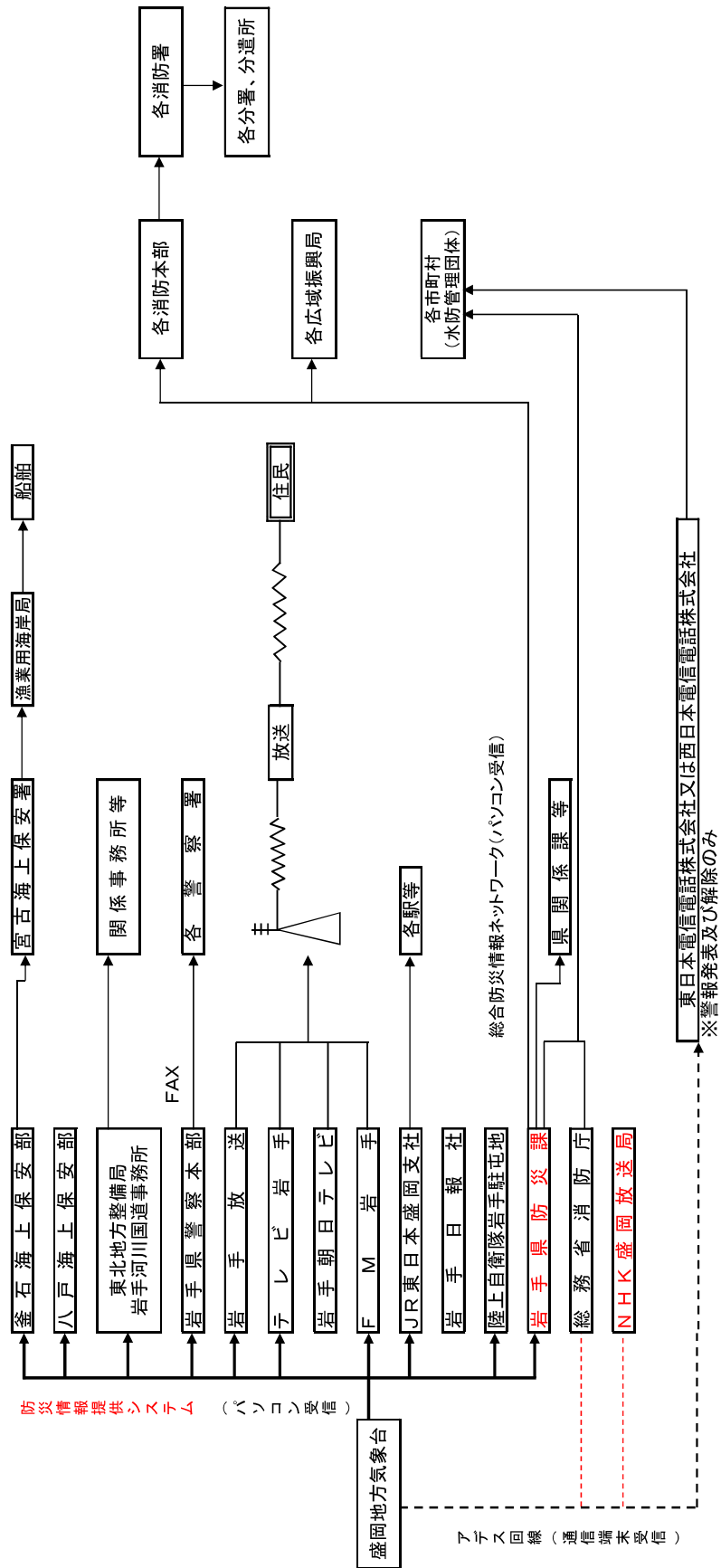


(7) 水防活動の利用に適合する注意報、警報と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

図表4-2 水防上必要な気象等予報・警報の伝達系統図



図表4-3 北上川上流(雫石川・中津川・豊沢川・和賀川・胆沢川・人首川・磐井川・砂鉄川を含む)、雫石川、猿ヶ石川洪水予報

種類	基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <b>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</b> に発表される。 <b>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</b>
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の <b>状況</b> が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <b>避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b>
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、 <b>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</b>

【参考：避難情報と防災気象情報の一覧表】

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				水位情報がある場合 (下段:国管理河川の5%の危険度分布※)	水位情報がない場合 (下段:洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 (下段:土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
5 相当	災害発生直後は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず実施されるものではありません)	氾濫発生情報 (危険度分布:黒) (氾濫している可能性)	大雨特別警報(浸水害) <sup>※2</sup>		大雨特別警報(土砂災害)	高潮(氾濫発生情報) <sup>※3</sup>
<警戒レベル4までに必ず避難!>								
4 相当	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(避難場所の発着まで正誤の避難行動のタイミングで発生)	氾濫危険情報 (危険度分布:紫) (氾濫危険水位超過懸念)	危険度分布:うす紫 (前報:警戒) <sup>※4</sup>	内水氾濫危険情報(大雨特別警報に付随する情報)	土砂災害警戒情報 (危険度分布:うす紫) (前報:警戒) <sup>※4</sup>	高潮特別警報 <sup>※5</sup> 高潮警報 <sup>※6</sup>
3 相当	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 <sup>※</sup>	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布:赤) (避難判断水位超過懸念)	洪水警報 (危険度分布:赤) (警戒)		大雨警報(土砂災害) (危険度分布:赤) (警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2 相当	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布:黄) (氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄 (注意)		危険度分布:黄 (注意)	
1 相当	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、前段の行動を見合わせたり、避難の準備をし、自主的に避難

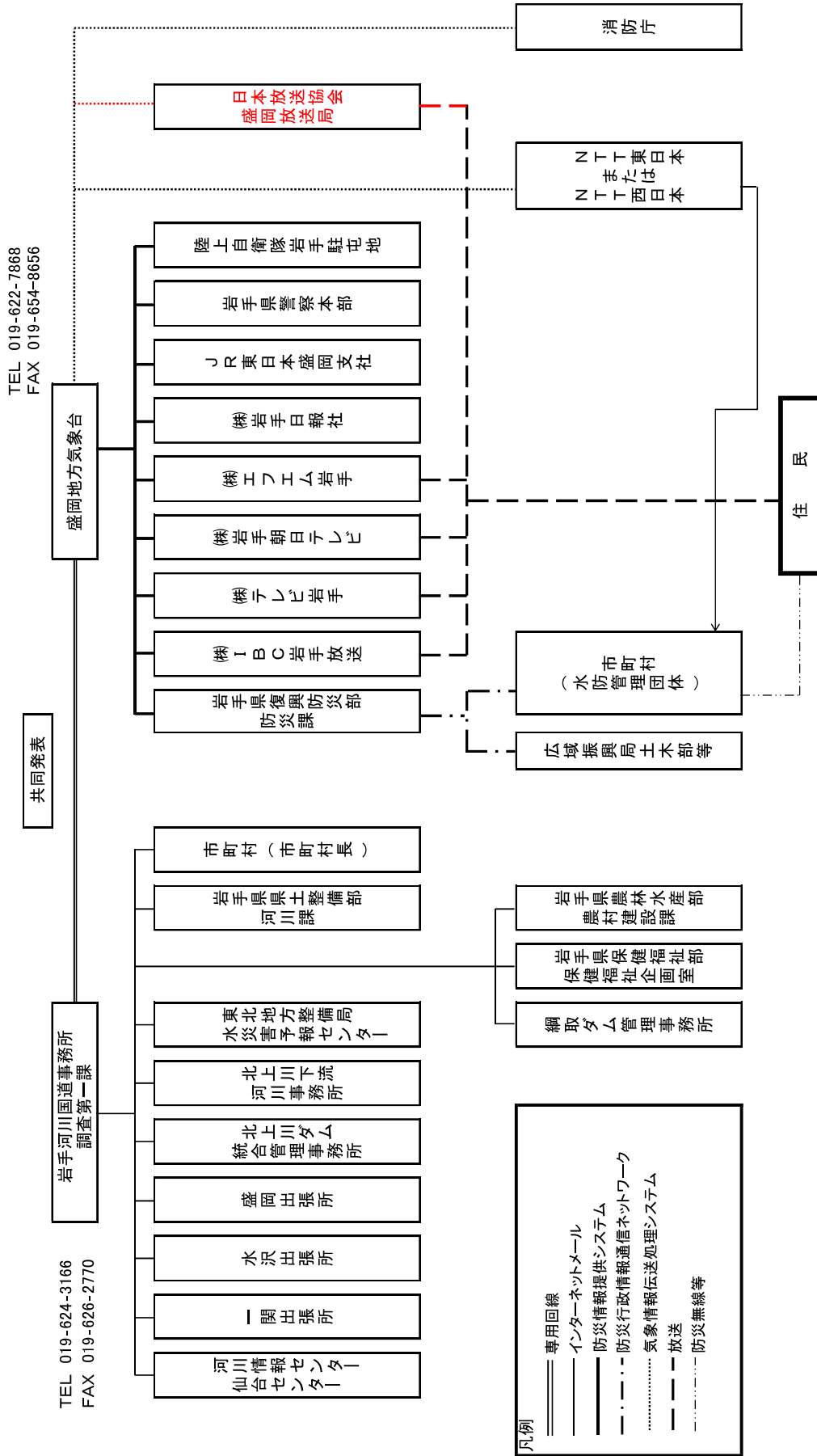
上段太字:危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からブッシュ型で提供される情報)  
下段細字:災害時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

出典:内閣府「新たな避難情報等について～「避難情報に関するガイドライン」の説明資料」より

図表4-4 北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報を行う河川名、区域等

予報区域名		北上川上流（雫石川・中津川・豊沢川・和賀川・胆沢川・人首川・磐井川・砂鉄川を含む）、雫石川、猿ヶ石川洪水予報	
担当機関名		国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、盛岡地方気象台	
本川支川	河川名	区域（左岸）区域（右岸）	観測所名
本川	北上川	左岸 盛岡市岩脇町14番地先から岩手・宮城県境まで 右岸 盛岡市下厨川字赤平4番地先から岩手・宮城県境まで	館坂橋、明治橋、紫波橋、朝日橋、男山、桜木橋、大曲橋、狐禅寺、諏訪前
支川	雫石川	左岸 盛岡市繫字山根200番の14地先から北上川合流点まで 右岸 盛岡市繫字北の浦118番の3地先から北上川合流点まで	明治橋（北上川）、太田橋
支川	中津川	盛岡市浅岸字柿木平58番の1地先 市道水道橋下流端から北上川合流点まで	山岸
支川	猿ヶ石川	左岸 花巻市東和町田瀬39地割1番の1地先から北上川合流点まで 右岸 花巻市東和町田瀬砥森国有林104番の11地先から北上川合流点まで	安野
支川	豊沢川	左岸 花巻市豊沢町50番地先 豊沢橋下流端から北上川合流点まで 右岸 花巻市桜町1丁目26番の1地先 豊沢橋下流端から北上川合流点まで	朝日橋（北上川）
支川	和賀川	左岸 北上市黒沢尻町字町分第20地割68番の2地先 九年橋下流端から北上川合流点まで 右岸 北上市鬼柳町下鬼柳第5地割15番の1地先 九年橋下流端から北上川合流点まで	男山（北上川）
支川	胆沢川	左岸 胆沢郡金ヶ崎町大字西根字土橋上68番地先 東北本線胆沢川橋梁下流端から北上川合流点まで 右岸 奥州市水沢佐倉河字八ツ口62番の2地先 東北本線胆沢川橋梁下流端から北上川合流点まで	桜木橋（北上川）
支川	人首川	左岸 奥州市水沢羽田町森91番の4地先から北上川合流点まで 右岸 奥州市江刺愛宕字金谷364番地先から北上川合流点まで	桜木橋（北上川）
支川	磐井川	左岸 一関市山目字里前50番の1地先 黒沢橋下流から北上川合流点まで 右岸 一関市荻荘字中町40番の1地先 黒沢橋下流から北上川合流点まで	釣山
支川	砂鉄川	左岸 一関市東山町松川字岩ノ下21番地先から北上川合流点まで 右岸 一関市東山町松川字岩ノ下39番地先から北上川合流点まで	妻神

図表4-5 北上川上流、猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図



※NTT東日本またはNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水予報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

図表4-6 国土交通省が行う水防警報

担当機関名		国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所	
本川 支川	河川名	区域（左岸） 区域（右岸）	観測所名
本川	北上川	左岸 盛岡市岩脇町14番地先から岩手・宮城県境まで 右岸 盛岡市下厨川字赤平4番地先から岩手・宮城県境まで	館坂橋、明治橋、紫波橋、朝日橋、男山、桜木橋、大曲橋、狐禅寺、諏訪前
支川	雫石川	左岸 盛岡市繫字山根200番の14地先から北上川合流点まで 右岸 盛岡市繫字北の浦118番の3地先から北上川合流点まで	明治橋（北上川）、太田橋
支川	中津川	盛岡市浅岸字柿木平58番の1地先 市道水道橋下流端から北上川合流点まで	山岸
支川	猿ヶ石川	左岸 花巻市東和町田瀬39地割1番の1地先から北上川合流点まで 右岸 花巻市東和町田瀬砥森国有林104番の11地先から北上川合流点まで	安野
支川	豊沢川	左岸 花巻市豊沢町50番地先 豊沢橋下流端から北上川合流点まで 右岸 花巻市桜町1丁目26番の1地先 豊沢橋下流端から北上川合流点まで	朝日橋（北上川）
支川	和賀川	左岸 北上市黒沢尻町字町分20地割68番の2地先 九年橋下流端から北上川合流点まで 左岸 北上市鬼柳町下鬼柳第5地割15番の1地先 九年橋下流端から北上川合流点まで	男山（北上川）
支川	胆沢川	左岸 胆沢郡金ヶ崎町大字西根字土橋上68番地先 東北本線胆沢川橋梁下流端から北上川合流点まで 右岸 奥州市水沢佐倉河字八ツ口62番の2地先 東北本線胆沢川橋梁下流端から北上川合流点まで	桜木橋（北上川）
支川	人首川	左岸 奥州市水沢羽田町森91番の4地先から北上川合流点まで 右岸 奥州市江刺愛宕字金谷364番地先から北上川合流点まで	桜木橋（北上川）
支川	磐井川	左岸 一関市山目字里前50番の1地先 黒沢橋下流端から北上川合流点まで 右岸 一関市荻荘字中町40番の1地先 黒沢橋下流端から北上川合流点まで	釣山
支川	砂鉄川	左岸 一関市東山町松川字岩ノ下21番地先から北上川合流点まで 右岸 一関市東山町松川字岩ノ下39番地先から北上川合流点まで	妻神

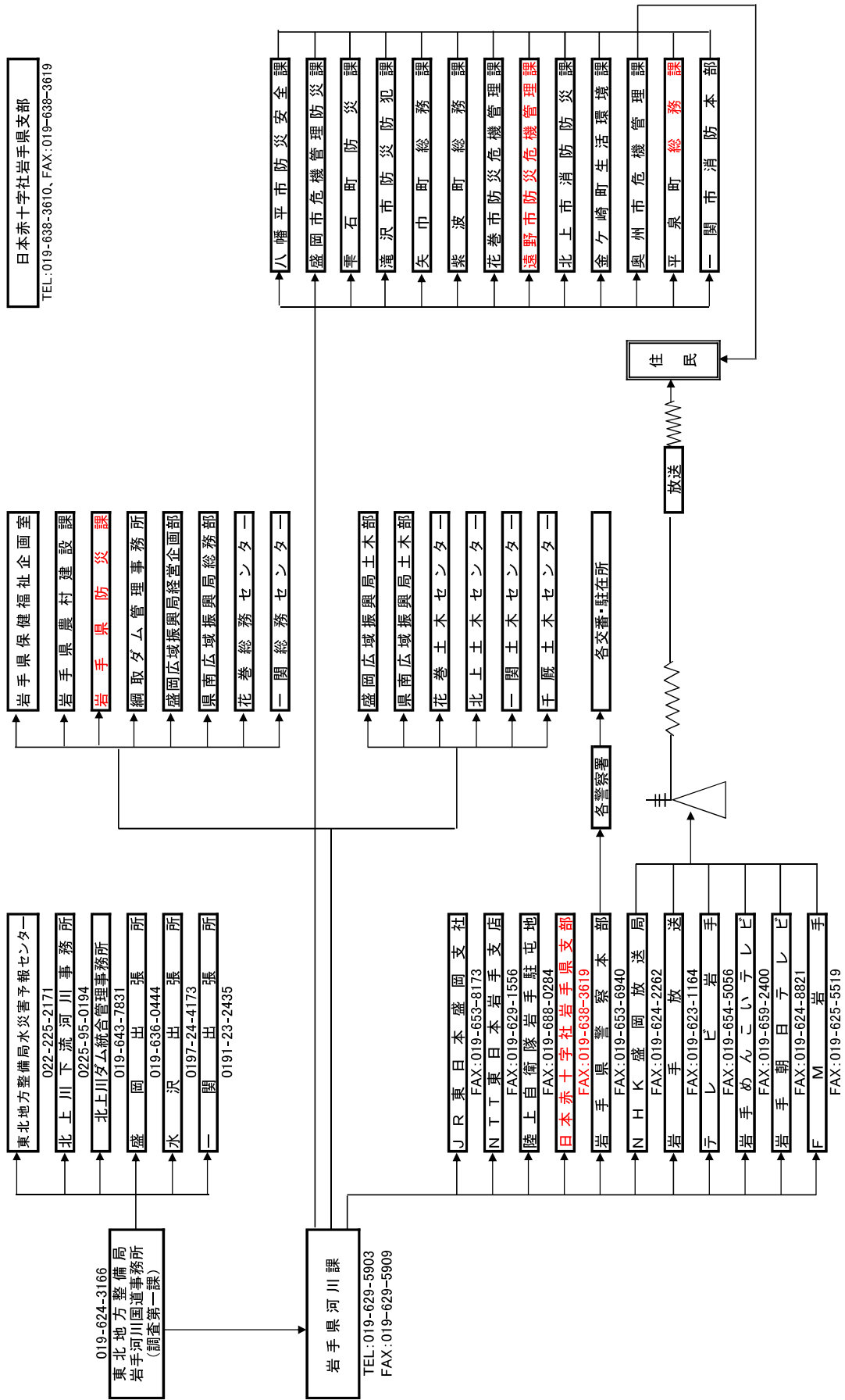
河川名	観測所名	震災後 [H28実 測] 零点高標高 (m)	水防団待 機水位 (通報水 位) (m)	氾濫注意 水位(警 戒水位) (m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(特 別警戒水 位) (m)	準備	出動	解除	情報
							以下の水位に 達し、なお上 昇のおそれ があると認 められたと き。	以下の水位に 達し、なお上 昇のおそれ があると認 められたと き。	水防活動 の必要が なくなっ たとき。	水防活動 が必要 あると き。
北上川	館坂橋	120.788	1.4	2.0	2.5	2.8	2.00m	2.40m	同上	同上
北上川	明治橋 <sup>※1</sup>	116.248	0.8	1.4	2.6	3.0	1.40m	2.00m	同上	同上
北上川	紫波橋	89.443	1.7	2.9	4.2	4.5	2.20m	3.00m	同上	同上
北上川	朝日橋 <sup>※2</sup>	64.488	2.0	3.0	5.0	5.3	3.00m	4.00m	同上	同上
北上川	男山 <sup>※3</sup>	48.860	2.4	3.3	3.9	4.2	3.30m	3.70m	同上	同上
北上川	桜木橋 <sup>※4</sup>	33.453	2.2	2.9	4.8	5.2	2.90m	3.60m	同上	同上
北上川	大曲橋	22.199	2.3	3.0	5.3	5.6	3.00m	4.00m	同上	同上
北上川	狐禅寺	10.212	5.0	7.0	16.8	17.1	7.00m	8.00m	同上	同上
北上川	諏訪前	7.733	4.0	5.5	8.6	8.8	5.50m	7.00m	同上	同上
雫石川	太田橋	119.530	3.0	4.0	4.5	5.2	3.00m	4.00m	同上	同上
中津川	山岸	135.970	1.8	2.2	2.4	2.7	1.80m	2.20m	同上	同上
猿ヶ石川	安野	69.215	2.0	3.0	4.4	4.8	2.00m	3.00m	同上	同上
磐井川	釣山	20.280	1.8	2.6	5.9	6.5	1.80m	2.60m	同上	同上
砂鉄川	妻神	11.909	3.8	5.6	8.1	8.7	3.80m	5.60m	同上	同上

・氾濫注意水位(警戒水位)は、北上川上流(雫石川、中津川、豊沢川、和賀川、胆沢川、人首川、磐井川、砂鉄川を含む)、雫石川、猿ヶ石川洪水予報(氾濫注意情報)を発表する基準。

避難判断水位は、北上川上流(雫石川、中津川、豊沢川、和賀川、胆沢川、人首川、磐井川、砂鉄川を含む)、雫石川、猿ヶ石川洪水予報(氾濫警戒情報)を発表する基準。

- ※1 明治橋観測所は雫石川の水防警報の対象観測所でもある。
- ※2 朝日橋観測所は豊沢川の水防警報の対象観測所でもある。
- ※3 男山観測所は和賀川の水防警報の対象観測所でもある。
- ※4 桜木橋観測所は胆沢川及び人首川の水防警報の対象観測所でもある。

図表4-7 国土交通省が行う水防警報 伝達系統図







図表4-8 岩手県知事が行う水防警報

水防警報名	区域 (左岸) 区域 (右岸)	観測所名	担当機関名	河川名
砂鉄川(川内)	左岸 一関市大東町大原字八幡館22番10地先(館下橋)から 右岸 一関市大東町大原字長泉寺先8番2地先(館下橋)から	川内	千厩土木センター	砂鉄川(川内)
砂鉄川(十二木橋)	左岸 一関市東山町松川字町裏96番2地先(中通川合流点)から 右岸 一関市東山町松川字三室320番5地先(三室平沢橋門)から	十二木橋	千厩土木センター	砂鉄川(十二木橋)
盛川	左岸 大船渡市日頃市町字下板用75番15地先(板用橋)から 右岸 大船渡市日頃市町字中板用51番2地先(板用橋)から	河口まで 権現堂橋	大船渡土木センター	盛川
気仙川(上流)	左岸 気仙川と大股川との合流点から 右岸 気仙川と大股川との合流点から	気仙郡住田町世米字山谷7番地先(岩澤橋下流600m)まで 気仙郡住田町世米字川向190番地先(岩澤橋下流600m)まで	昭和橋	大船渡土木センター
気仙川(下流)	左右岸 陸前高田市横田町字久連坪84番1地先(舞出頭首工)から	河口まで 館	大船渡土木センター	気仙川(下流)
甲子川	左岸 釜石市甲子町第1地割67番1地先(越田橋)から 右岸 釜石市甲子町第1地割129番地先(越田橋)から	河口まで 河口まで 礼ヶ口	沿岸広域振興局 土木部	甲子川
鶴住居川	左岸 釜石市栗林町第17地割27番3地先(道々橋) 右岸 釜石市栗林町第19地割32番3地先(道々橋)	河口まで 河口まで 日ノ神橋	沿岸広域振興局 土木部	鶴住居川
大槌川	左岸 上閉伊郡大槌町大槌第10地割字洗梨子5番1地先(小松野橋)から 右岸 上閉伊郡大槌町大槌第9地割字小松野127番1地先(小松野橋)から	河口まで 河口まで 屋敷前	沿岸広域振興局 土木部	大槌川
小鎗川	左岸 上閉伊郡大槌町小鎗第15地割地先(蕨打直橋)から 右岸 上閉伊郡大槌町小鎗第16地割地先(蕨打直橋)から	河口まで 河口まで 河口まで 蕨打直橋	沿岸広域振興局 土木部	小鎗川
閉伊川	左岸 宮古市大字千徳第12地割字羽黒坊1番地1地先(花輪橋)から 右岸 宮古市大字田鎖第12地割字糸濱場94番1地先(根市河制工)から	河口まで 河口まで 河口まで 千徳	宮古土木センター	閉伊川
津軽石川	左岸 下閉伊郡山田町豊間根17地割72番2地先(日当橋)から 右岸 下閉伊郡山田町豊間根17地割72番14地先(日当橋)から	河口まで 河口まで 新町	宮古土木センター	津軽石川
関口川	左岸 下閉伊郡山田町山田第19地割から 右岸 下閉伊郡山田町山田第18地割から	海まで 海まで 山田	宮古土木センター	関口川
久慈川	左岸 久慈市大川目町第11地割56番18地先(岩井川合流点)から 右岸 久慈市大川目町第11地割57番3地先(岩井川合流点)から	河口まで 河口まで 河口まで 八日町 生出町	県北広域振興局 土木部	久慈川
長内川	左岸 久慈市小久慈町第15地割10番4地先(小久慈橋)から 右岸 久慈市小久慈町第60地割31番4地先(小久慈橋)から	久慈川合流点まで 久慈川合流点まで 長内橋	県北広域振興局 土木部	長内川
夏井川	左岸 久慈市夏井町字夏井第3地割5番1地先(生平橋)から 右岸 久慈市夏井町字夏井第3地割1番5地先(生平橋)から	久慈川合流点まで 久慈川合流点まで 夏井	県北広域振興局 土木部	夏井川
瀬月内川	左岸 九戸郡九戸村大字伊保内第13地割37番地1地先(栄橋)から 右岸 九戸郡九戸村大字伊保内第26地割57番地先(南田橋)まで	九戸郡九戸村大字伊保内第26地割3地先(栄橋)から 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割54番2地先(南田橋)まで 沢田橋	二戸土木センター	瀬月内川
築川	左岸 盛岡市川目第9地割171番3地先(下川目橋)から 右岸 盛岡市川目第10地割47番1地先(下川目橋)から	北上川合流点まで 北上川合流点まで 葛西橋	盛岡広域振興局 土木部	築川
夏川	一関市花泉町油島字花欠26番1地先(小谷地橋上流200m)から	宮城県境まで 佐沼(迫川)	一関土木センター	夏川
雪谷川	左岸 九戸郡軽米町大字軽米第8地割187番11地先(日の戸橋)から 右岸 九戸郡軽米町大字上館第19地割38番3地先(日の戸橋)から	九戸郡軽米町大字上館第1地割92番地先(いちい橋)まで 九戸郡軽米町大字上館第13地割59番2地先(いちい橋)まで 昭和橋	二戸土木センター	雪谷川
猿ヶ石川	左岸 遠野市松崎町松崎6地割130番地先(小鳥瀬川合流点)から 右岸 遠野市松崎町松崎6地割115番1地先(小鳥瀬川合流点)から	遠野市松崎町白岩1地割58番地先(早瀬川合流点)まで 遠野市松崎町光興寺2地割76番2地先(早瀬川合流点)まで 駒木	遠野土木センター	猿ヶ石川
早瀬川	左岸 遠野市鶯崎町2番2地先(初音橋)から 右岸 遠野市青笹町糠前4地割21番1地先(初音橋)から	遠野市遠野町10地割44番地先(猿ヶ石川合流点)まで 遠野市松崎町白岩1地割58番地先(猿ヶ石川合流点)まで 上早瀬橋	遠野土木センター	早瀬川
馬淵川(岩根橋)	左岸 二戸郡一戸町鳥越字悪戸73番3地先(安比川合流点)から 右岸 二戸郡一戸町鳥越字駒木平52番3地先(安比川合流点)から	二戸郡一戸町小鳥谷字野里1番3地先(平糠川合流点)まで 二戸郡一戸町岩館字川又14番9地先(平糠川合流点)まで 岩根橋	二戸土木センター	馬淵川(岩根橋)
馬淵川(石切所)	左岸 二戸市石切所字大洞3番地先(荒瀬橋)から 右岸 二戸市石切所字船場16番地先(川原橋上流200メートル地点)	二戸市金田一字駒焼場地先(府金橋)まで 二戸市堀野字馬場97番地先(十文字川合流点)まで 石切所	二戸土木センター	馬淵川(石切所)
安比川(中央橋)	左岸 二戸市似鳥字船石31番16地先(馬淵川合流点)から 右岸 二戸市似鳥字平山61番地先(一戸町境)から	二戸市浄法寺町門前向14番2地先(太田川合流点)まで 二戸市浄法寺町馬場向29番1地先(太田川合流点)まで 中央橋	二戸土木センター	安比川(中央橋)

観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		準備 以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	出動 以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	解除 水防活動の必要がなくなったとき。	情報 水防活動に必要があるとき。
		水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)				
川内	140.311	1.4	1.7	1.7	2.3	1.40m	1.70m	同上	同上
十二木橋	18.687	2.2	3.0	3.7	5.8	2.20m	3.00m	同上	同上
権現堂橋	6.000	1.1	1.5	1.5	1.6	1.10m	1.50m	同上	同上
昭和橋	69.410	2.1	2.6	2.6	2.9	2.10m	2.60m	同上	同上
館	1.293	2.9	3.2	3.2	3.6	2.90m	3.20m	同上	同上
礼ヶ口	1.000	2.2	2.7	2.7	2.9	2.20m	2.70m	同上	同上
日ノ神橋	4.100	2.3	2.8	2.8	3.5	2.30m	2.80m	同上	同上
屋敷前	1.373	1.3	1.9	1.9	2.2	1.30m	1.90m	同上	同上
蕨打直橋	28.950	1.5	1.9	2.1	2.3	1.50m	1.90m	同上	同上
千徳	5.285	2.5	3.1	3.7	3.9	2.50m	3.10m	同上	同上
新町	3.000	2.1	2.7	2.7	3.0	2.10m	2.70m	同上	同上
山田	0.909	0.9	1.2	1.2	1.4	0.90m	1.20m	同上	同上
八日町	1.200	1.3	1.9			1.30m	1.90m	同上	同上
生出町	6.673	1.6	2.3	3.1	3.4	1.60m	2.30m		
長内橋	1.450	2.9	3.5	3.6	4.0	2.90m	3.50m	同上	同上
夏井	4.700	1.4	1.9	1.9	2.2	1.40m	1.90m	同上	同上
沢田橋	274.610	1.0	1.4	1.5	1.8	1.00m	1.40m	同上	同上
葛西橋	117.482	1.7	2.2	2.3	2.5	1.70m	2.20m	同上	同上
佐沼 (追川)	5.0812	3.6	4.2	4.3	4.7	3.60m	4.20m	同上	同上
昭和橋	143.810	1.7	2.3	3.4	3.5	1.70m	2.30m	同上	同上
駒木	265.550	1.3	1.7	2.7	3.2	1.30m	1.70m	同上	同上
上早瀬橋	268.165	1.3	2.0	2.9	3.2	1.30m	2.00m	同上	同上
岩根橋	139.322	1.2	1.8	1.8	2.0	1.20m	1.80m	同上	同上
石切所	89.080	1.8	2.6	2.7	3.0	1.80m	2.60m	同上	同上
中央橋	177.650	2.0	2.6	2.6	3.3	2.00m	2.60m	同上	同上

水防警報名	区域 (左岸) 区域 (右岸)	観測所名	担当機関名	河川名	
安比川(五日市橋)	左岸 二戸市浄法寺町門前向14番2地先(太田川合流点)から 右岸 二戸市浄法寺町馬場向29番1地先(太田川合流点)から	八幡平市細野98番276地内(安比堰堤)まで	五日市橋	岩手土木センター 二戸土木センター	安比川 (五日市橋)
松川	左岸 盛岡市玉山区川崎字向川崎91番2地先(北上川合流点)から 右岸 盛岡市玉山区川崎字上川崎7番27地先(北上川合流点)から	盛岡市玉山区松内字館13番6地先(赤川合流点)まで 盛岡市玉山区松内字築場169番地先(赤川合流点)まで	古川橋	盛岡広域振興局 土木部	松川
北上川	左岸 盛岡市洪民字岩鼻44番16地先(船田橋)から 右岸 盛岡市下田字船綱70番5地先(船田橋)から	盛岡市芋田字上武道106番2地先(松川合流点)まで 盛岡市川崎字上川崎7番27地先(松川合流点)まで	船田橋	盛岡広域振興局 土木部	北上川
猿沢川	左岸 一関市東山町長坂字東本町157番5地先(観音橋下流400m)から 右岸 一関市東山町長坂字西本町178番地先(観音橋下流400m)から	一関市東山町長坂字東本町33番6地先(砂鉄川合流点)まで 一関市東山町長坂字東本町37番21地先(砂鉄川合流点)まで	西本町	千厩土木センター	猿沢川
曾慶川	左岸 一関市大東町摺沢字但馬崎77番5地先(田端橋)から 右岸 一関市大東町摺沢字八幡前9番1地先(田端橋)から	一関市大東町摺沢字川口122番5地先(砂鉄川合流点)まで 一関市大東町摺沢字雲南田33番地先(砂鉄川合流点)まで	摺沢	千厩土木センター	曾慶川
矢作川	左岸 陸前高田市矢作町湯濱畑14番7地先(矢作川橋梁)から 右岸 陸前高田市矢作町字金屋敷6番2地先(矢作川橋梁)から	陸前高田市矢作町越戸内213番1地先(気仙川合流点)まで 陸前高田市矢作町字小幡部103番1地先(気仙川合流点)まで	味米	大船渡土木センター	矢作川
大股川	左岸 気仙郡住田町世田米字中井25番地先(高屋敷橋上流400m)から 右岸 気仙郡住田町世田米字中井76番地先(高屋敷橋上流400m)から	気仙郡住田町世田米字川口30番6地先(気仙川合流点)まで 気仙郡住田町世田米字大渡6番地先(気仙川合流点)まで	高屋敷	大船渡土木センター	大股川
衣川(上流)	左岸 奥州市衣川有浦172番4地先(有浦橋)から 右岸 奥州市衣川有浦166番1地先(有浦橋)から	西磐井郡平泉町平泉字泉ヶ城1番1地先(戸河内川合流点)まで 西磐井郡平泉町平泉字泉ヶ城43番2地先(戸河内川合流点)まで	川西橋	県南広域振興局 土木部	衣川
衣川(下流)	左岸 西磐井郡平泉町平泉字泉ヶ城1番1地先(戸河内川合流点)から 右岸 奥州市衣川区有浦166番1地先(有浦橋)から	北上川合流点まで 北上川合流点まで		一関土木センター 県南広域振興局 土木部	
小本川	左岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字田屋峠39番3号地先(岩泉橋上流420m)から 右岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字中野55番地先(岩泉橋上流420m)から	下閉伊郡岩泉町小本字家の向246番3号地先(小本橋上流90m)まで 下閉伊郡岩泉町小本字小本6番16号地先(小本橋上流90m)まで	赤鹿	岩泉土木センター	小本川
安家川	左岸 下閉伊郡岩泉町安家字松林43番4号地先(氷渡橋下流1,080m)から 右岸 下閉伊郡岩泉町安家字氷渡304番4号地先(氷渡橋下流1,080m)から	下閉伊郡岩泉町安家字半城子118番6号地先(安家1号橋下流1,100m)まで 下閉伊郡岩泉町安家字年々283番地先(安家2号橋下流1,100m)まで	松林	岩泉土木センター	安家川
北上川	左岸 岩手郡岩手町大字沼宮内第35地割58番地先(朽木川合流点)から 右岸 岩手郡岩手町大字御堂第5地割63番4地先(朽木川合流点)から	岩手郡岩手町大字川口第51地割25番1地先(丹藤川合流点)まで 岩手郡岩手町大字川口第51地割27番地先(丹藤川合流点)まで	下苗代沢	岩手土木センター	北上川
馬淵川	左岸 岩手郡葛巻長江刈第39地割38番地先(小屋瀬川合流点)から 右岸 岩手郡葛巻長江刈第34地割6番1地先(小屋瀬川合流点)から	岩手郡葛巻町葛巻第21地割2番1地先(山形川合流点)まで 岩手郡葛巻町葛巻第21地割4番2地先(山形川合流点)まで	田子	岩手土木センター	馬淵川
松川	左岸 八幡平市松尾寄木第1地割152番地先(北ノ又川合流点)まで 右岸 八幡平市松尾寄木第1地割615番3地先(北ノ又川合流点)から	八幡平市大更第7地割202番31地先(赤川合流点)まで 八幡平市大更第7地割199番1地先(赤川合流点)まで	田頭	岩手土木センター	松川
雫石川	左岸 岩手郡雫石町御明神赤瀬94番1地先(志戸前川合流点)から 右岸 岩手郡雫石町御明神志戸前81番1地先(志戸前川合流点)から	岩手郡雫石町上野新里73番9地先(葛根田川合流点)まで 岩手郡雫石町御明神長内69番2地先(葛根田川合流点)まで	春木場	盛岡広域振興局 土木部	雫石川
和賀川	左岸 和賀郡西和賀町内字長瀬野12地割133番地先(安ヶ沢川合流点)から 右岸 和賀郡西和賀町内字泉沢2地割29番地先(安ヶ沢川合流点)から	和賀郡西和賀町機沢25地割55番2地先(下前川合流点)まで 和賀郡西和賀町湯田19地割169番4地先(下前川合流点)まで	新町	北上土木センター	和賀川
閉伊川	左岸 宮古市川井第1地割86番地1地先(小国川合流点)から 右岸 宮古市川井第6地割14番地先(小国川合流点)から	宮古市茂市第5地割111番地1地先(刈屋川合流点)まで 宮古市茂市第8地割94番地1地先(刈屋川合流点)まで	川井	宮古土木センター	閉伊川
稗貫川	左岸 花巻市大迫町内川目第13地割16番4地先(早池峰夕下流部)から 右岸 花巻市大迫町内川目第10地割24番7地先から	花巻市大迫町亀ヶ森第24地割203地先(大沢川合流点)まで 花巻市大迫町亀ヶ森第20地割84番1地先(大沢川合流点)まで	大迫	花巻土木センター	稗貫川
胆沢川	左岸 奥州市若柳字迎市野々第5地割6番地先(望み大橋下流約10m)から 右岸 奥州市若柳字小松谷木第30地割3番地先(望み大橋下流約10m)から	胆沢郡金ヶ崎町西根慶長54番1地先(黒沢川合流点)まで 奥州市水沢佐倉河字向川原106番3地先(黒沢川合流点)まで	胆沢川橋	県南広域振興局 土木部	胆沢川
普代川	左岸 普代村第12地割中村12番地1地先(鉦山沢)から 右岸 普代村第10地割字羅賀34番地2地先(鉦山沢)から	海まで 海まで	普代川	県北広域振興局 土木部	普代川
宇部川(上流)	左岸 久慈市宇部町第3地割8番1地先(県管理区間上流端)から 右岸 久慈市宇部町第3地割23番2地先(県管理区間上流端)から	久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)まで 久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)まで	野田	県北広域振興局 土木部	宇部川
宇部川(下流)	左岸 久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)から 右岸 久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)から	九戸郡野田村大字野田第29地割字袋6番8地先(野田橋)まで 九戸郡野田村大字野田第19地割字町裏28番11地先(野田橋)まで			
諸葛川	左岸 滝沢市卯遠坂2番5地先(県管理区間上流端)から 右岸 滝沢市卯遠坂364番地先(県管理区間上流端)から	雫石川合流点まで 雫石川合流点まで	諸葛橋	盛岡広域振興局 土木部	諸葛川

観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		準備 以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	出動 以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	解除 水防活動の必要がなくなったとき。	情報 水防活動に必要があるとき。
		水防出待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)				
五日市橋	278.069	1.0	1.2	1.3	1.8	1.00m	1.20m	同上	同上
古川橋	192.600	1.5	2.5	2.7	3.1	1.50m	2.50m	同上	同上
船田橋	176.580	2.0	2.6	2.8	3.2	2.00m	2.60m	同上	同上
西本町	26.143	1.3	1.8	2.5	3.4	1.30m	1.80m	同上	同上
措沢	54.870	0.8	1.5	1.7	2.5	0.80m	1.50m	同上	同上
味米	7.080	1.6	2.1	2.6	3.1	1.60m	2.10m	同上	同上
高屋敷	222.910	1.5	1.9	1.9	2.0	1.50m	1.90m	同上	同上
川西橋	24.150	2.1	3.0	3.0	3.7	2.10m	3.00m	同上	同上
		3.4	4.8	6.4	7.2	3.40m	4.80m	同上	同上
赤鹿	-	2.0	2.7	2.7	2.9	2.00m	2.70m	同上	同上
松林	272.583	1.7	2.0	2.2	2.8	1.70m	2.00m	同上	同上
下苗代沢	240.737	0.7	1.1	1.4	1.6	0.70m	1.10m	同上	同上
田子	430.000	0.8	1.1	1.1	1.4	0.80m	1.10m	同上	同上
田頭	270.000	0.5	1.0	1.3	1.7	0.50m	1.00m	同上	同上
春木場	195.010	1.3	2.1	2.1	2.8	1.30m	2.10m	同上	同上
新町	256.253	0.5	1.1	1.1	2.3	0.50m	1.10m	同上	同上
川井	177.600	1.4	2.0	2.4	2.9	1.40m	2.00m	同上	同上
大迫	142.552	1.1	1.9	1.9	2.6	1.10m	1.90m	同上	同上
胆沢川橋	55.833	2.7	3.9	4.4	5.3	2.70m	3.90m	同上	同上
普代川	5.260	1.2	1.5	1.5	1.9	1.20m	1.50m	同上	同上
野田	3.010	1.0	1.4	1.6	2.2	1.00m	1.40m	同上	同上
		1.3	2.2	3.2	3.7	1.30m	2.20m	同上	同上
諸葛橋	112.320	1.2	1.9	2.4	2.8	1.20m	1.90m	同上	同上

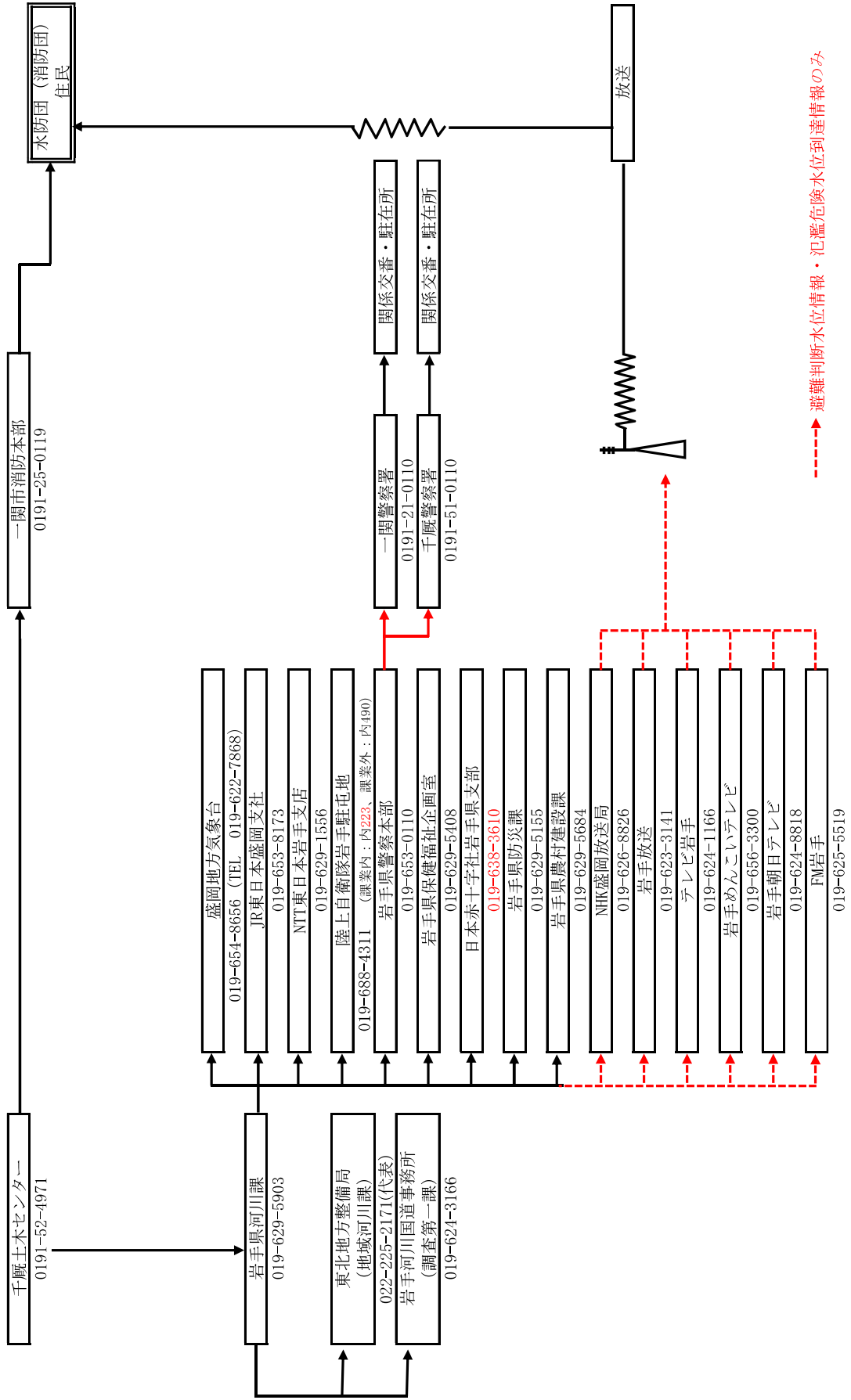
水防警報名	区域 (左岸) 区域 (右岸)	観測所名	担当機関名	河川名
人首川	左岸 奥州市江刺米里字荒町54番地先(大内沢川合流点)から 奥州市江刺玉里字下上野95番地先(大森橋下流100m)まで 右岸 奥州市江刺米里字荒谷7番2地先(大内沢川合流点)から 奥州市江刺玉里字大森前34番3地先(大森橋下流100m)まで	鳴瀬橋	県南広域振興局 土木部	人首川
千厩川	左岸 一関市千厩町千厩字四日町(宮敷橋下流50m地点)から 一関市藤沢町増沢字九十村(県交通バス停「滝野」から上流200m地点)まで 右岸 一関市千厩町千厩字宮敷(宮敷橋下流50m地点)から 一関市川崎町薄衣字滝野(県交通バス停「滝野」から上流200m地点)まで	神の田	千厩土木センター	千厩川
大川	左岸 一関市室根町矢越字鳥矢森(上湯舟橋下流50m地点)から 一関市室根町折壁字中西(宮城県境)まで 右岸 一関市室根町矢越字湯舟(上湯舟橋下流50m地点)から 一関市室根町折壁字上前木(宮城県境)まで	折壁	千厩土木センター	大川
岩崎川(上流)	左岸 紫波郡矢巾町大字煙山第6地割1番24地先(煙山ダム)から 紫波郡矢巾町大字上矢次第4地割39番5地先(岩手県道120号不動盛岡線)まで 右岸 紫波郡矢巾町大字煙山第6地割112番4地先(煙山ダム)から 紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割114番地先(岩手県道120号不動盛岡線)まで	北矢幅	盛岡広域振興局土木部	岩崎川
岩崎川(下流)	紫波郡矢巾町大字上矢次第4地割39番5地先(岩手県道120号不動盛岡線)から 紫波郡紫波町二日町字御堂前220番地先(北上川合流点)まで 紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割114番地先(岩手県道120号不動盛岡線)から 紫波郡紫波町高水寺字川原69番地先(北上川合流点)まで			
小鳥瀬川	左岸 遠野市土淵町柳内10地割10番4地先(米通川合流点)から 遠野市土淵町土淵13地割217番地先(猿ヶ石川合流点)まで 右岸 遠野市土淵町柳内11地割30番5地先(米通川合流点)から 遠野市松崎町駒木12地割151番4地先(猿ヶ石川合流点)まで	福泉寺橋	遠野土木センター	小鳥瀬川
刈屋川	左岸 宮古市茂市第12地割9地先(倉の沢川合流点)から 宮古市茂市第2地割253番4地先(閉伊川合流点)まで 右岸 宮古市茂市第11地割101番1地先(倉の沢川合流点)から 宮古市茂市第5地割108番2地先(閉伊川合流点)まで	繁の木橋	宮古土木センター	刈屋川
長沢川	左岸 宮古市長沢第8地割1番5地先(北川目沢合流点)から 宮古市千徳第13地割25番2地先(閉伊川合流点)まで 右岸 宮古市長沢第7地割12番5地先(北川目沢合流点)から 宮古市千徳第13地割25番2地先(閉伊川合流点)まで	田鎖橋	宮古土木センター	長沢川

※岩崎川、小鳥瀬川、刈屋川、長沢川は令和4年3月22日に指定

観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		準備	出動	解除	情報
		水防出待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。
鳴瀬橋	162.890	1.3	1.8	2.6	2.8	1.30m	1.80m	同上	同上
神の田	73.950	1.6	3.3	3.3	4.3	1.6m	3.3m	同上	同上
折壁	145.190	1.5	2.6	2.6	2.8	1.50m	2.60m	同上	同上
北矢幅	112.350	0.5	0.8	1.2	1.4	0.50m	0.80m	同上	同上
		0.7	1.6	2.6	3.1	0.70m	1.60m	同上	同上
福泉寺橋	274.250	0.2	0.9	1.4	1.9	0.20m	0.90m	同上	同上
繁の木橋	56.330	1.7	2.7	4.3	4.7	1.70m	2.70m	同上	同上
田鎖橋	5.963	1.2	2.2	2.7	3.4	1.20m	2.20m	同上	同上

図表4-9 岩手県知事が行う水防警報 伝達系統図

千厩地区 <砂鉄川、猿沢川、曾慶川、千厩川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>

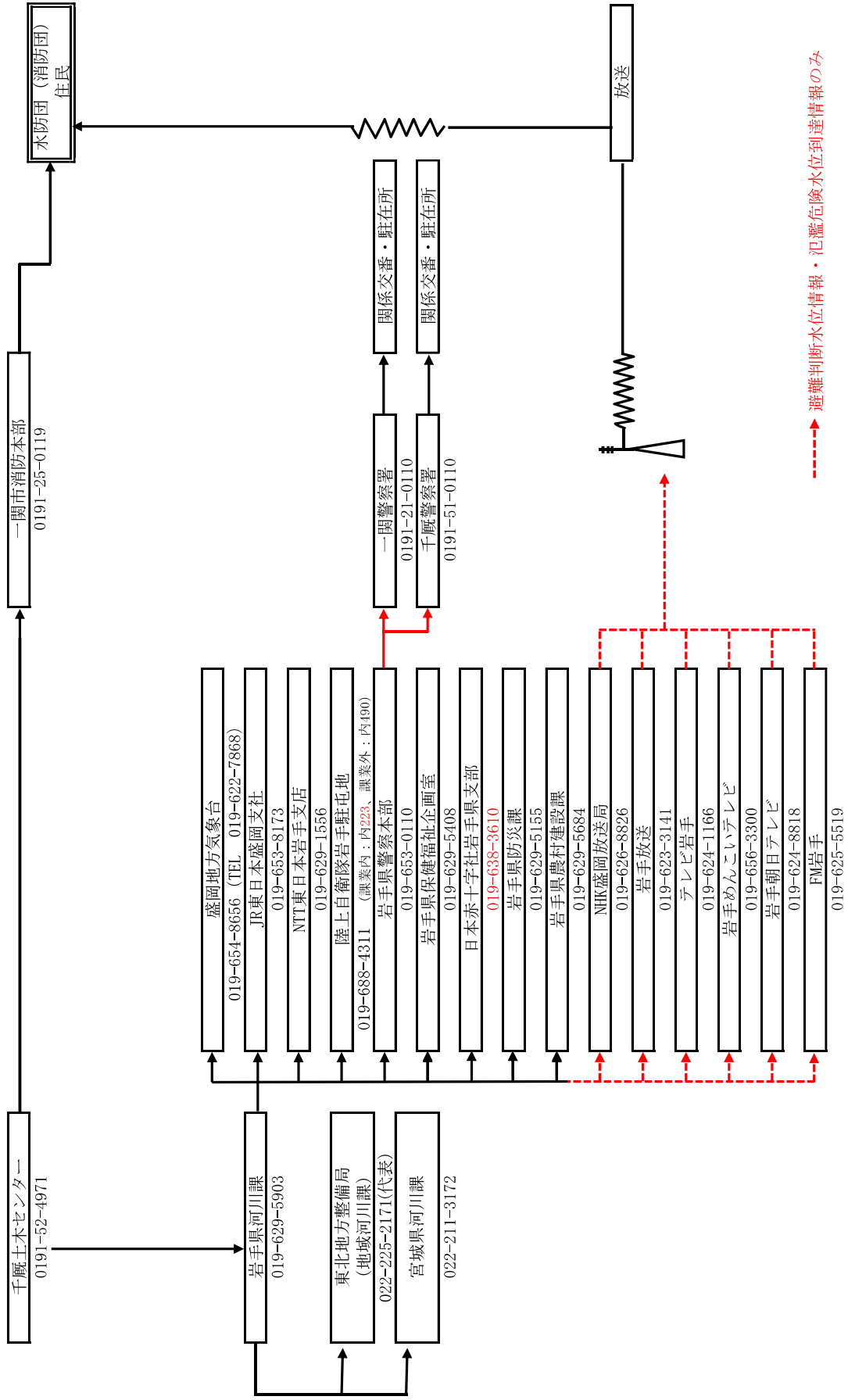


→ 避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ



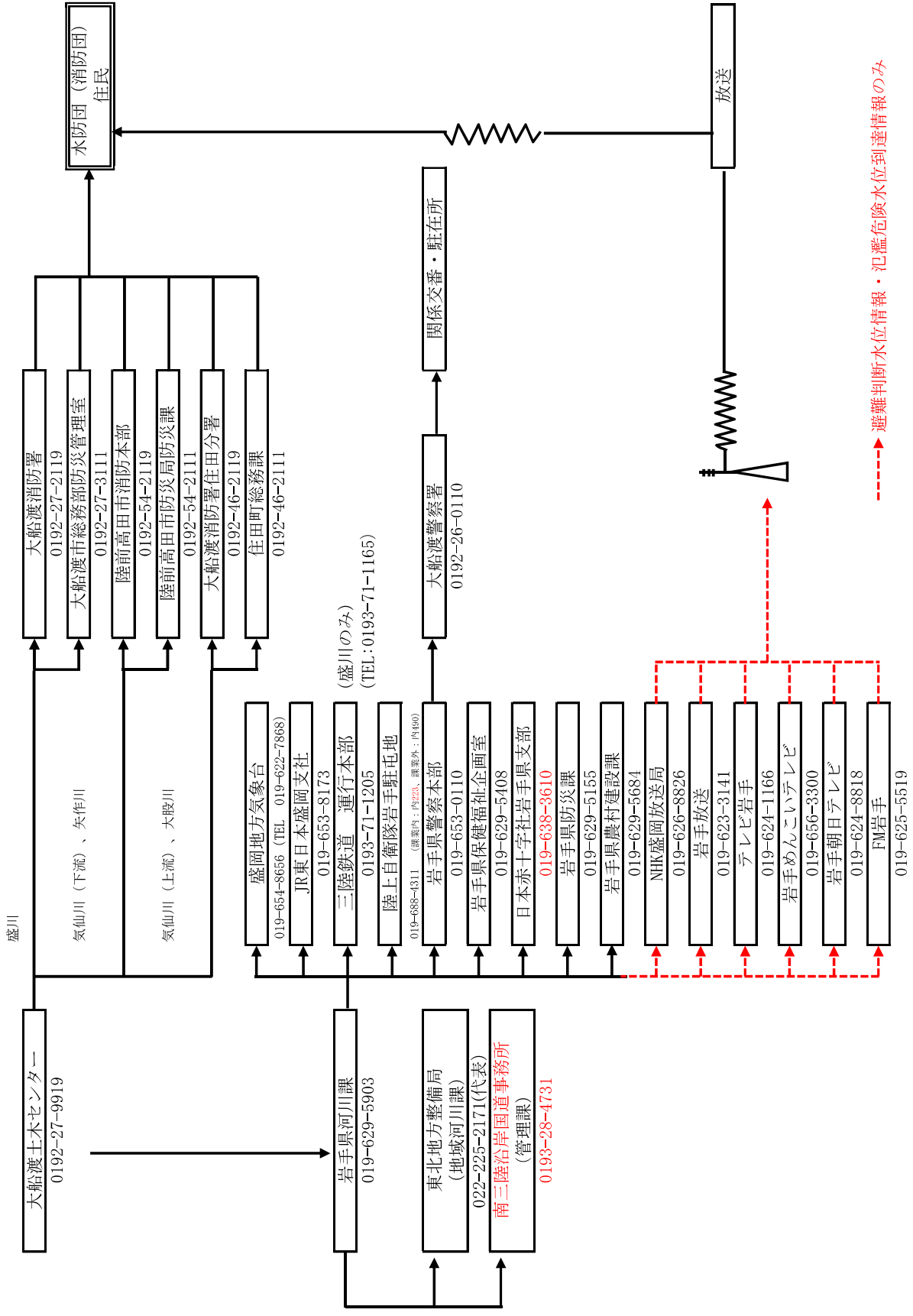
千厩地区

<大川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



大船渡地区

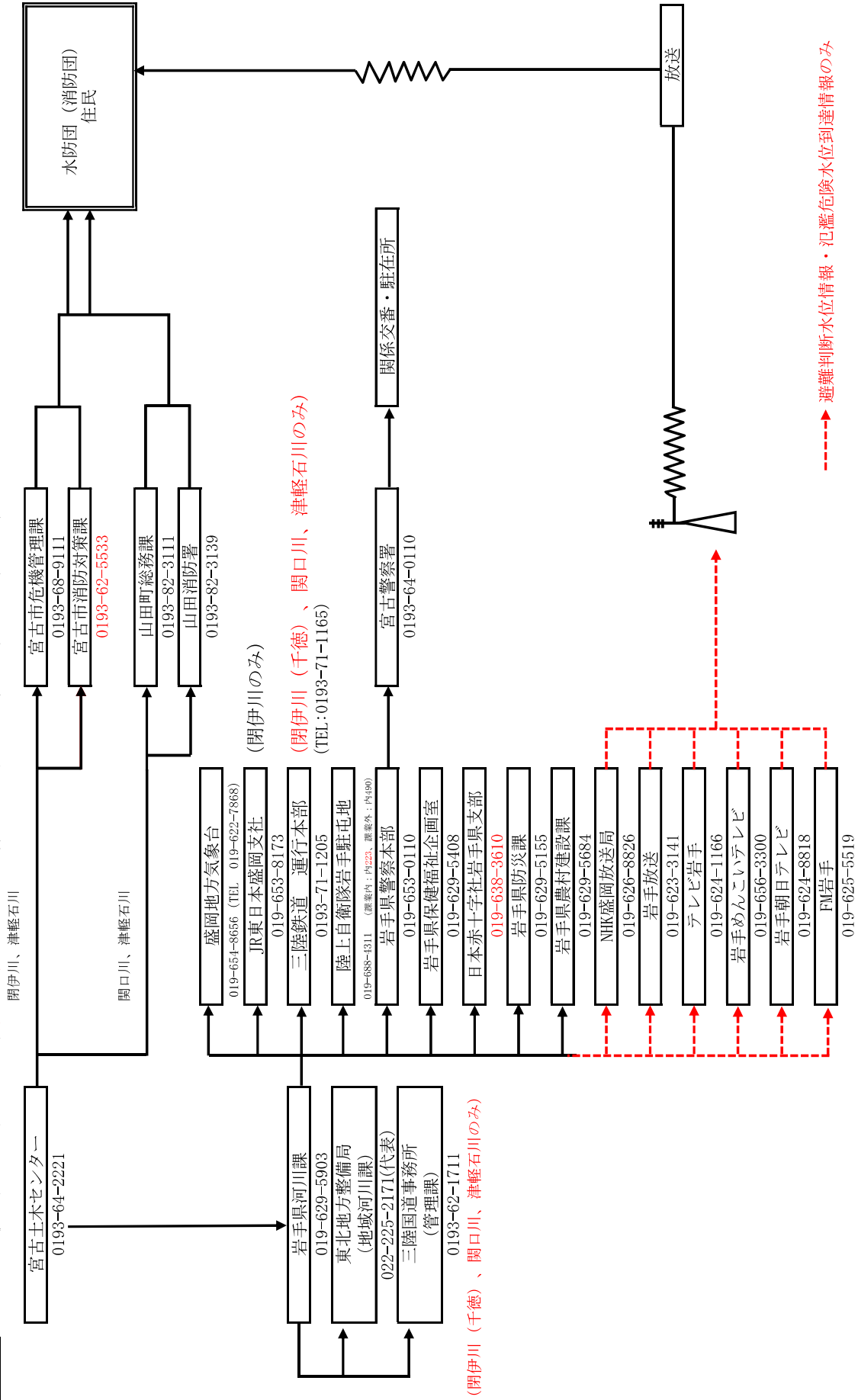
< 盛川、気仙川（下流）、気仙川（上流）、矢作川、大股川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >



--- 避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ

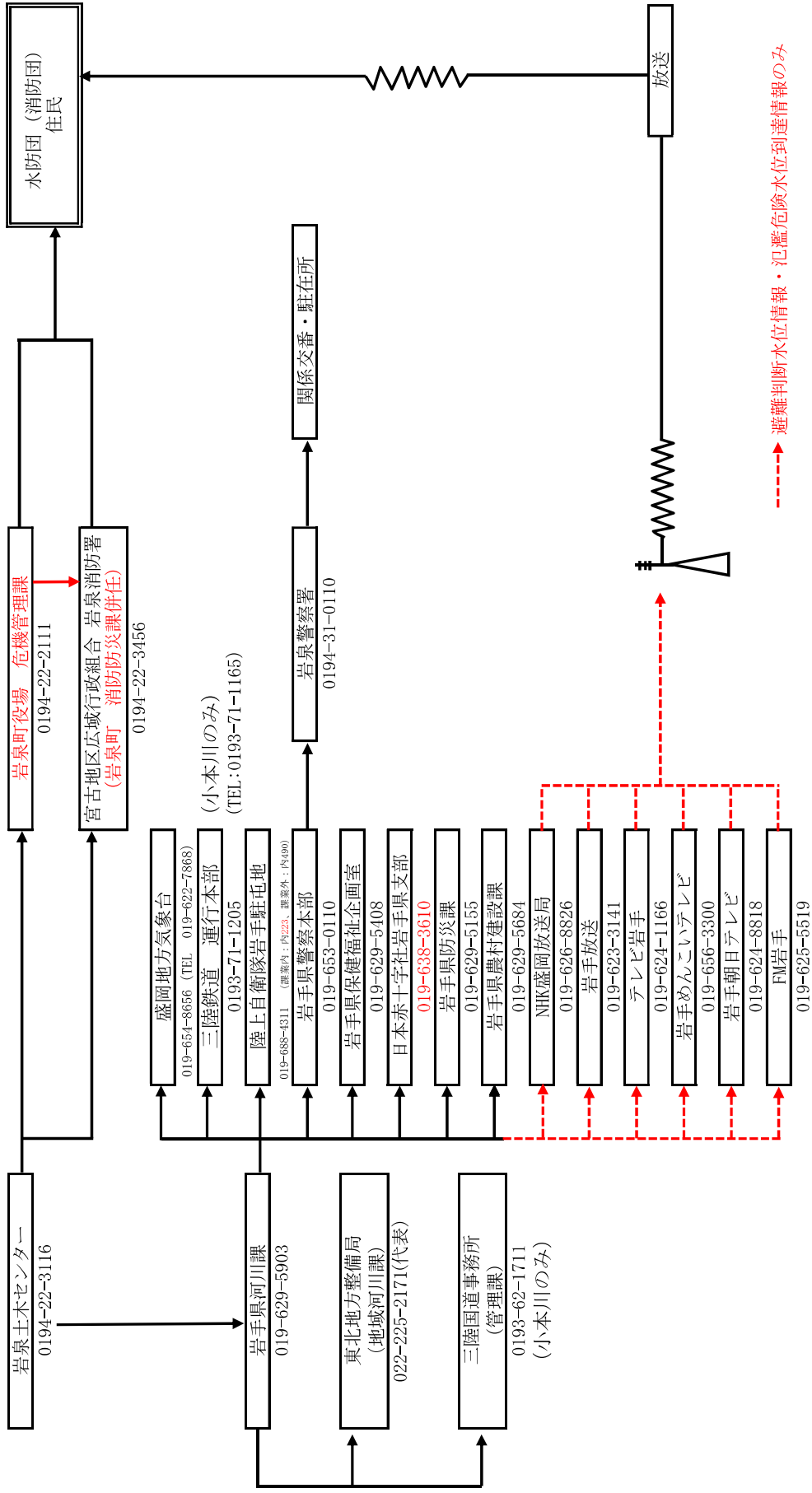
亘古地区

< 閉伊川、関口川、津軽石川、長沢川、刈屋川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >



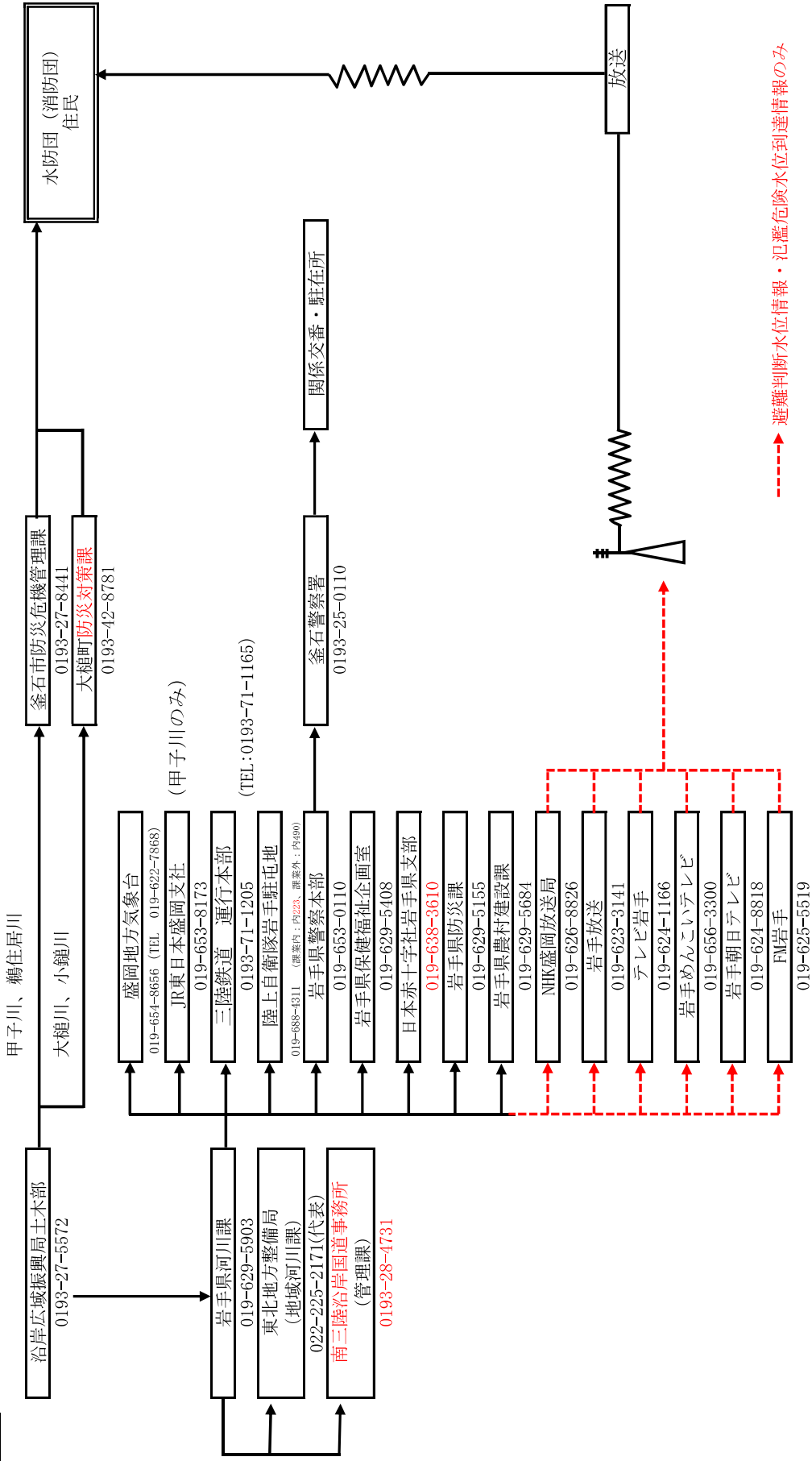
岩泉地区

< 小本川、安家川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >



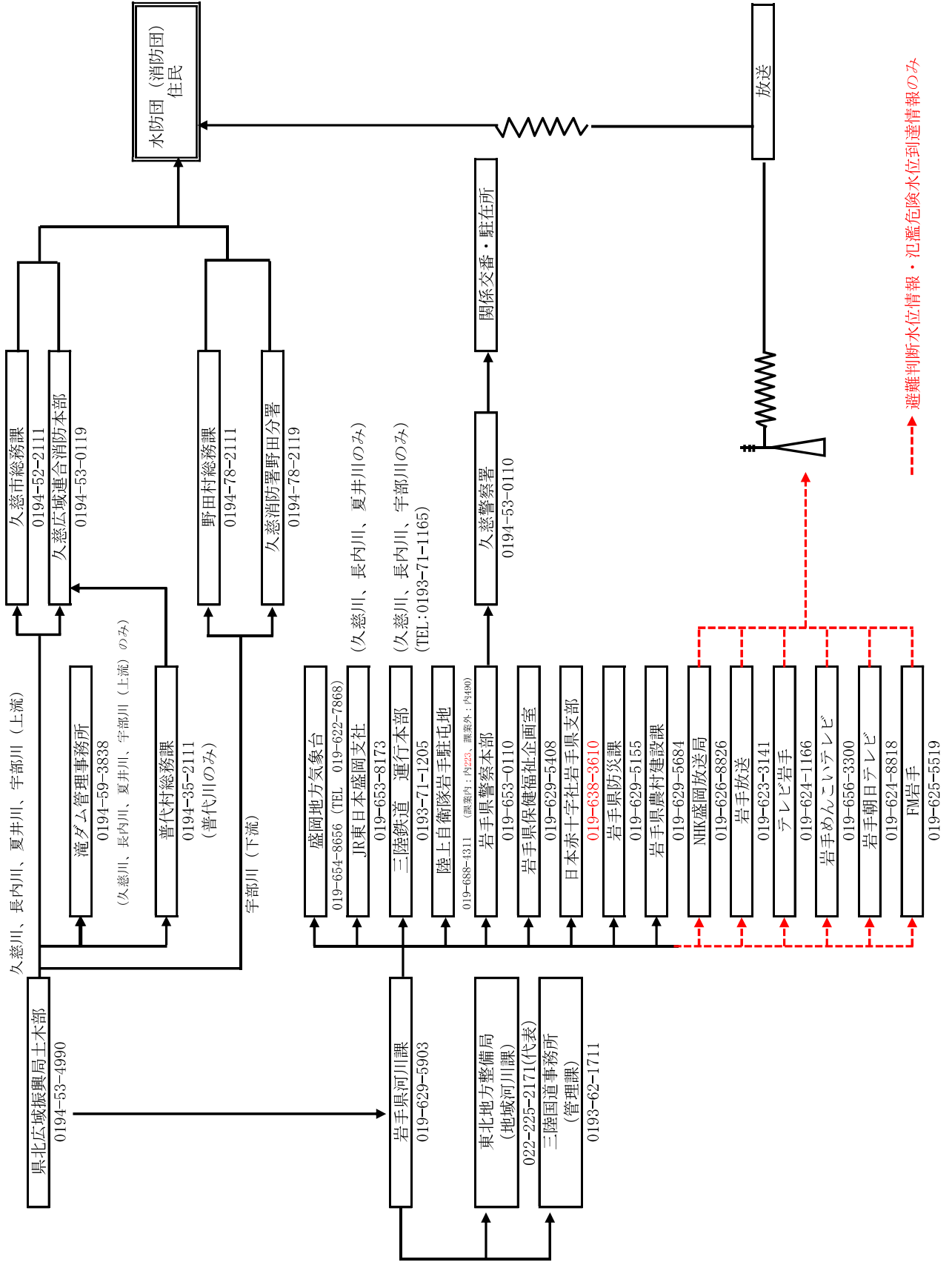
釜石地区

< 甲子川、鶴住居川、大槌川、小鏡川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >



久慈地区

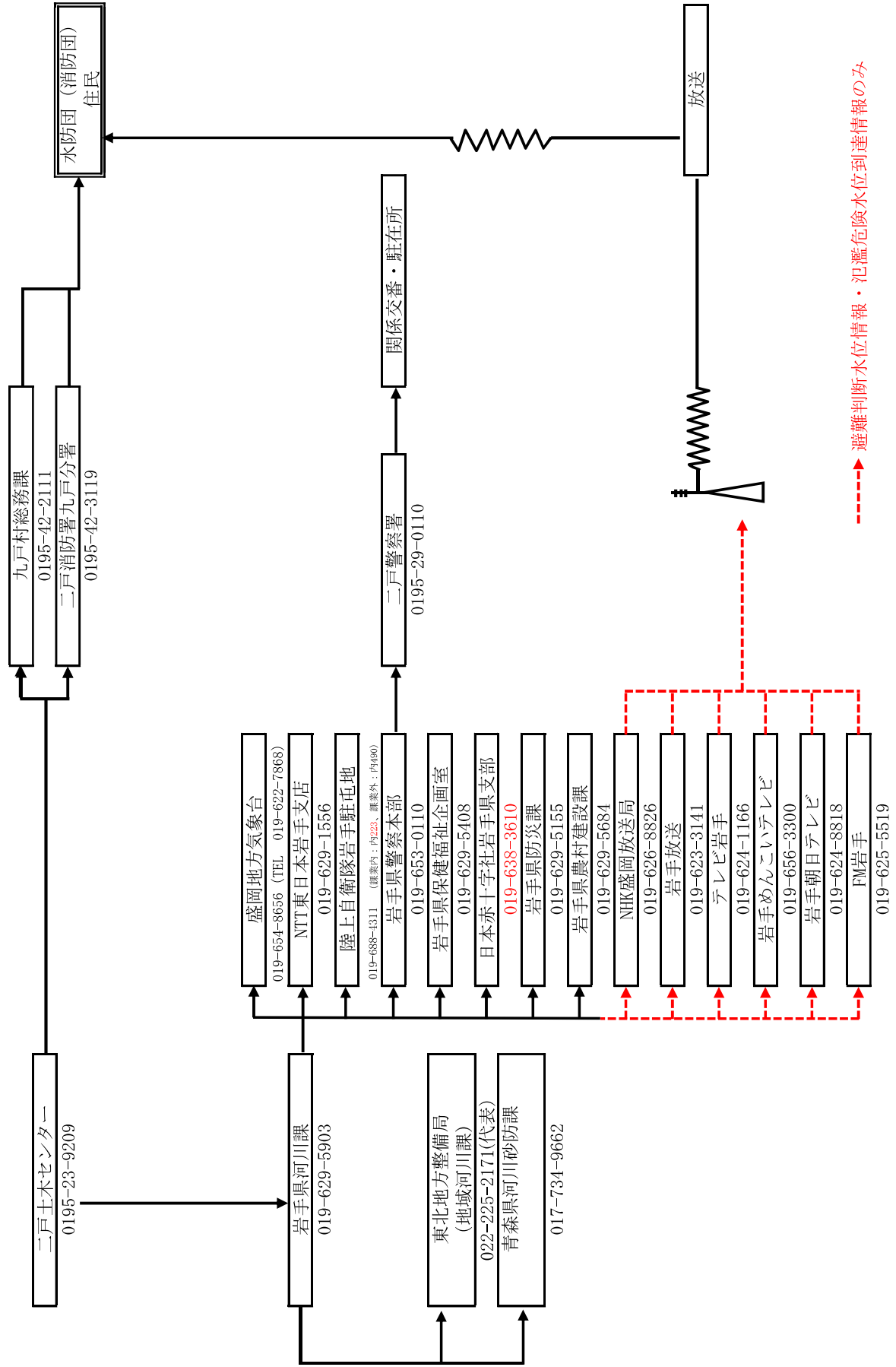
久慈川、長内川、夏井川、普代川、宇部川（上流）、宇部川（下流） 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報



避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ

二戸地区 (瀬月内川)

<瀬月内川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



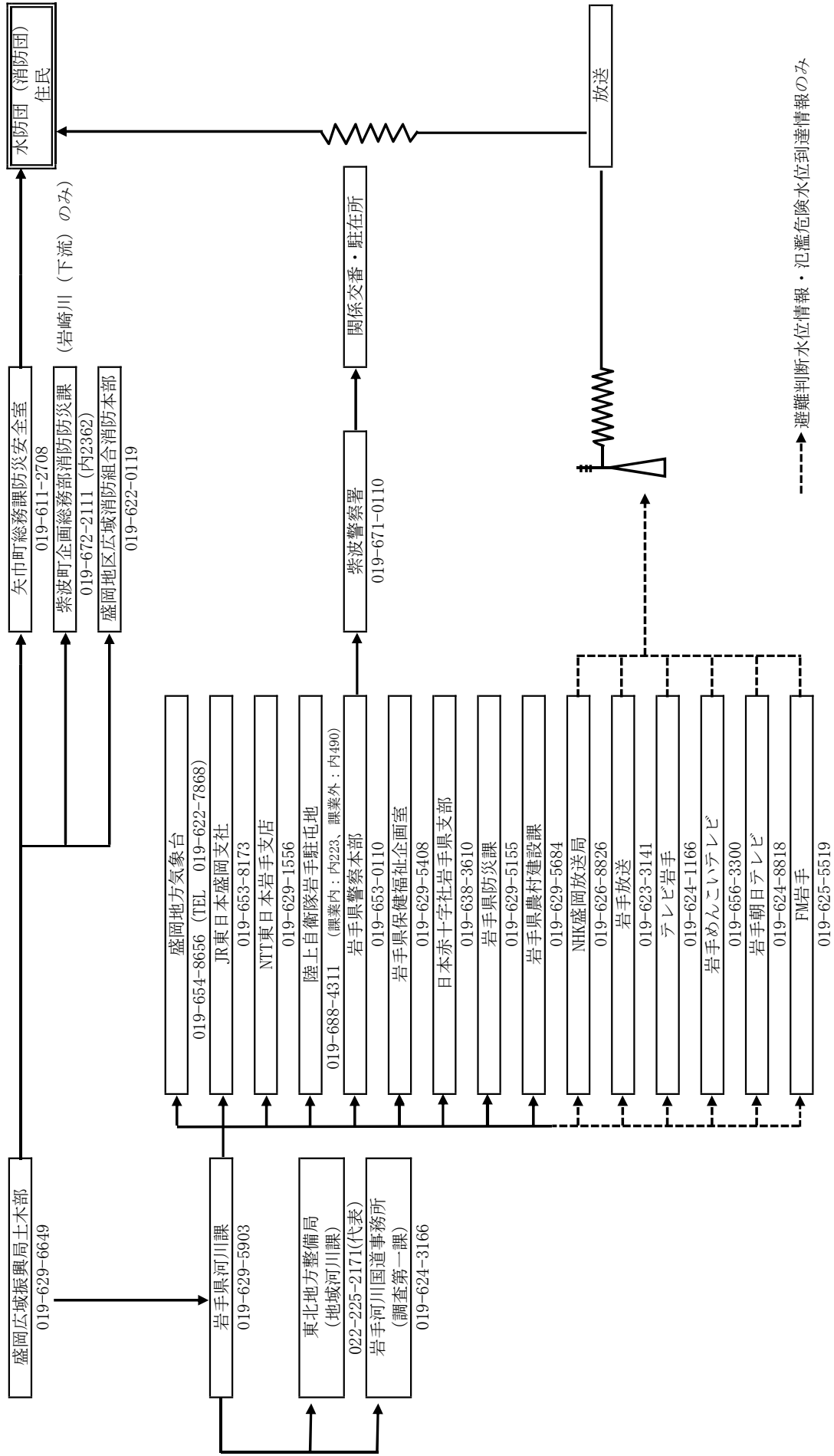
避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ





盛岡地区

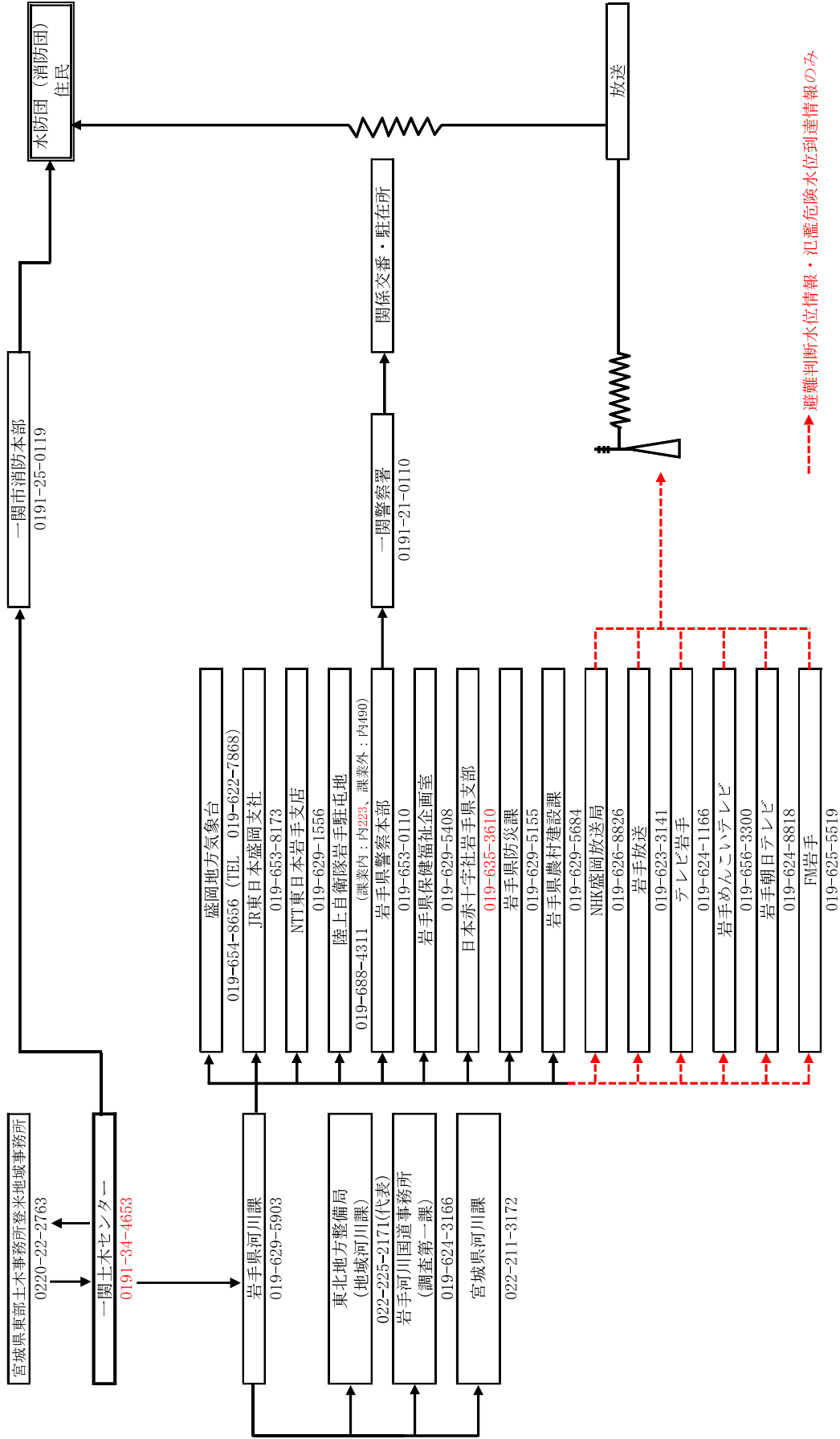
<岩崎川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>

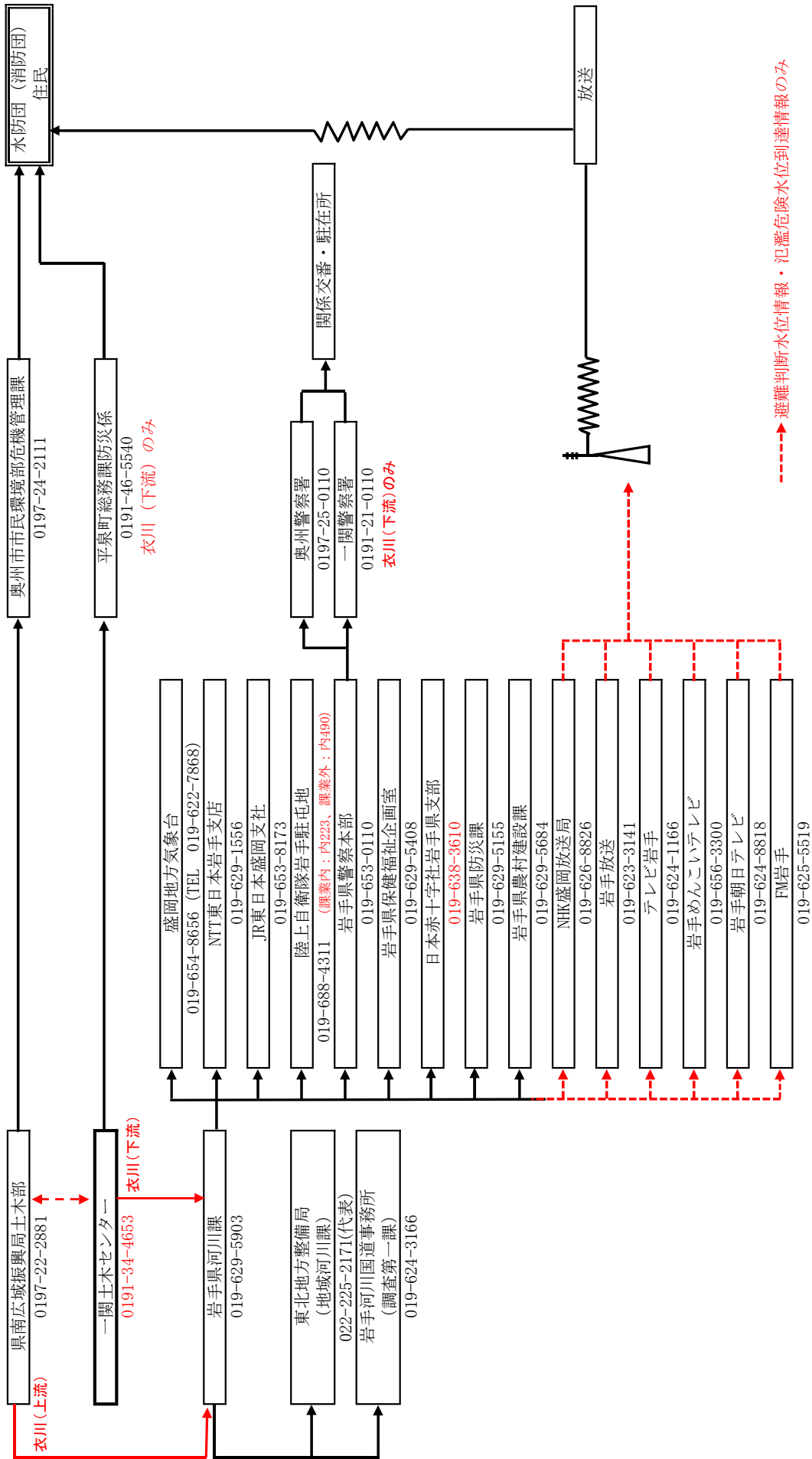


-----> 避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ

一関地区

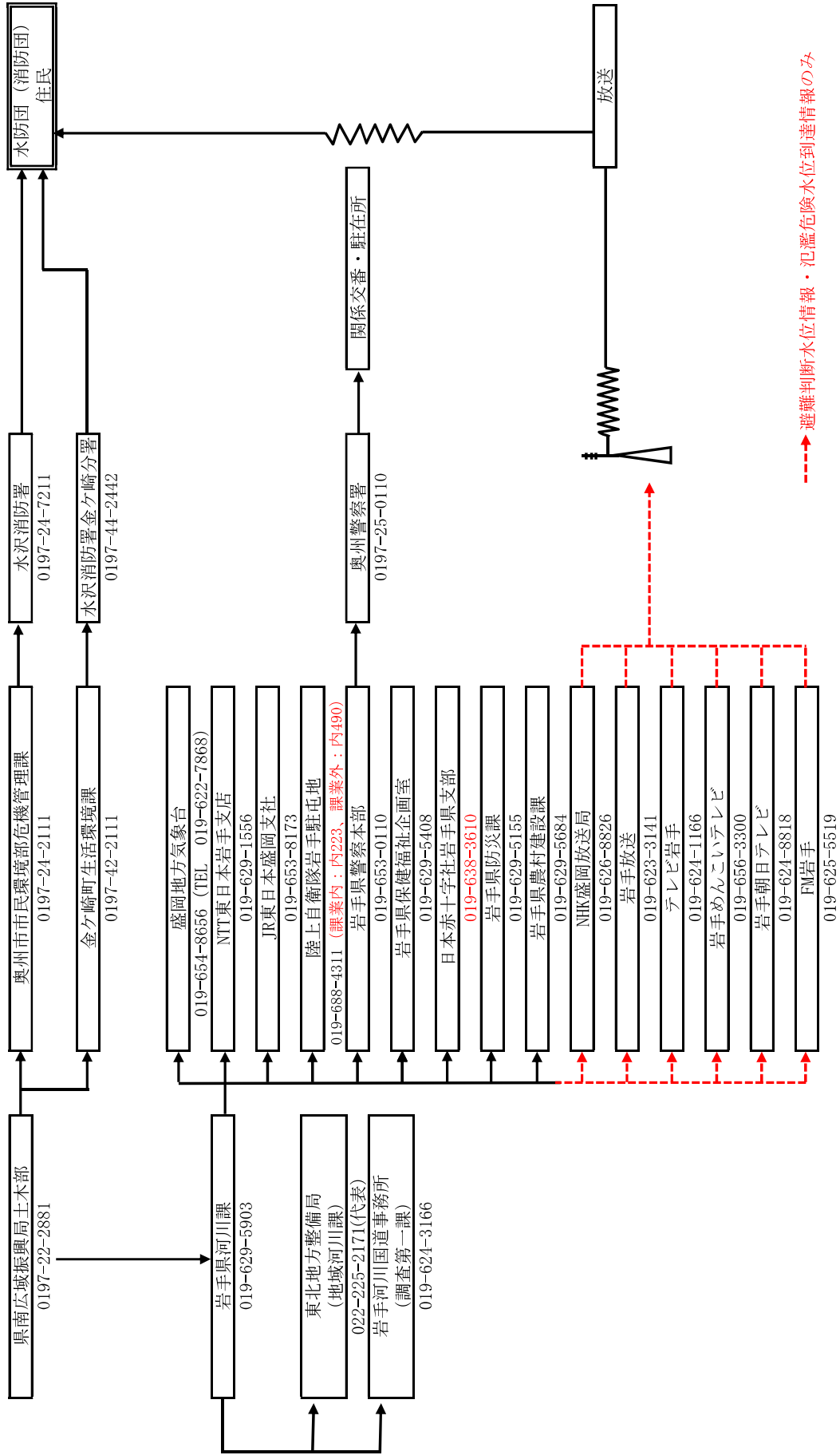
＜夏川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報＞





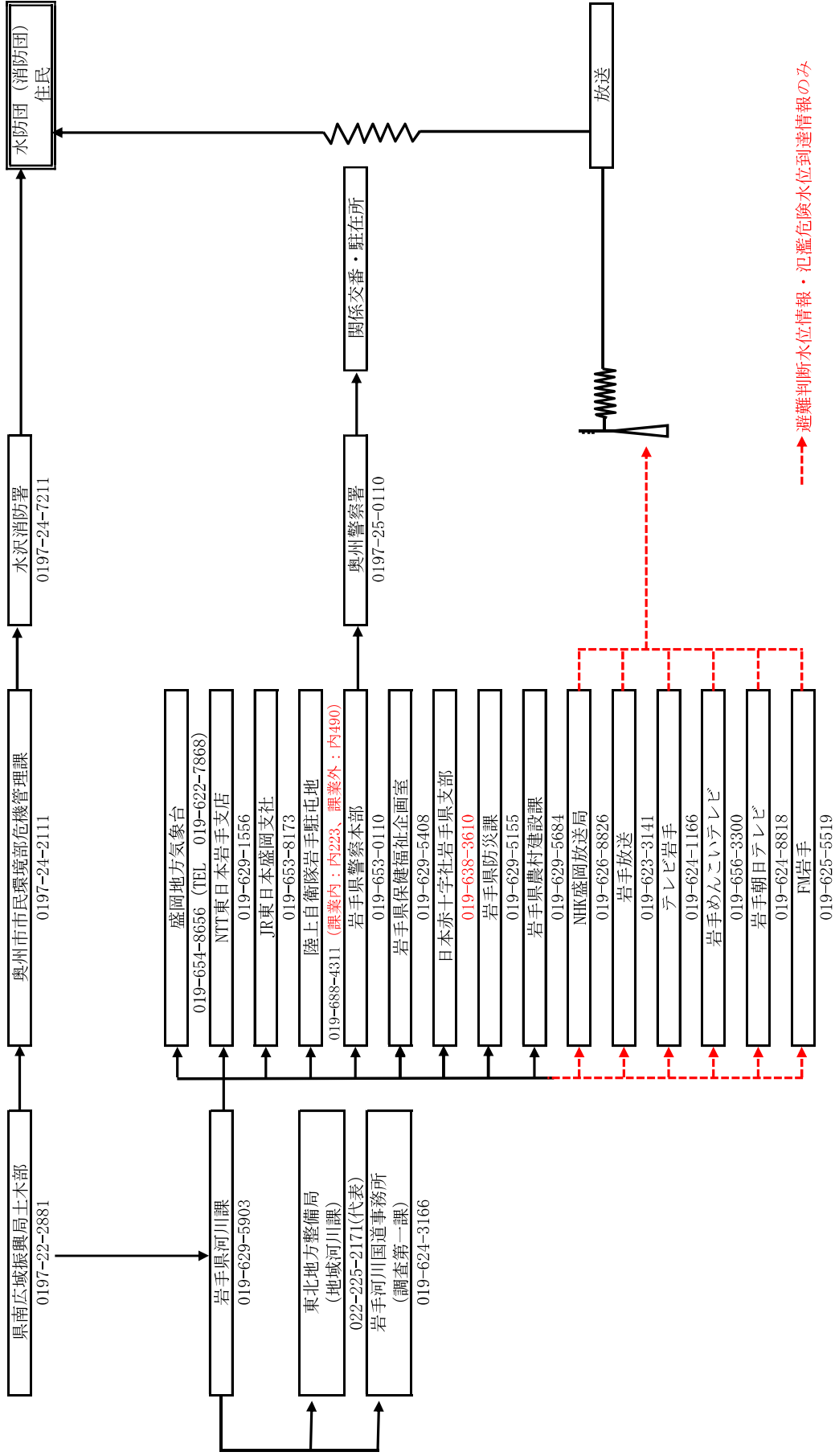
奥州地区

<胆沢川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



奥州地区

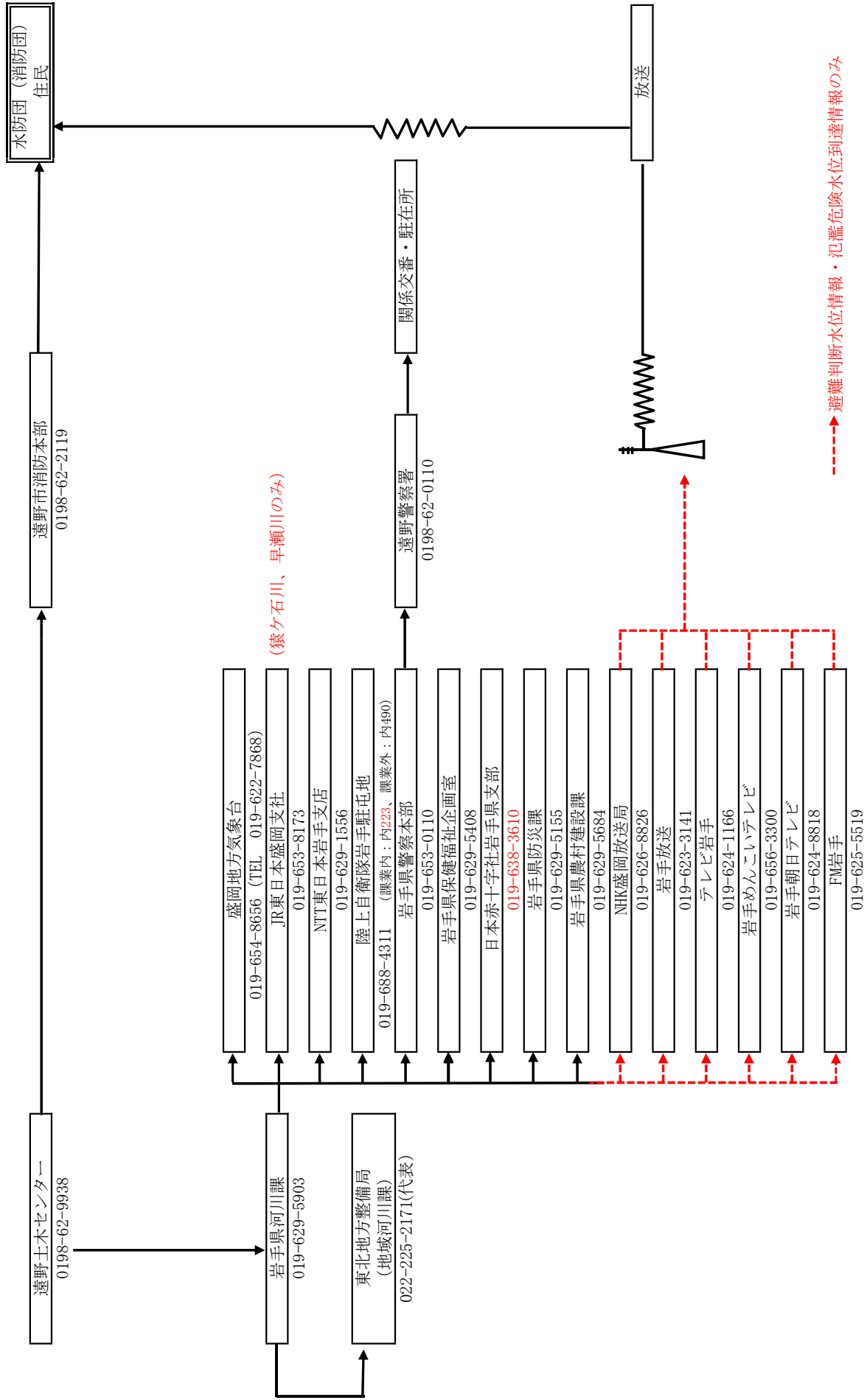
<人首川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



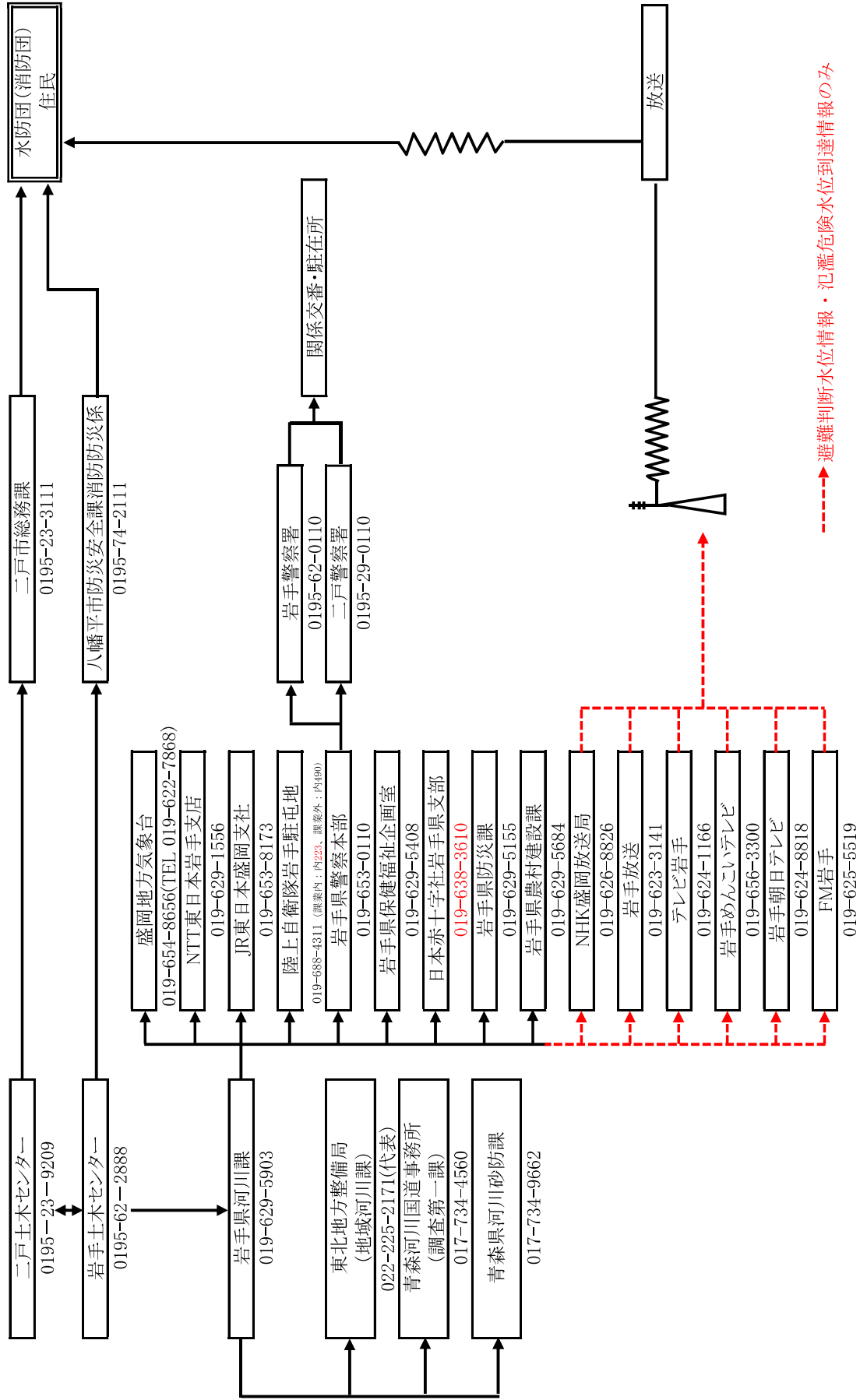


遠野地区

<猿ヶ石川、早瀬川、小鳥瀬川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



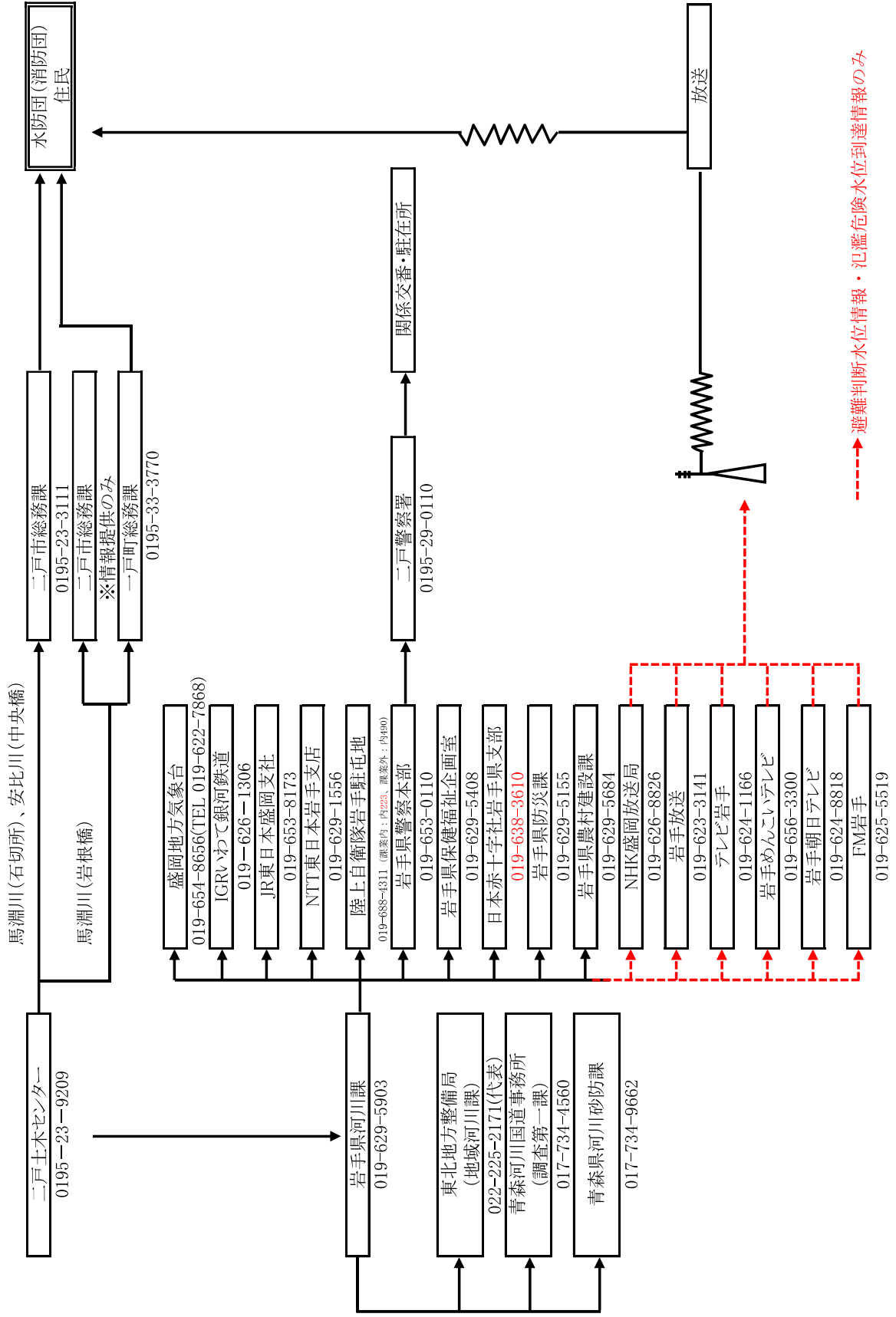
岩手地区、二戸地区(安比川(五日市橋)) <安比川(五日市橋) 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>





二戸地区(馬淵川、安比川)

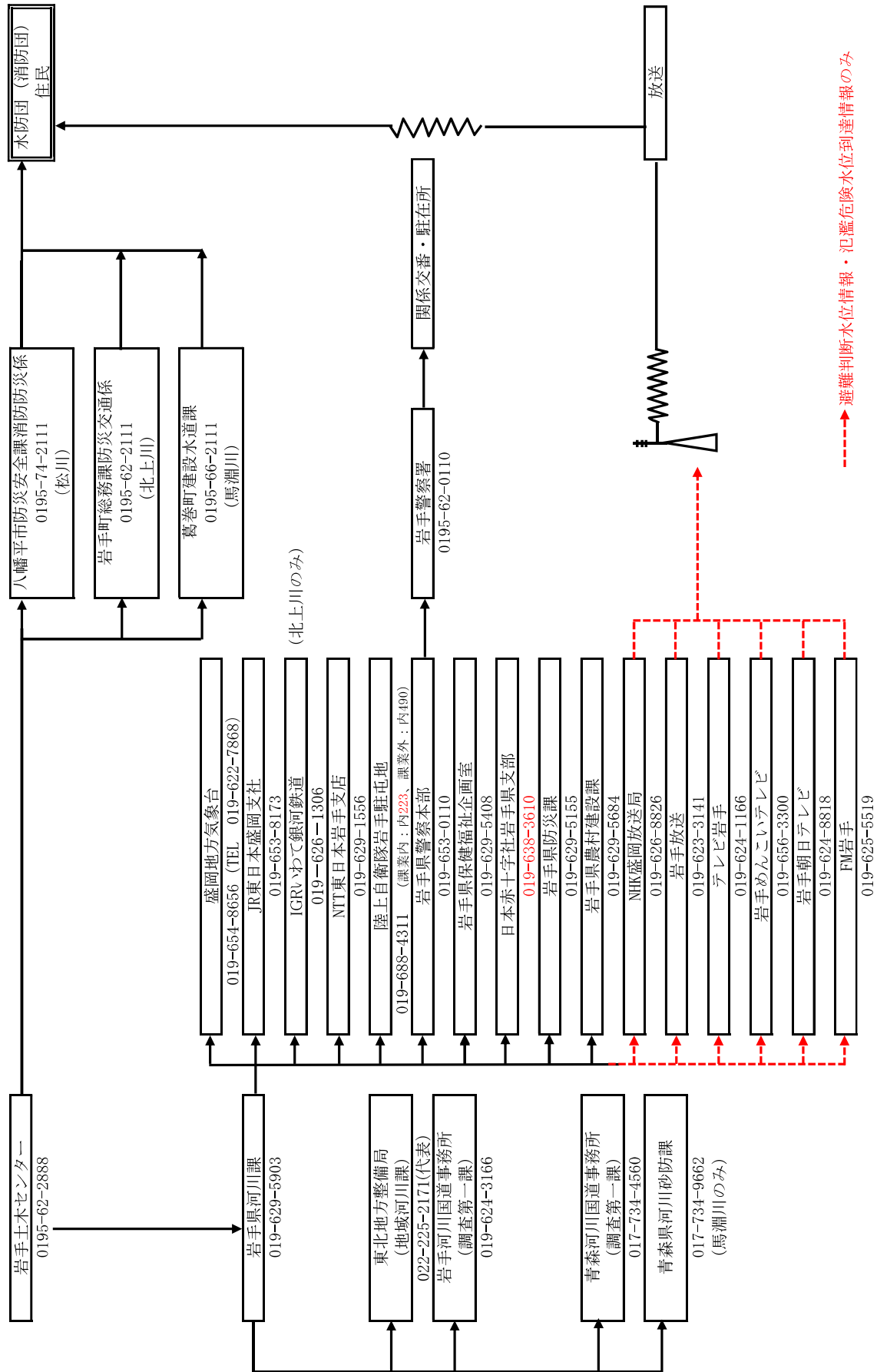
<馬淵川、安比川(中央橋) 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>



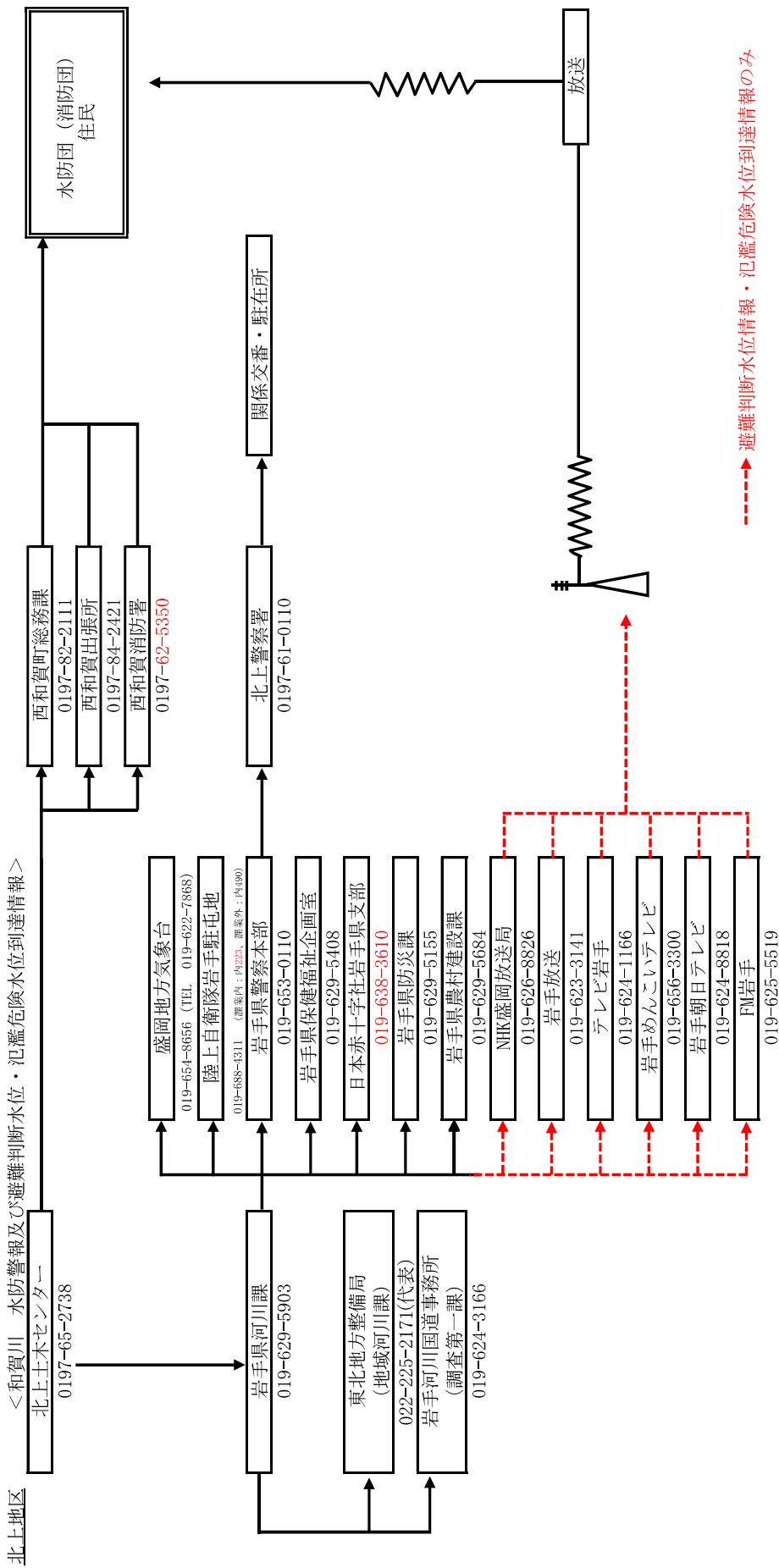
→ 避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ

岩手地区

<北上川、松川、馬淵川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報>

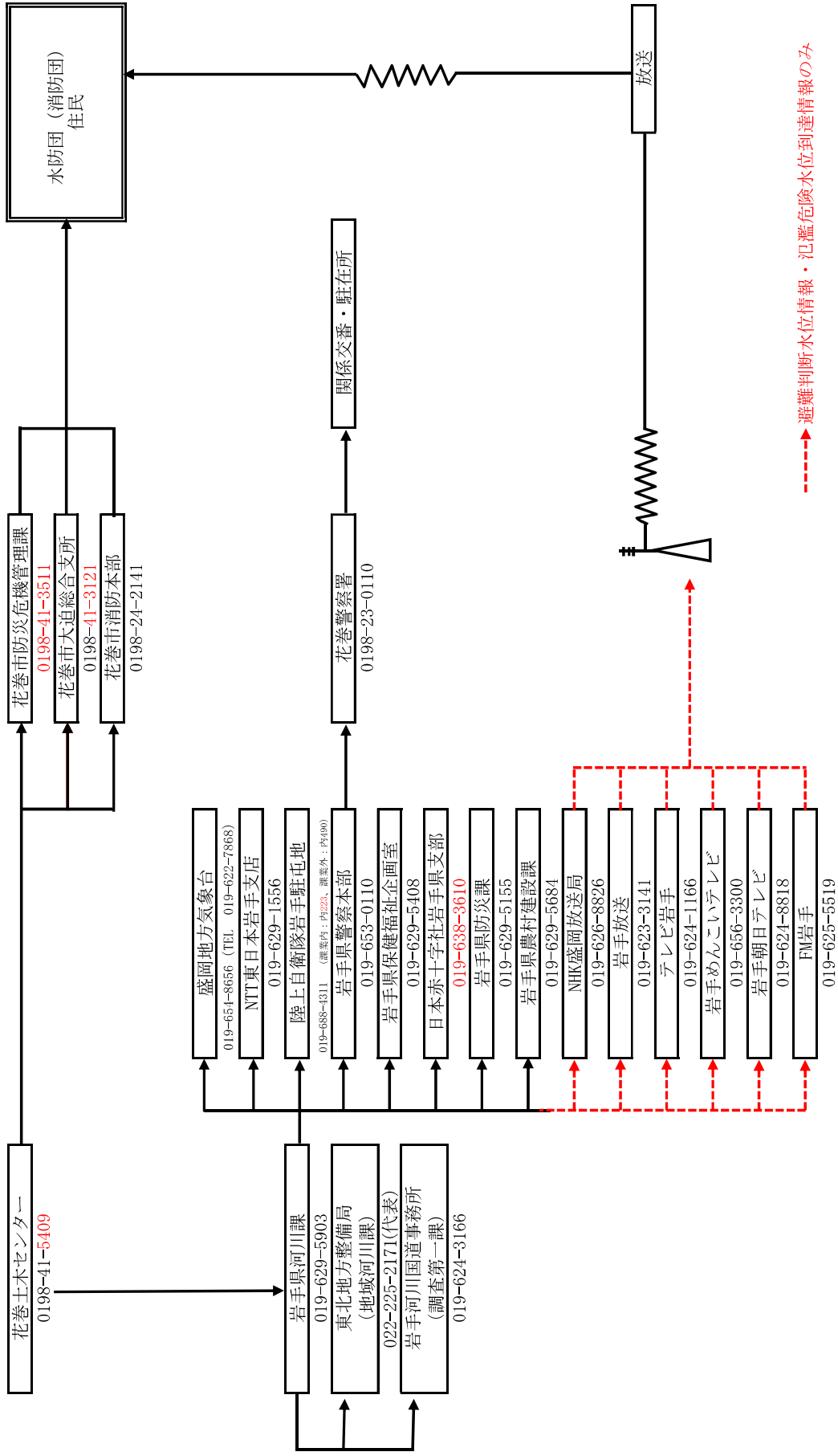


→ 避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ



花巻地区

< 稗貫川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報 >



図表5-1(総括表) 雨量の観測箇所一覧

	岩手県			青森県			国土交通省東北地方整備局			盛岡地方気象台			市町村、その他			計
	小計		テレメータ	小計		テレメータ	小計		テレメータ	小計		テレメータ	小計		テレメータ	
	自記	テレメータ		自記	テレメータ		自記	テレメータ		自記	テレメータ		自記	テレメータ		
盛岡広域振興局土木部管内	8		8		17	1	18	7		1	1	34				
岩手土木センター管内	2		2		11	1	12	4			0	18				
花巻土木センター管内	4		4		5	2	7	3	1		1	15				
北上土木センター管内	5		5		8		8	3		1	1	17				
県南広域振興局土木部管内	4		4		7	1	8	5			0	17				
一関土木センター管内 (千厩土木センター管内を除く)	4		4		4	1	5	2		2	2	13				
千厩土木センター管内	5		5		4	1	5	2		1	1	13				
大船渡土木センター管内	9		9			1	1	2	0		0	12				
遠野土木センター管内	5		5		7	1	8	2		1	1	16				
沿岸広域振興局土木部管内	7		7				0	2	0		0	9				
宮古土木センター管内	9		9				0	4		1	1	14				
岩泉土木センター管内	6		6				0	2	16	0	16	24				
県北広域振興局土木部管内	9		9				0	6		6	6	21				
二戸土木センター管内	6		6	6	6		6	3	8	2	10	31				
計	83	0	83	6	69	9	78	47	25	15	40	254				

図表5-1(管内別) 雨量の観測箇所一覧

※ 東日本大震災の地殻変動により、「緯度」「経度」「標高」は正確な情報ではないことがあります。

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
＜盛岡広域振興局土木部管内＞												
盛岡市	区界	岩手河川国道事務所	梁川第1地割		39° 39' 54"	141° 20' 41"	869	188	R2.7.11	S42.8.18	テレメータ-	公表、冬期閉局
盛岡市	盛岡	岩手河川国道事務所	上田 4-2-2	岩手河川国道事務所	39° 43' 12.6"	141° 8' 13.7"	144.6	206	H19.9.17	S45.6.3	テレメータ-	公表
盛岡市	浅岸	岩手河川国道事務所	新庄字中津川 42-1		39° 41' 50"	141° 20' 57"	560	183	H19.9.17	S31.1.16	自記	冬期閉局
盛岡市	御所	北上川ダム統合管理事務所	繫字山根 192-4	御所ダム	39° 41' 35"	141° 1' 34"	196	229	H25.8.9	S55.11.1	テレメータ-	
盛岡市	四十四田	北上川ダム統合管理事務所	下厨川字四十四田 1-197	四十四田ダム	39° 45' 14"	141° 8' 45"	174	184	H19.9.17	S43.1.1	テレメータ-	降雪量を含む
盛岡市	砂子沢	盛岡広域振興局土木部	砂子沢毛無森国有林529林班30小班		39° 34' 12"	141° 21' 0"	770			H8.1.19	テレメータ-	通報、公表
盛岡市	網取ダム	網取ダム	浅岸字二ツ森 25-34	網取ダム	39° 42' 34"	141° 12' 30"	220	177	H19.9.17	S58.4.1	テレメータ-	通報、公表
盛岡市	小貝沢	網取ダム	新庄字小貝沢 69-2		39° 42' 25"	141° 16' 29"	340	146	H19.9.17	S58.4.1	テレメータ-	通報、公表
盛岡市	浅岸	網取ダム	新庄字中津川 43-5		39° 42' 38"	141° 20' 19"	560	148	H19.9.17	H15.3.14	有線テレメータ-	通報、公表
盛岡市	盛岡	気象庁	山王町 7-60	盛岡地方気象台	39° 41.9'	141° 9.9'	155	198	H19.9.17	T12.9.1	7㊦ス	
盛岡市	芋田橋	北上川ダム統合管理事務所	好摩字上山27-1地先		39° 52' 20"	141° 10' 41"	194	147	H14.7.11	S60.4.1	テレメータ-	
盛岡市	岩洞	北上川ダム統合管理事務所	藪川字外山 24-130		39° 49' 26"	141° 22' 10"	780	117	H19.9.17	S42.8.18	テレメータ-	公表
盛岡市	好摩	気象庁	好摩字芋田向		39° 52.1'	141° 10'	205	152	H19.9.17	S50.5.22	7㊦ス	
盛岡市	藪川	気象庁	藪川字外山		39° 47'	141° 19.7'	680	147	H19.9.17	S50.11.13	7㊦ス	
雫石町	藪根田	岩手河川国道事務所	長山狼沢11-1		39° 45' 15.8"	140° 57' 49.8"	277.7	244	H19.9.17	S34.8.1	テレメータ-	公表
雫石町	西安庭	岩手県農村建設課	西安庭第40地割字片子沢 72-3		39° 39' 16"	140° 59' 0"	190	122	S62.8.16	S56.10.1	テレメータ-	公表
雫石町	御神坂沢	岩手河川国道事務所(砂防)	大字長山字網張国有林191林班内		39° 48' 31"	140° 59' 39"		210	H19.9.17	H12.11.15	有線テレメータ-	
雫石町	橋場	北上川ダム統合管理事務所	大字橋場第1地割坂本127		39° 43' 6"	140° 51' 27"	440	351	H25.8.9	S45.10.8	テレメータ-	公表
雫石町	玄武	北上川ダム統合管理事務所	大字西根第1地割字柏木平 5-3		39° 46' 49"	140° 56' 48"	360	249	H19.9.17	S45.10.8	テレメータ-	公表
雫石町	着木場	北上川ダム統合管理事務所	大字御明神第20地割字幅 22-1		39° 41' 23"	140° 56' 43"	200	329	H25.8.9	S45.10.8	テレメータ-	公表
雫石町	滝ノ上	北上川ダム統合管理事務所	長山東郷根田国有林177林班と小班		39° 49' 46"	140° 52' 34"	620	239	H19.9.17	S46.9.1	テレメータ-	公表、冬期閉局
雫石町	男助	北上川ダム統合管理事務所	大字南畑第20地割字赤滝 7-6		39° 36' 49"	140° 56' 31"	250	306	H19.9.17	S45.10.8	テレメータ-	公表
雫石町	網張	北上川ダム統合管理事務所	大字長山網張1-1国有林 182-ち林小班		39° 50' 6"	140° 56' 3"	1160	237	H19.9.17	S46.9.1	テレメータ-	公表

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
雫石町	葛根田	気象庁	西根第3地割上篠崎		39° 46.6'	140° 56.7'	350	253	H19.9.17	S52.7.5	7㊦ス	
雫石町	雫石	気象庁	第40地割字千刈田		39° 41.8'	140° 58.5'	195	264	H25.8.9	S49.11.1	7㊦ス	
矢巾町	南昌山	盛岡広域振興局土木部	南昌山国有林 430林班は1小班		39° 36'58"	141° 3'38"	580			H8.1.19	テレメータ-	通報、公表※
紫波町	紫波	岩手河川国道事務所	犬吠森境121	紫波橋水位観測所	39° 33'8.8"	141° 10'32.2"	99.4	201	H25.8.9	S42.7.27	テレメータ-	公表
紫波町	大森山	岩手河川国道事務所	土館天間沢43		39° 32'27"	141° 2'12"	441	281	H19.9.17	S46.10.7	テレメータ-	公表、冬期閉局
紫波町	紫波	気象庁	稲藤字七郷		39° 32.8'	141° 7.6'	125	220	H19.9.17	S51.11.30	7㊦ス	
紫波町	志和	紫波町	上平沢字川原田 15	山王梅土地改良区	39° 33'10"	141° 6'17"	143	147	S45.8.1	S42.6.12	自記	
滝沢市	馬返し	岩手河川国道事務所(砂防)	上岩手山 288-6		39° 49'57"	141° 04'30"		212	H19.9.17	H12.11.15	有線テレメータ-	
滝沢市	柳沢	盛岡広域振興局土木部	大石渡 166-2		39° 48'59"	141° 4'33"	380			H8.1.19	テレメータ-	通報、公表
滝沢市	滝沢	気象庁	湯舟沢		39° 46.8'	141° 5.8'	210	184	H19.9.17	H17.10.21	7㊦ス	
盛岡市	築川㊦ム	盛岡広域振興局土木部	川目第1地割124番地11								テレメータ-	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈岩手土木センター管内〉												
八幡平市	荒沢	青森河川国道事務所	荒屋新町 314-41		40° 6' 08"	141° 2' 37"	380	171	H19.9.17	S13.1	レベルター-	公表、冬期閉局
八幡平市	荒屋	気象庁	叭田		40° 6.2'	141° 3'	290	168	H19.9.17	S51.11.22	7メース	
八幡平市	東八幡平	岩手河川国道事務所(砂防)	松尾奇木第1地割字沼利 495-3		39° 53' 58"	140° 59' 26"		202	H19.9.17	H12.3.1	レベルター-	
八幡平市	松川	北上川ダム統合管理事務所	大字奇木字松川国有林		39° 52' 51"	140° 56' 20"	780	232	H19.9.17	S63.4.1	レベルター-	公表
八幡平市	松尾	北上川ダム統合管理事務所	大字奇木字赤川国有林 478小班		39° 57' 1"	140° 55' 41"	1012	269	H19.9.17	S42.8.18	レベルター-	公表
八幡平市	野駄	北上川ダム統合管理事務所	野駄第27地割550		39° 56' 14"	141° 4' 31"	396	173	H25.9.16	S42.8.18	レベルター-	公表
八幡平市	小松尾	岩手土木センター	大字松尾第1地割字小松尾 180-1		40° 0' 45"	140° 59' 56"	550			H8.1.19	レベルター-	通報、公表、冬期閉局
八幡平市	岩手松尾	気象庁	野駄		39° 57.1'	141° 3.9'	275	180	H19.9.17	S49.11.1	7メース	
八幡平市	三ツ森	北上川ダム統合管理事務所	大字平笠第24地割254-7		39° 52' 55"	141° 2' 47"	521	211	H19.9.17	S62.4.23	レベルター-	公表
八幡平市	寺田	北上川ダム統合管理事務所	寺田第25地割 77-6		40° 2' 20"	141° 6' 41"	430	179	H19.9.17	S63.5.20	レベルター-	公表
葛巻町	五日市	青森河川国道事務所	字江刈第23地割 54-1		39° 58' 52"	141° 30' 02"	480	160	H18.10.7	S45.3	レベルター-	公表
葛巻町	小倉瀬	青森河川国道事務所	字葛巻28地割 22-5		39° 58' 56"	141° 24' 24"	510	145	H18.10.7	S45.3	レベルター-	公表
葛巻町	中外川	岩手土木センター	江刈第42地割町道敷		39° 55' 52"	141° 26' 37"	780			H8.1.19	レベルター-	通報、公表、冬期閉局
葛巻町	葛巻	気象庁	葛巻第7地割字元町		40° 2.4'	141° 27.4'	418	146	H18.10.7	S49.11.1	7メース	
岩手町	一方井	気象庁	大字一方井第15地割		39° 58.4'	141° 10'	285	83.5	H30.5.18	H26.9.3	7メース	
岩手町	御堂	岩手河川国道事務所	沼宮内第31地割 17-23		40° 2' 24.4"	141° 14' 38.2"	330	138	S33.9.17	T12.12.1	自記	冬期閉局
岩手町	沼宮内	北上川ダム統合管理事務所	沼宮内第11地割字寺山 121-2		39° 58' 36"	141° 13' 45"	321	128	H14.7.11	S42.8.18	レベルター-	公表
岩手町	北山形	北上川ダム統合管理事務所	大字川口第41地割1127-2		39° 56' 22"	141° 19' 28"	455	119	H12.7.18	S62.4.23	レベルター-	公表



市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈花巻土木センター管内〉												
花巻市	花巻	岩手河川国道事務所	高木第14地割	朝日橋水位観測所	39° 23' 29.6"	141° 7' 49.4"	76.5	239	S57.8.30	S44.3.17	テレメータ-	公表
花巻市	駒頭	岩手河川国道事務所	湯口細野		39° 25' 39"	140° 58' 02"	500	290	H19.9.17	S45.11.27	テレメータ-	公表、冬期閉局
花巻市	豊沢	岩手河川国道事務所	鉛字北豊沢山 67	豊沢ダム	39° 28' 50.2"	140° 58' 4.4"	110	267	H19.9.17	S41.12.1	自記	冬期閉局
花巻市	花巻温泉	花巻土木センター	台第2地割 114-5	花巻温泉	39° 26' 52"	141° 4' 15"	135	246	H19.9.17	H11.3.1	テレメータ-	通報、公表
花巻市	豊沢	気象庁	北豊沢山国有林		39° 28.8'	140° 58.1'	300	275	H19.9.17	S58.11.16	7㊦ス	
花巻市	花巻	花巻市	材木町 12-6	花巻市中央消防署	39° 23' 1"	141° 6' 45"	84	162.5	H14.7.11	H4.4.1	テレメータ-	
花巻市	早池峰	岩手河川国道事務所	大迫町内川目鞆頭山		39° 32' 36"	141° 28' 55"	1120	214	H19.9.7	S46.10.7	テレメータ-	公表、冬期閉局
花巻市	大迫	岩手河川国道事務所	大迫町亀ヶ森第1地割 15-3		39° 28' 40.8"	141° 15' 55.4"	214.3	206	S57.8.30	S44.6.18	テレメータ-	公表
花巻市	合石	岩手河川国道事務所	大迫町外川目 8-114		39° 28' 40"	141° 22' 27"	450	149	H19.9.17	S42.8.1	自記	公表、冬期閉局
花巻市	岳	花巻土木センター(早池峰ダム)	大迫町内川目岳山国有 森林 261林班イ小班		39° 31' 50"	141° 25' 24"	566	148	H19.9.17	H12.1.12	テレメータ-	通報、公表
花巻市	早池峰ダム	花巻土木センター(早池峰ダム)	大迫町内川目10地割24番11	早池峰ダム管理所	39° 31' 48"	141° 20' 29"	323	172	H19.9.17	H12.1.12	テレメータ-	通報、公表
花巻市	大迫	気象庁	大迫町大迫第13地割		39° 28.2'	141° 16.7'	150	156	H19.9.17	S49.11.1	7㊦ス	
花巻市	田瀬	北上川ダム統合管理事務所	東和町田瀬第39地割 1-3	田瀬ダム	39° 20' 43"	141° 19' 5"	215	159	H19.9.17	S24.11.1	テレメータ-	公表
花巻市	石鳩岡	花巻土木センター	東和町石鳩岡8区 472		39° 24' 30"	141° 16' 4"	195	138	H14.7.10	H11.3.1	テレメータ-	通報、公表
花巻市	花巻	気象庁	葛第3地割 183-1	花巻航空気象観測所	39° 25.7'	141° 8.1'	90	201	H19.9.17	H15.1.1	7㊦ス	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈北上土木センター管内〉												
北上市	岩崎新田	岩手河川国道事務所	和賀町岩崎新田 2-47-8		39° 14' 31.6"	140° 59' 5.9"	235.7	275	S63.8.28	S42.6.8	テレメータ-	公表
北上市	北上	岩手河川国道事務所	稲瀬町岩脇地内	男山水位観測所	39° 15' 39.6"	141° 7' 20.9"	59.6	185	H13.8.1	S46.5.1	テレメータ-	公表
北上市	口内	北上土木センター	口内町久田 314		39° 17' 17"	141° 12' 41"	130			H13.3.1	テレメータ-	通報、公表
北上市	尻平	北上土木センター	和賀町横川目 25-58-5		39° 26' 39"	140° 59' 8"	173			H13.3.1	テレメータ-	通報、公表
北上市	北上	北上土木センター	芳町2番8号	北上地区合同庁舎	39° 17' 3"	141° 6' 54"	62.3	248.5	S57.8.30	S19.9.1	テレメータ-	通報、公表
北上市	夏油	北上土木センター(入畑ダム)	和賀町岩崎新田1地割201	夏油温泉	39° 12' 37"	140° 53' 27"	570			H2.6.30	テレメータ-	公表
北上市	入畑ダム	北上土木センター(入畑ダム)	和賀町岩崎新田1地割171	入畑ダム管理所	39° 13' 54"	140° 56' 28"	350			H2.6.30	テレメータ-	公表
北上市	北上	気象庁	芳町		39° 17' 3'	141° 6.6'	61	213	S57.8.30	S49.11.1	7メース	
北上市	柳原	北上市	柳原二丁目 3番6号	北上消防署	39° 17' 25"	141° 6' 46"	65	248	S57.8.30	S52.4.1	自記	
西和賀町	湯川	北上川ダム統合管理事務所	字鷹之巣 国有林1343と内林小班内		39° 16' 53"	140° 47' 6"	520	235	H13.8.1	S33.11.4	テレメータ-	公表
西和賀町	湯田	北上川ダム統合管理事務所	杉名畑44地割 162-3	湯田ダム	39° 18' 11"	140° 53' 0"	240	255	H13.8.1	S38.4.1	テレメータ-	公表
西和賀町	湯田	気象庁	上野々第39地割		39° 18.6	140° 46.6'	250	252	H13.8.1	S49.11.1	7メース	
西和賀町	桐沢	北上川ダム統合管理事務所	花巻越山 国有林 1064-イ全林小班		39° 27' 22"	141° 50' 40"	760	249	H19.9.17	S33.11.1	テレメータ-	公表、冬期閉局
西和賀町	高下	北上川ダム統合管理事務所	沢内字若畑第3地割647-1		39° 33' 12"	140° 48' 45"	480	312	H19.9.17	S33.11.4	テレメータ-	公表、冬期閉局
西和賀町	新町	北上川ダム統合管理事務所	沢内字鑛飯19地割238-2		39° 23' 56"	140° 46' 9"	290	220	H19.9.17	S33.11.4	テレメータ-	公表
西和賀町	本内	北上川ダム統合管理事務所	本内山口国有林1164へ全林小班		39° 26' 55"	140° 44' 1"	690	232	S40.7.15	S33.11.4	テレメータ-	公表、冬期閉局
西和賀町	沢内	気象庁	沢内字沢4地割		39° 32.9'	140° 50.6'	407	170.5	H29.8.24	H29.7.11	7メース	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈県南広域振興局土木部管内〉												
奥州市	水沢	岩手河川国道事務所	水沢東大通一丁目 2-14	水沢出張所	39° 8' 24.9"	141° 8' 50.8"	59.2	158	H13.8.1	S45.11.27	レベルター-	公表
奥州市	水沢	県南広域振興局土木部	水沢大手町 1-2	県南広域振興局	39° 8' 39"	141° 8' 20"	50.2	285	S23.9.16	不明	レベルター-	通報、公表
奥州市	大平	岩手河川国道事務所	江刺田原大平 24-1		39° 7' 10.2"	141° 15' 13.4"	161.9	185	H2.11.4	S44.6.18	レベルター-	公表
奥州市	伊手	県南広域振興局土木部	江刺伊手角屋 136	上伊手地区生活改善 センター	39° 9' 58"	141° 19' 23"	225	108	R1.10.12		レベルター-	通報、公表
奥州市	梁川	県南広域振興局土木部	江刺梁川字藤瀬戸589	梁川総合運動場	39° 17' 13"	141° 15' 58"	170	82	R1.10.12		レベルター-	通報、公表
奥州市	江刺	気象庁	江刺愛宕字八日市		39° 11'	141° 9.7'	42	216	H13.8.1	S49.11.1	7㊦ス	
奥州市	米里	気象庁	江刺米里字荒田表		39° 14'	141° 18.6'	170	135	H2.11.4	S51.9.9	7㊦ス	
奥州市	胆沢	北上川ダム統合管理事務所	胆沢若柳字横岳前山 6	胆沢ダム	39° 7' 31"	140° 55' 10"	365.6	120	H25.9.16	H25.3.22	レベルター-	公表
奥州市	尿前	北上川ダム統合管理事務所	胆沢若柳字横岳前山1-1 (横岳前山国有林 123㉮1小班)		39° 6' 40"	140° 53' 05"	685	151	H25.9.16	H25.3.22	レベルター-	公表、冬期閉局
奥州市	横岳	北上川ダム統合管理事務所	胆沢若柳字横岳1 (横岳国有林106林班㉮3小班)		39° 8' 5"	140° 48' 4"	670	280	H19.9.7	S42.11.16	レベルター-	公表、冬期閉局※
奥州市	前川	北上川ダム統合管理事務所	胆沢若柳字前前山118		39° 3' 7"	140° 51' 11"	430	160	H25.9.16	H25.3.22	レベルター-	公表、冬期閉局
奥州市	若柳	気象庁	胆沢若柳字倉館		39° 8.4'	141° 3.8'	97	150	H14.7.11	S49.11.1	7㊦ス	
奥州市	衣川	岩手河川国道事務所	衣川下大森 198-21		39° 2' 52"	140° 58' 28"	530	241	H19.9.7	S46.10.7	レベルター-	公表、冬期閉局
奥州市	衣川日記	岩手河川国道事務所	衣川古戸 403-1	衣川中学校	39° 2' 27"	141° 4' 2.0"	80	210	H2.11.4	S26.8.1	日記	冬期閉局
奥州市	衣川	気象庁	衣川懸田		39° 3'	141° 2.7'	75	146	H19.9.7	S50.5.25	7㊦ス	
金ヶ崎町	金ヶ崎	気象庁	西根千貫石		39° 13.5'	141° 0.9'	170	134	H19.9.17	H17.10.19	7㊦ス	
金ヶ崎町	川目	県南広域振興局土木部	西根二葉 1-108	川目公民館	39° 11' 28"	141° 3' 5"	110	181	R1.10.12		レベルター-	通報、公表

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈一関土木センター管内〉												
一関市	一関	岩手河川国道事務所	釣山	釣山水位観測所	38° 55' 38.8"	140° 7' 43.6"	37.2	135	H19.9.7	S43.5.30	テレメータ-	公表
一関市	栗駒	岩手河川国道事務所	巖美町字祭時		38° 58' 51"	140° 46' 10"	1126	348	S56.8.22	S44.6.18	テレメータ-	公表、冬期閉局
一関市	市野々	岩手河川国道事務所	萩荘字赤猪子 119-34		38° 53' 46"	140° 59' 01"	241	197	S50.10.7	S46.10.7	テレメータ-	公表、冬期閉局
一関市	本寺	岩手河川国道事務所	巖美町字若井原 159-3		38° 58' 28.8"	140° 56' 21.8"	191.1	335	S21.7.3	S21.1.1	テレメータ-	公表
一関市	一関	一関土木センター	竹山町 7-5	一関地区合同庁舎	38° 56' 9"	141° 7' 38"	37	252.6	S23.9.16	S15.5.1	テレメータ-	公表
一関市	山谷	一関土木センター	巖美町字入道 200	一関市巖美市民センター 山谷分館	38° 58' 8"	141° 0' 3"	160			H5.4.1	テレメータ-	公表、冬期閉局
一関市	一関	気象庁	竹山町7-2	一関市役所本庁構内	38° 56'	141° 7.5'	32	153	S61.8.5	S49.11.1	7メース	
一関市	祭時	気象庁	巖美町字祭時		39° 0.7'	140° 51.9'	350	300	S63.8.29	S50.5.21	7メース	
一関市	山目	一関市	山目字中野 140-3	一関市消防本部一関 西消防署	38° 55' 53"	141° 7' 19"	44	90.5	H23.9.21	H7.1.19	自記	
一関市	太田沼	一関土木センター	花泉町永井字鞍懸山202	大田沼排水樋管	38° 45' 16"	141° 12' 38"	33			H9.4.1	テレメータ-	公表
一関市	老松橋	一関土木センター	花泉町老松字水沢193	花泉総合福祉セ ンター前庭	38° 49' 58"	141° 11' 38"	33			H9.4.1	テレメータ-	公表
平泉町	平泉	平泉町	平泉町志羅山 45-2	平泉町役場	38° 49' 1"	141° 49' 42"	27.3			S50.4.1	自記	
栗原市	萩野	岩手河川国道事務所	宮城県栗原市金成有壁館下 61	萩野小学校	38° 52' 8.7"	141° 7' 25.5"	75	158	H19.9.7	S29.8.1	自記	所在地は「宮城県栗原市」 冬期閉局

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈千原土木センター管内〉												
一関市	田河津	岩手河川国道事務所	東山町田河津高金 249-7		39° 00' 48.7"	141° 14' 4.5"	126.5	143	H2.11.4	S29.8.1	テレメータ-	公表
一関市	東山	一関市	東山町長坂字西本町 105-1	一関市役所東山支所	38° 59' 35"	141° 15' 23"	34	149.8	H14.7.11	S52.8.26	自記	
一関市	大原	岩手河川国道事務所	大東町大原川内 96-1	一関市役所大東支所	39° 1' 2.2"	141° 23' 44.0"	145.3	141	H25.7.26	H2.2.12	テレメータ-	公表
一関市	摺沢	千原土木センター	大東町摺沢字菅生前 61-7	大東中学校東約300m	39° 0' 16.8"	141° 20' 13.6"	150			H8.5.1	テレメータ-	通報、公表
一関市	中川	千原土木センター	大東町中川字上の山59-2	(旧)京津畑小学校	39° 6' 54"	141° 23' 18"	320			H8.5.1	テレメータ-	通報、公表
一関市	千原	千原土木センター	千原町字千原字北方 85-2	千原行政センター	38° 54' 58"	141° 20' 1"	100	159.7	S23.9.16	H8.5.1	テレメータ-	通報、公表
一関市	千原	気象庁	千原町千原字北方		38° 55.3'	141° 19.8'	120	135	S61.8.5	S49.11.1	7マス	
一関市	諏訪前	岩手河川国道事務所	川崎町薄衣字諏訪前 2-1	諏訪前水位観測所	38° 53' 59.3"	141° 15' 45.9"	27.6	126	H14.7.11	S41.7.19	テレメータ-	公表
一関市	津谷川	千原土木センター	室根町津谷川字高山 6-17	黒地田畔	38° 51' 10"	141° 24' 24"	150			H8.5.1	テレメータ-	通報、公表
一関市	大東	気象庁	大東町猿沢字上ノ洞		39° 2.3'	141° 17.8'	140	118.5	H25.7.26	H17.10.20	7マス	
一関市	藤沢	岩手河川国道事務所	藤沢町藤沢町裏 187	一関市役所藤沢支所	38° 51' 30.0"	141° 20' 53.4"	186	164	S33.9.26	S29.8.1	自記	冬期閉局
一関市	中川	岩手河川国道事務所	大東町中川字久保田		39° 4' 40"	141° 23' 7"	200	178	H13.8.1	S28.11.1	テレメータ-	冬期閉局
一関市	加妻川水門	千原土木センター	川崎町薄衣字高館		38° 53' 46"	141° 06' 38"				H27.4	テレメータ-	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈大船渡土木センター管内〉												
陸前高田市	的場	大船渡土木センター	矢作町字的場 97-140		39° 6' 27"	141° 30' 28"	556			S63.4.1	テレメータ-	通報、公表
陸前高田市	矢作	大船渡土木センター	矢作町管内 31-4		39° 0' 40"	141° 31' 21"	450			H11.4.1	テレメータ-	通報、公表
大船渡市	大船渡	大船渡土木センター	猪川町字前田 6-1	大船渡地区合同庁舎	39° 5' 31"	141° 42' 28"	46	272	S52.5.16	S30.10.1	テレメータ-	通報、公表
大船渡市	綾里	大船渡土木センター(綾里川ダム)	三陸町綾里字坂本 86	綾里川ダムサイト	39° 3' 36"	141° 46' 58"	120	148	H12.7.8	H12.1.14	テレメータ-	通報、公表
大船渡市	鷹生	大船渡土木センター(鷹生ダム)	日頃市町字上甲子11-16	県道敷	39° 9' 58"	141° 43' 13"	390			H17.4.28	テレメータ-	
大船渡市	大船渡	気象庁	大船渡町字赤沢	大船渡特別地域気象 観測所	39° 3' 8"	141° 42' 8"	37	200	S52.5.16	S38.8.1	7㍉ス	
住田町	姥石	岩手河川国道事務所	世田米字子飼沢 30	種山牧野	39° 10' 48.7"	141° 23' 32.7"	624	185	S56.8.22	S42.8.1	自記	冬期閉局
住田町	上有住	大船渡土木センター	上有住字和田野 15-2	住田町高齢者生活セ ンター「アールス」	39° 11' 29"	141° 36' 13"	178			H11.4.1	テレメータ-	通報、公表
住田町	男火山	大船渡土木センター	下有住字奥火の土 198-65		39° 12' 59"	141° 30' 0"	717.9			S58.4.1	テレメータ-	通報、公表
住田町	六郎峠	大船渡土木センター	上有住字中卒 172-74		39° 10' 18"	141° 40' 10"	520			S62.4.1	テレメータ-	通報、公表
住田町	子飼沢	住田整備事務所	世田米字子飼沢3-2		39° 08' 51"	141° 26' 40"	354			H31.3.5	テレメータ-	通報、公表
住田町	住田	気象庁	世田米字川向		39° 8' 5"	141° 34' 4"	80	224	S54.10.19	S52.10.20	7㍉ス	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈遠野土木センター管内〉												
遠野市	丸森	北上川ダム統合管理事務所	小友町丸森山 11-160		39° 14' 21"	141° 25' 4"	692	155	S56.8.22	S39.5.30	テレメータ-	公表、冬期閉局
遠野市	琴畑	北上川ダム統合管理事務所	土淵町琴畑 7-45-2		39° 25' 5"	141° 39' 29"	672	239	H28.8.30	S39.6.3	テレメータ-	公表
遠野市	小森	北上川ダム統合管理事務所	上郷町平倉 21 廻立		39° 15' 58"	141° 33' 6"	617	192	S56.8.22	S40.6.10	テレメータ-	公表、冬期閉局
遠野市	松崎	北上川ダム統合管理事務所	松崎町駒木 19 地割松木田 39-2		39° 21' 34"	141° 32' 59"	271.5	142	H19.9.7	S39.6.3	テレメータ-	公表
遠野市	大黒森	北上川ダム統合管理事務所	附馬牛町上附馬牛 19-408		39° 29' 51"	141° 31' 7"	575	156	S62.8.16	S39.9.8	テレメータ-	公表
遠野市	六角牛	北上川ダム統合管理事務所	青笹町字糖前 40-75		39° 18' 58"	141° 37' 59"	751	253	H28.8.30	S41.4.13	テレメータ-	公表、冬期閉局
遠野市	遠野	遠野土木センター	大日町 1-22	遠野行政センター	39° 16' 47"	141° 33' 0"	255	259.3	S23.9.16	S53.5.30	テレメータ-	通報、公表
遠野市	西内	遠野土木センター	土淵町筋内 1-45-3	西内	39° 24' 26"	141° 37' 6"	400			H11.4.1	テレメータ-	通報、公表
遠野市	足ヶ瀬	遠野土木センター	上郷町細越 38 日光 22-24		39° 15' 11"	141° 39' 0"	466			H11.4.1	テレメータ-	通報、公表
遠野市	馬越峠	遠野土木センター	附馬牛町東禅寺 16-66-7	馬越峠	39° 24' 55"	141° 26' 23"	740			H11.4.1	テレメータ-	通報、公表
遠野市	権現	遠野土木センター(遠野ダム)	上郷町来内 11 地割 12 番		39° 16' 22"	141° 33' 4"	380			S58.4.1	テレメータ-	通報、公表
遠野市	遠野	気象庁	松崎町白岩 24 地割		39° 20.3'	141° 32.6'	275	162	H19.9.7	S49.11.1	7 対 7	
遠野市	附馬牛	気象庁	附馬牛町上附馬牛 19 地割		39° 27.4'	141° 30.4'	440	138	H19.9.17	H17.10.27	7 対 7	
遠野市	上宮守	北上川ダム統合管理事務所	宮守町上宮守 15		39° 24' 1"	141° 26' 30"	850	284	H10.9.22	S33.9.8	テレメータ-	公表
遠野市	遠野部	岩手河川国道事務所	宮守町遠野部第 46 地割		39° 24' 50.0"	141° 23' 10.0"	310	134	H13.8.27	S31.4.1	自記	冬期閉局
遠野市	宮守	遠野市	宮守町字下宮守 29-73-1	遠野消防署宮守出張所	39° 20' 33"	141° 21' 37"	127	120	S62.8.17	S61.8.21	自記	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈沿岸広域振興局土木部管内〉												
釜石市	釜石 大畑(洞 泉)	沿岸広域振興局土木部	新町 6-50	沿岸広域振興局	39° 15' 47"	141° 51' 3"	20	331	H14.7.11	S53.5.30	テレメータ-	通報、公表
釜石市		沿岸広域振興局土木部	甲子町 8-1-9	県合同庁舎	39° 15' 20"	141° 47' 0"	80	304	H14.7.11	H12.4.1	テレメータ-	通報、公表
釜石市	中川目	沿岸広域振興局土木部	松倉国有林内 9林班 8林班	中川目	39° 18' 23"	141° 46' 46"	700	245	H14.7.11	S56.4	テレメータ-	通報、公表
釜石市	和山	沿岸広域振興局土木部	橋野町 15-31	栗橋牧野農協	39° 23' 22"	141° 42' 3"	740	141	H14.7.11	S62.4.1	テレメータ-	通報、公表
釜石市	日向(人管 理事務所)	沿岸広域振興局土木部(日向ダム)	甲子町第16地割 2-82	日向ダム	39° 17' 21"	141° 48' 8"	170	249	H14.7.10	H7.12.12	テレメータ-	通報、公表
釜石市	大橋	沿岸広域振興局土木部	甲子町第1地割 90-19	国道283号沿い	39° 17' 06"	141° 42' 44"	301	253	H28.8.30	H26.12.20	テレメータ-	通報、公表
大槌町	大槌橋	沿岸広域振興局土木部	末広町	大槌橋上流右岸	39° 21' 47"	141° 54' 11"		194	H29.9.18	S62.4.1	テレメータ-	通報、公表
釜石市	釜石	気象庁	港町		39° 16.2'	141° 52.7'	5	327	S54.10.19	S49.11.1	7マス	
大槌町	大槌	気象庁	金沢		39° 26.3'	141° 48.4'	120	192.5	H28.8.30	H12.11.17	7マス	



市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈宮古土木センター管内〉												
宮古市	宮古	宮古土木センター	五月町 1-20	宮古地区合同庁舎	39° 38' 41"	141° 56' 57"	25	303	S56.9.27	不明	テレメータ-	通報、公表
宮古市	中沢	宮古土木センター	長沢		39° 35' 30"	141° 52' 30"	90			H11.4.1	テレメータ-	通報、公表
宮古市	津軽石川 (新町)	宮古土木センター	津軽石新町下第9地割 字吉原 56-1		39° 34' 47"	141° 56' 36"	5			H6.4.1	テレメータ-	通報、公表
宮古市	宮古	気象庁	鯉ヶ崎下町	宮古特別地域気象観 測所	39° 38.8'	141° 57.9'	43	319	H12.7.8	M16.3.1	7㊦ス	
宮古市	長沢	宮古土木センター	腹帯 4-143-1	長沢牧場	39° 32' 25"	141° 45' 24"	1025	191	S56.9.27	S54.4.1	テレメータ-	通報、公表
宮古市	峠の神山	宮古土木センター	和井内7地割 1		39° 43' 12"	141° 47' 5"	1160	(2日)358	S56.9.27	S54.4.1	テレメータ-	通報、公表
宮古市	和井内	宮古土木センター	和井内第11地割2番	和井内小学校	39° 41' 16"	141° 42' 55"	235	137.5	S56.8.23	S25.4.1	テレメータ-	通報、公表
宮古市	茂市	宮古市	茂市 2-112-1	宮古市新里総合事務 所	39° 37' 24"	141° 47' 24"	70	196.5	S56.8.22	S50.7.1	自記	
山田町	関口川 (山田)	宮古土木センター	山田第13地割		39° 28' 18"	141° 57' 17"	2			H6.4.1	テレメータ-	通報、公表
山田町	豊間根	宮古土木センター	豊間根六乳山国有林53林班1/2小林班		39° 28' 47"	141° 51' 46"	170			S62.4.1	テレメータ-	通報、公表
山田町	山田	気象庁	織笠第11地割		39° 27'	141° 57.4'	24	259	S61.8.5	S50.5.22	7㊦ス	
宮古市	小国	宮古土木センター	大字江繁第11地割35 番地	大久保集会所	39° 32' 41"	141° 39' 39"	270			H11.4.1	テレメータ-	通報、公表
宮古市	区界	気象庁	区界第2地割		39° 39'	141° 21.2'	734	145	H19.9.17	H5.10.7	7㊦ス	
宮古市	川井	気象庁	川井		39° 35.9'	141° 40.9'	192	183	H28.8.30	S52.12.2	7㊦ス	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈岩泉土木センター管内〉												
岩泉町	サウトガ森	宮古土木センター	大字大川上外山 86-3		39° 42' 51"	141° 33' 59"	1090	246	S56.8.22	S53.4.1	テレメータ	通報、公表
岩泉町	岩泉	岩泉土木センター	大字岩泉字松橋 24-3	岩泉合同庁舎	39° 50' 22"	141° 48' 0"	100	286	S2.4.5	S19.2.1	テレメータ	通報、公表
岩泉町	山岸	岩泉土木センター	門字山岸 48-3	山岸の沢2砂防ダム	39° 51' 56"	141° 39' 32"	305	286		H12.4.1	テレメータ	通報、公表
岩泉町	種倉	岩泉土木センター	釜津田字種倉 18-5	種倉の沢砂防ダム	39° 48' 8"	141° 35' 54"	430	286		H12.4.1	テレメータ	通報、公表
岩泉町	鈴峠	岩泉土木センター	安家大字坂本国有林42林班レ小林班		39° 57' 15"	141° 35' 25"	920		S61.5.25	S49.11.1	テレメータ	通報、公表
岩泉町	岩泉	気象庁	岩泉字中家		39° 50.8'	141° 47.7'	105	199	H19.9.7	S49.11.1	7ダース	
岩泉町	小本	気象庁	小本字下中野		39° 50.8'	141° 57.8'	3	272	H12.7.8	S52.10.26	7ダース	
岩泉町	安家支所	岩泉町	安家字日藤 66	安家支所	39° 59' 10"	141° 43' 43"	269	235	H28.8.30	S51.12	テレメータ	支所移転に伴う移設 (R2.6.1)
岩泉町	釜津田	岩泉町	釜津田字沢口 46-1	三上裕 方	39° 47' 0"	141° 33' 26"	461	179	H28.8.30	S68.10.6	テレメータ	
岩泉町	本庁	岩泉町	岩泉字惣畑 59-5	岩泉町役場	39° 47' 37"	141° 47' 47"	106.7	196	H28.8.30	S49.8.1	テレメータ	
岩泉町	国境	岩泉町	門字国境 34	藤根 勉 方	39° 55' 4"	141° 34' 50"	467	137	H28.8.30	S68.10.6	テレメータ	
岩泉町	坂本	岩泉町	安家字大平 40	佐藤裕子 方	39° 58' 7"	141° 36' 45"	462	246	H28.8.30	S59.10.1	テレメータ	
岩泉町	小川支所	岩泉町	門字町 66-1	岩泉町小川支所	39° 52' 37"	141° 38' 58"	281	166	H2.11.4	S51.12	テレメータ	
岩泉町	小本支所	岩泉町	小本字南中野239-1	岩泉町小本支所	39° 50' 33"	141° 57' 31"	3.9	360	S56.9.26	S52.11	テレメータ	
岩泉町	大川支所	岩泉町	大川字下町 117-4	岩泉町大川支所	39° 48' 7"	141° 39' 11"	307	216	H28.8.30	S53.6	テレメータ	
岩泉町	有芸支所	岩泉町	上有芸字糠ヶ淵 5-4	岩泉町有芸支所	39° 46' 41"	141° 48' 41"	419.4	274	H2.11.4	S51.12	テレメータ	
岩泉町	権現	岩泉町	釜津田字権現28	前川 超 方	39° 51' 15"	141° 32' 48"	515	199	H28.8.30	H26.4.1	テレメータ	
岩泉町	権取	岩泉町	釜津田字大板屋28	西間 薫 方	39° 43' 51"	141° 26' 19"	799	118	H28.8.30	H26.4.1	テレメータ	
岩泉町	栢の木	岩泉町	下有芸字栢の木108	工藤 幸雄 方	39° 45' 44"	141° 49' 50"	349.5	209	H28.8.30	H26.4.1	テレメータ	
田野畑村	野辺山	県北広域振興局土木部	字長根		39° 57' 46"	141° 47' 52"	605			S61.7.1	テレメータ	通報、公表
田野畑村	田野畑	田野畑村	田野畑143-1	防災行政無線屋外子局柱	39° 55' 04.85"	141° 53' 19.8"	225	237		R2.10.1	テレメータ	
田野畑村	島越	田野畑村	松前沢31-6	防災行政無線屋外子局柱	39° 54' 51.4"	141° 55' 39.6"				R2.10.1	テレメータ	
田野畑村	羅賀	田野畑村	明戸692-1	防災行政無線屋外子局柱	39° 56' 50.9"	141° 55' 5.2"				R2.10.1	テレメータ	
田野畑村	沼袋	田野畑村	尾肝要121	防災行政無線屋外子局柱	39° 56' 32.4"	141° 49' 54.8"				R2.10.1	テレメータ	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈県北広域振興局土木部管内〉												
久慈市	久慈	県北広域振興局土木部	八日町1丁目1番地	県北広域振興局	40° 11' 31"	141° 45' 50"		276	S41.10.13	S31.1.1	レベルター-	通報、公表
久慈市	高根	滝ダム	山根町字深田第14地割38-2		40° 5' 45"	141° 41' 35"	335	265	H11.10.28	S56.11.4	レベルター-	通報、公表
久慈市	滝ダム	滝ダム	小久慈町第1地割35-23	滝ダム	40° 9' 08"	141° 43' 16"	180	229	H12.7.8	S56.11.4	レベルター-	通報、公表
久慈市	端神	滝ダム	山根町端神第3地割41-5		40° 2' 48"	141° 41' 53"	355	316	H12.7.8	S56.11.4	レベルター-	通報、公表
久慈市	下戸鎖	気象庁	山根町字下戸鎖		40° 5'	141° 42.7'	239	316	H11.10.28	S53.12.21	7マス	
久慈市	久慈	気象庁	小久慈町第24地割		40° 10.1'	141° 44.9'	13	224	S57.5.21	S49.11.1	7マス	
久慈市	久慈	久慈市	長内町 29-21-1	久慈消防署	40° 11' 16"	141° 47' 6"				H24.3.21	自記	
久慈市	五枚橋	県北広域振興局土木部	山形町戸呂町第1地割66番1	五枚橋峠	40° 13' 45"	141° 31' 52"	500			S61.7.1	レベルター-	通報、公表
久慈市	明神	県北広域振興局土木部	山形町川井第17地割 明神 23-61		40° 7' 17"	141° 31' 34"	580			S61.7.1	レベルター-	通報、公表
久慈市	小国	滝ダム	山形町小国第12地割129-2		40° 4' 20"	141° 36' 47"	447	202	H11.10.28	S56.11.4	レベルター-	通報、公表
久慈市	山形	気象庁	山形町川井		40° 8.9'	141° 34.3'	290	243	H11.10.28	S52.10.31	7マス	
久慈市	山形	久慈市	川井 8-31	久慈消防署山形分署	40° 8' 52"	141° 34' 17"				H24.3.21	自記	
洋野町	種市	洋野町	種市 23-27-6	久慈消防署種市分署	40° 24' 33"	141° 43' 4"				H24.3.21	自記	
洋野町	大野	気象庁	大野		40° 16.9'	141° 40'	200	257	H12.7.8	S50.5.23	7マス	
洋野町	大野	洋野町	大野 8-15	久慈消防署大野分署	40° 16' 57"	141° 37' 22"				H24.3.21	自記	
洋野町	高取山	県北広域振興局土木部	種市第14地割字松苗場64-9		40° 22' 34"	141° 38' 09"	230			H13.4.1	レベルター-	通報、公表
洋野町	種市	気象庁	種市第21地割		40° 24.2'	141° 42'	70	232	H19.11.11	S49.11.1	7マス	
野田村	明内川	県北広域振興局土木部	野田字第22地割字明内118番地2地先		40° 6' 18"	141° 47' 11"	80			H13.4.1	レベルター-	通報、公表
野田村	野田	野田村	野田 20-30-1	久慈消防署野田分署	40° 6' 37"	141° 49' 7"				H24.3.21	自記	
普代村	普代	気象庁	第13地割字普代		40° 0.2'	141° 53'	8	290	H18.12.27	S51.11.22	7マス	
普代村	普代	普代村	第14地割字留部 35-23	久慈消防署普代分署	40° 0' 28"	141° 53' 17"				H24.3.21	自記	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
〈二戸土木センター管内〉												
二戸市	小祝	青森河川国道事務所	大字白鳥字小田沢 38		40° 14' 19"	141° 20' 30"	200	182	H11.10.28	S46.4	テレメータ	公表
二戸市	上斗米	青森河川国道事務所	大字上斗米字元六130		40° 16' 05"	141° 12' 10"	80	148	H25.9.16	S46.4	テレメータ	公表
二戸市	上川代	二戸土木センター	上斗米上川代 35-139	上川代養魚場から 500m先	40° 15' 47"	141° 6' 37"	400	170	H19.9.18	H11.7.1	テレメータ	通報、公表、冬期閉局
二戸市	二戸	二戸土木センター	石切所字荷渡 6-3	二戸地区合同庁舎	40° 16' 8"	141° 17' 40"	135	131	H25.9.16	H15.7.29	テレメータ	通報、公表、冬期閉局
二戸市	二戸	気象庁	堀野字馬場		40° 17' 9"	141° 17' 9"	87	207	H11.10.28	S49.11.1	7㊦ス	
二戸市	下斗米	二戸市	下斗米字下平 59	下斗米小学校	40° 17' 0"	141° 15' 20"			H16.10.1	H16.10.1	テレメータ	公表(二戸市土砂災害相 互通報システムHP)
二戸市	海上	二戸市	野々上字濱谷地 94-5	海上ふるさと交流館	40° 18' 42"	141° 14' 13"			H16.10.1	H16.10.1	テレメータ	公表(二戸市土砂災害相 互通報システムHP)
二戸市	金田一	二戸市	金田一字馬場 80	金田一コミュニティセン ター	40° 18' 53"	141° 18' 45"			H16.10.1	H16.10.1	テレメータ	公表(二戸市土砂災害相 互通報システムHP)
二戸市	御辺地	二戸市	安比字上大築 4-2	御辺地生活改善セン ター	40° 13' 51"	141° 13' 31"			H16.10.1	H16.10.1	テレメータ	公表(二戸市土砂災害相 互通報システムHP)
二戸市	根森	二戸市	上斗米字下坂 53-1	根森総合センター	40° 16' 38"	141° 9' 10"			H16.10.1	H16.10.1	テレメータ	公表(二戸市土砂災害相 互通報システムHP)
二戸市	天台の湯	二戸市	浄法寺町黒沢 133-1	稲庭交流センター 天台の湯	40° 11' 52.0"	141° 05' 26.1"			H20.10.1	H20.10.1	テレメータ	公表(二戸市土砂災害相 互通報システムHP) 中戸、新屋・稲庭は世界測地系
二戸市	谷地屋敷	二戸市	浄法寺町谷地屋敷 38-1	小屋敷青年会館	40° 09' 38.8"	141° 08' 30.3"			H20.10.1	H20.10.1	テレメータ	公表(二戸市土砂災害相 互通報システムHP) 中戸、新屋・稲庭は世界測地系
二戸市	山内	二戸市	浄法寺町山内 33-7	浄法寺町センター	40° 08' 58.4"	141° 05' 0.3"			H20.10.1	H20.10.1	テレメータ	公表(二戸市土砂災害相 互通報システムHP) 中戸、新屋・稲庭は世界測地系
軽米町	板橋	東北広域振興局土木部	大字上館第62地割笹渡		40° 19' 44"	141° 34' 44"	275			S61.7.1	テレメータ	通報、公表、冬期閉局
軽米町	軽米	気象庁	大字上館第15地割		40° 19.5'	141° 28' 00"	148	220	H11.10.28	S49.11.1	7㊦ス	
軽米町	小軽米	青森県三八地域民局地域整備部	大字小軽米字外角地7地割 23		40° 18' 7"	141° 31' 46"	195			H10.4.1	テレメータ	公表、冬期閉局
軽米町	外川目	青森県三八地域民局地域整備部	大字軽米第20地割字 外川目 257-4		40° 19' 56"	141° 26' 21"	285			H15.2.20	テレメータ	公表
一戸町	妻の神	青森河川国道事務所	大字中里字中里 93-2		40° 11' 55"	141° 15' 52"	250	163	H25.9.16	S45.3	テレメータ	公表
一戸町	姉帯	青森河川国道事務所	大字姉帯字馬場 31-15		40° 10' 00"	141° 19' 44"	196	278	S33.7.29	S32.4	テレメータ	公表
一戸町	平糠	青森河川国道事務所	大字平糠字東 127-96		40° 6' 39"	141° 19' 9"	280	159	H18.10.7	S43.6	テレメータ	公表
一戸町	小友	二戸土木センター	大字小友字半在家 164番	一戸消防団第5分団第 2部	40° 10' 22"	141° 15' 19"	270	171	H25.9.16	H11.7.1	テレメータ	通報、公表、冬期閉局
一戸町	奥中山	気象庁	小繋字西田子		40° 3.6'	141° 13.5'	430	154	H3.8.31	S52.10.27	7㊦ス	
一戸町	一戸	一戸町	関屋	二戸消防署一戸分署	40° 11' 50"	141° 18' 50"	145.6	158	H3.8.30	S55.4	日記	
二戸市	手倉森	青森河川国道事務所	浄法寺町手倉森 67		40° 14' 41"	141° 6' 16"	330	155	H19.9.17	S45.4	テレメータ	公表

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高 (m)	既往最大 日雨量	観測 年月日	観測開始 年月日	観測方式	備考
二戸市	中央橋	二戸土木センター	浄法寺町名越 7-4	中央橋下流右岸	40° 11' 20"	141° 10' 29"	190	171	H25.9.16	H11.7.1	テレメータ	通報、公表、冬期閉局
二戸市	浄法寺	二戸市	浄法寺町下前田 41-7	二戸消防署浄法寺分 署	40° 10' 20"	141° 9' 20"	220	133	S61.8.5	S50.10	自記	
九戸村	屋形場	二戸土木センター	大字伊保内 18-41-6	九戸スキー場	40° 11' 23"	141° 24' 37"	400.2	144	H18.10.7	S62.4.1	テレメータ	通報、公表、冬期閉局
九戸村	伊保内	青森県三八地域民局地域整備部	大字伊保内字南田 25-93		40° 12' 37"	141° 24' 55"	285			H10.4.1	テレメータ	公表
九戸村	下平	青森県三八地域民局地域整備部	大字戸田第13地割字下平 13		40° 10' 2"	141° 25' 39"	350			H15.2.20	テレメータ	公表
九戸村	戸田	青森県三八地域民局地域整備部	大字戸田第4地割字高屋敷 10-313		40° 6' 39"	141° 26' 43"	430			H15.2.20	テレメータ	公表
九戸村	葉ノ木沢	青森県三八地域民局地域整備部	大字江刺家第18地割字葉ノ木沢 76-3地先		40° 16' 15"	141° 24' 28"	245			H15.2.20	テレメータ	公表